



2022年8月10日

各 位

会 社 名 アルテリア・ネットワークス株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 株本 幸二
(コード番号:4423 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員CAO 中村 孝裕
(TEL. 03-6823-0555)

特別調査委員会調査報告書の受領及び今後の対応方針について

当社は、2022年8月10日、特別調査委員会(注)により調査報告書を受領致しましたのでお知らせいたします。

この度の問題に対し、株主・投資家の皆様、取引先の皆様その他多くのステークホルダーの皆様
に、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

(注)2022年6月13日開示の「調査委員会の設置及び第7回定時株主総会の継続会の開催方針
に関するお知らせ」参照

記

1. 調査報告書の内容・本件諸問題の概要

本開示の末尾に調査報告書の概要及び全文(日本語)を添付しております。なお、公表する調査報告書においては、特別調査委員会の了承のもと、個人のプライバシーの保護及び秘密情報保護等の観点から、個人名等の一部分及び別紙につき、不開示措置を採っております。何卒、ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

2. 決算への影響

本件による2022年3月期の当社通期業績及び今後の当社業績に対する影響につきましては、確定次第速やかに公表させていただきます。

3. 今後の対応

当社は、特別調査委員会の調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定し、関係者の処分等を含む必要な検討を進めてまいります。

なお、再発防止策の具体的な内容については、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上

調査報告書（要約版）

2022年8月10日

アルテリア・ネットワークス株式会社 特別調査委員会

委員長 本村 健

委員 和田 芳幸

委員 中村 孝裕

第1. 特別調査委員会による調査の概要

1. 特別調査委員会設置の経緯

2022年6月8日、アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」という）の従業員1名（以下「本件従業員」という）が、携帯電話会社1社（以下「本件電話会社」という）から接続料金を不正に取得していたとして（以下「本件」という）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（組織的詐欺）などの容疑により警察に逮捕された。また、一部報道機関により、本件の被疑事実は、通信事業者の間で通話時間に応じて支払われる接続料金（アクセスチャージ）の仕組みを悪用して、意図的な機械発信を生成し、本件電話会社に当該着信にかかる接続料金を支払わせたというものであり、本件従業員のほか、当社の代理店1社（以下「本件代理店」という）の役員を含む十数名が逮捕されたとの報道がなされた。他方、当社は、本件について何ら事実関係を把握していなかった。

かかる事態を受け、当社取締役会は、同月10日、本件に関する事実の確認及び原因究明（以下「本調査」という）のため、外部有識者を交えた「特別調査委員会」（以下「当委員会」という）を設置することを決議した。

なお、本件従業員はその後、本件について起訴されたものの、その容疑は、アクセスチャージを詐取したとの逮捕時のものと異なり、定額料金サービスの対象外である機械的連続発信の意図を秘して同サービスを契約し、従量制料金との差額を利得した疑いがあるとされたものである。

しかし、当委員会は、かかる被疑事実の下でもなお、アクセスチャージの仕組みの悪用につき当社の組織的関与の有無等を明らかにする必要があるとの判断により、当初の予定どおり調査を進めた。

2. 特別調査委員会の構成

委員長：本村 健（当社社外監査役（独立役員）、弁護士 岩田合同法律事務所）

委員：和田 芳幸（公認会計士 株式会社 KIC 代表取締役）

委員：中村 孝裕（当社常務執行役員 CAO）

3. 委嘱事項

- ① 本件に関する事実関係の調査
- ② 本件に類似する事象の有無の調査
- ③ 本件が生じた原因・背景の究明
- ④ 再発防止策の提言

4. 本調査の対象範囲

当委員会は、通話・通信を問わず当社が自らまたは第三者をして通信量を増加させて売上が増加している事象を類似案件と捉え、その有無を調査することとし、検討の結果、本件代理店に加え1社（以下「類似調査対象会社」という）との取引を調査対象とした。

5. 本調査の期間

当委員会は、2022年6月10日から2022年8月4日まで本調査を実施した。この期間中、当委員会は合計13回開催した。

6. 前提事項

本書は、当委員会が作成した2022年8月10日付け調査報告書を要約したものである。本調査の方法その他の詳細については同調査報告書を参照されたい。また、本調査には次の前提及び限界がある。

当委員会は、当委員会による本調査の結果が、前述第1・1記載の目的以外の目的のために用いられることを予定しておらず、当社からの委託の範囲内において当社に対して負う責任のほかに、如何なる意味においても第三者に対して何らの責任を負うものではない。また、当委員会は、関係者に関する民事上及び刑事上の法的責任の認定ないし追及を目的とするものではない。

当委員会による本調査は、時間的制約の中で限られた調査方法に基づき実施されたものであり、強制力を伴わない本調査には一定の限界がある。また、当委員会は、本調査により、調査の目的を果たすための合理的な基礎を得たものと判断しているが、より時間をかけて、または他の調査方法を採用していたならば、あるいは、後日に重要な情報等が開示され、または提供されていないことが明らかとなった場合には、本調査の結果と異なる結果になる可能性は否定できず、調査結果が完全であることを保証することはできない。また、本調査による調査結果が本件に関する刑事訴訟手続き等における将来の裁判所を含む官公庁の判断結果と一致することを保証することもできない。

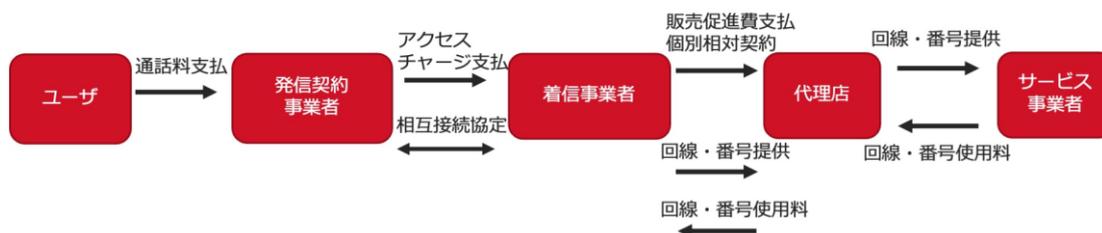
第 2. 本調査の前提事実

1. 当社の概要

会社名	アルテリア・ネットワークス株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 CEO 株本 幸二
本店所在地	東京都港区新橋 6 丁目 9 番 8 号住友不動産新橋ビル
設立	1997 年 11 月 4 日
資本金	5,150 百万円（2022 年 3 月 31 日現在）
従業員数	787 名（2022 年 3 月 31 日現在） ※グループ全体（臨時雇用者数を含まない）
事業内容	電気通信事業法に基づく電気通信事業、データ通信サービス事業、データセンター事業、電気通信工事業

2. アクセスチャージに関する取引の概要等

(1) アクセスチャージビジネスの概要



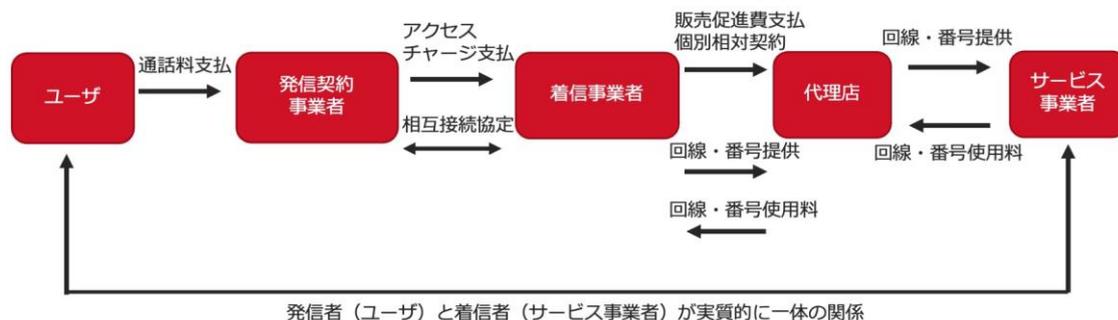
アクセスチャージとは、電話回線を保有する通信事業者間で支払われる接続料金である。電話回線を保有する通信事業者間では相互接続協定が締結されており、相互に、相手方の回線に接続された電話番号から自己の回線に接続された電話番号への接続を受け入れるものとされている。

ユーザが発信契約事業者の電話番号から着信事業者の電話番号に電話をかけた場合、発信契約事業者は、ユーザから通話料の支払いを受けるとともに、着信事業者に対して通話時間に応じたアクセスチャージを支払う。

着信事業者は、自己の回線に接続する電話番号をサービス事業者その他の利用者に対して直接提供するほか、代理店に提供することもある。そして、着信事業者と代理店との間の契約上、着信事業者から代理店に対して、提供した電話番号への着信量（通話時間）を基礎に算定される販売促進費が設定されることがある。販売促進費は、代理店にとって、着信を集めることのできるサービス事業者に当該電話番号を再提供するインセンティブとして機能する。代理店と二次代理店やサービス事業者との間で同様のインセンティブが設定されることがある。

本件において、当社は着信事業者の立場にある。

(2) アクセスチャージの不正利用スキームの概要



代理店から電話番号の提供を受けたサービス事業者が、当該電話番号に発信するユーザと一体の関係となり、当該ユーザが発信契約事業者との間で通話料の定額サービス契約を締結したうえで、機械を用いる等の方法により、サービス事業者の電話番号に向けて、通話の実態を伴わない大量発信（以下「不正呼」という）を行う。ユーザが支払う通話料は定額であるのに対し、着信事業者から代理店、代理店からサービス事業者に支払われるインセンティブは通話時間に応じた額となるため、サービス事業者（＝ユーザ）は、電話をかければかけるほど利益を得ることとなる。

第3. 本調査の結果の概要

当社は、2018年11月、本件代理店との間でインセンティブの設定を含む「IP通信サービス提供契約」を締結し、同年12月から取引を開始した（以下「本件取引」という）。

取引開始から間もなく、本件代理店に提供した電話番号へ着信について技術部門から不正呼の疑いがある旨が報告されたことから、当社は本件電話会社に対して当社の取引先に不正呼の疑いがある旨等を報告し、その後、本件代理店との間で、本件代理店において責任をもって、違法もしくは不正の利益を得る等の目的でIP通信サービスを利用しないこと等をその顧客及び二次代理店に遵守させる旨の覚書（以下「本件覚書」という）を締結した。

当委員会が、本件取引に関して行った調査の結果の概要は次のとおりである。

1. 本件従業員を除く当社従業員及び役員の不正呼の認識等

本調査の結果、本件従業員を除く当社従業員及び役員について、当社から本件代理店に提供された番号に対して本件代理店やその先の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められず、当社が本件に組織的に関与したことを示す証拠は一切発見されなかった。

2. 本件従業員に関して判明した事実関係等

当委員会の調査の結果、本件従業員が、本件取引に関して、当社の営業部社員として

の業務行為の範疇を超えた特別な行為を行った事実は確認できなかった。

また、本件従業員の弁護人から聴取したところによると、本件従業員は本件について、不正呼に加担する行為は一切しておらず、不正呼が行われている旨の認識もなかったとのことである。この点に関し、本件取引に関する本件従業員の説明には、当委員会が接した各証拠と決定的に矛盾するものは見当たらなかった。

他方、本調査の結果、本件代理店代表者が本件従業員に対して2019年夏頃から継続的に現金を提供していたこと、2020年9月には本件従業員が実質的に支配する会社が設立され、本件代理店の先の代理店から同社に対し業務委託料名目で金銭が支払われていたこと等、本件従業員が本件取引に関連して個人的に経済的利益の供与を受けていた事実が判明した。

この点、本件従業員は、これらの経済的利益の供与は、アクセスチャージビジネスについての接待費的なもの等と認識しており、不正呼への加担の対価や口止め料といった性格のものではないと認識しているとのことであった。

本調査に限界があることも踏まえれば、当委員会は、本件従業員が本件代理店代表者等から経済的利益の供与を受けていた理由について、本件従業員の客観的かつ具体的な犯罪行為への加功行為を認定することはできないが、さりとて、本件従業員の述べる過剰な接待に過ぎないとの主張を受け入れ、アクセスチャージの不正利用スキームと全く無関係であったと結論付けることもできない。

第4. 類似案件調査

当委員会による類似案件調査の結果、当委員会が実施した不正呼の分析から、当社が類似調査対象会社に対して提供した番号に向けて不正呼がなされていないと断定することはできなかったが、類似調査対象会社とのIP通信サービス提供契約締結に至る経緯、契約締結に向けた交渉過程や稟議承認の過程において問題となる点が見当たらなかったこと、同社の役員からも類似案件の存在を認める発言がなかったこと、及び本調査の結果、当社の役職員について不正呼の存在を認識していたことを示すものがなかったことから、当社が類似調査対象会社に対して提供した番号に向けて不正呼がなされていたと断定することもできなかった。

第5. 原因分析

本調査の結果、本件について本件従業員が、如何なる認識を持ち、如何なる形でアクセスチャージの不正利用スキームに関与したのか、あるいは関与していなかったのかは依然として不明であり、この点の解明は刑事訴訟の結果を待つほかない。

もっとも、現時点で本件従業員の犯罪行為への具体的な関与の状況等が不明であるとはいえ、当委員会の調査の結果、本件従業員が本件代理店代表者等より多額の経済的利益の供与を受けていた事実が判明している。本件に関する公訴事実が真実であると仮定

すれば、かかる本件従業員と本件代理店代表者との異常な癒着状態がその原因の一端をなすことに疑いはないことから、当委員会はかかる観点からの原因の分析・検討を行った。

1. 営業部門内の人事ローテーションの不足

本件従業員と本件代理店代表者との異常な癒着状態が生じた根本的な要因として、IPテレフォニーサービスが当社においてニッチ（傍流）なビジネスであり、また関与者数が少ないがゆえ、営業部門内における人事ローテーションが不足していたことが挙げられる。すなわち、本件従業員は契約当初より一貫して本件代理店の営業を担当していたが、本件従業員が担当する他の取引先との間においても長期に亘って担当者のローテーションが実施されておらず、近い将来において本件従業員の本件代理店を含む営業担当先について、担当者のローテーションが行われる見込みがなかった。このような人材配置の固定化が、本件代理店代表者において本件従業員を抱き込みたいとの不当な動機の誘因となったものと考えられる。

2. コンプライアンスに関する社内規程の不徹底

当社は、社内規程において、職務に関し不当な金品を授受すること、及び取引先関係者から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の供与を受けるなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行うことを禁じており、また、当社の事前の承認なき兼職を禁止している。

しかし、本件従業員が社内規程に違反して多額の経済的利益の供与を受け、さらには個人会社の設立に及んでいたように、社内においてコンプライアンス意識の徹底が図られていなかったといえ、それが本件の要因の一つとなったと考えられる。

3. アクセスチャージビジネスに内在するリスクについての感度

本件覚書締結以後も、本件代理店の着トラフィックについては、技術部門において度々、不審な着トラフィックが認識され、技術部門では、本件代理店ないしその先の代理店が不正呼に関わっているのではないかとの疑念を抱く者もいた。しかし、本件覚書の締結によって本件取引の継続につき法的には問題がないとの認識が、IPテレフォニーサービスの営業部門において固定化し、技術部門における疑念はいわば封殺されてしまった。

その後、2021年7月には、通信事業を営む会社の実質的経営者ら15人が、アクセスチャージを得る目的で本件電話会社の通話料無料プランを悪用して発信を繰り返したなどとして組織犯罪処罰法違反の疑いで愛知県警に逮捕された旨の報道がなされ、これによりアクセスチャージの不正利用スキームが犯罪に該当する可能性が初めて社会的に取り沙汰されることとなった。この報道を契機に、営業部門において本件取引を改めて注

視し、これを担当する本件従業員に対する監視の目をより強めていけば、本件従業員と本件代理店代表者との癒着を断ち切ることができた可能性もなかったとはいえない。

これらの観点からすれば、当社において傍流でありかつ関与者数の少ない IP テレフォニーサービスとはいえ、営業部門においてアクセスチャージビジネスに内在するリスクへの感度が不足していたことが、結果として本件従業員と本件代理店代表者との癒着を許してしまった背景事情の一つとなった可能性が指摘できる。

第 6. 再発防止策

1. 実現可能で効果的な営業担当者の癒着防止策の導入

本件では、本件従業員が個人的な利得を目的として、担当営業先である本件代理店代表者と癒着して不正な経済的利益の供与を受けていた。かかる不正類型は社内管理体制のみではその発生の防止に限界があるともいえるが、類似の不正が再発する可能性を低減させるために、今後、営業担当者と営業先との癒着防止策として、営業担当者の定期的なローテーション制を含む実現可能で効果的な対策を導入することが重要であると考えられる。

2. コンプライアンス意識の浸透・徹底のための諸施策の実施

当社は、社内コンプライアンスに関する諸規程を整備しており、またコンプライアンス委員会を設置し、従業員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関するアンケートも行って必要なフィードバックを実践しているところ、これらに定型的な不足があったとまでは評価できない。

しかし、本件従業員において、業務上のコンプライアンス意識が決定的に欠如していたことには疑いがなく、そうであれば、当社においては、顧客や代理店と接する機会の多い営業部門を中心に、より一層のコンプライアンス意識の徹底のため、コンプライアンス教育の拡充を図るとともに、業務の現場においてコンプライアンスに関する規程が遵守されコンプライアンス意識が浸透しているか、定期的な点検・確認を全社的に実施する具体的な方策を検討すべきである。

3. 傍流ビジネスに内在するリスクの感度向上と洗い出しの徹底

事業に関するリスクの把握・分析、及びその結果をふまえた継続の要否、または方針見直し等は、特に傍流ビジネスにおいて不断に更新されるべきものであり、そのためには常にアンテナを高くし感度を向上させることが不可欠である。

本件では、アクセスチャージビジネスに特有の事業リスク、すなわち代理店に対する管理監督に限界があり、不正利用スキームを探知、根絶することができないリスクへの感度の不足が、結果として本件従業員と本件代理店代表者との癒着を許してしまった背景事情の一つとなった可能性も指摘できるところ、当社においては、改めて、各ビジネ

ス、特に傍流ビジネスに内在するリスクの洗い出しを行い、同取引に対する取扱方針を
不断に検討することが求められる。

以 上

調査報告書 (開示版)

2022年8月10日

アルテリア・ネットワークス株式会社

特別調査委員会

目次

第1. 特別調査委員会による調査の概要	1
1. 特別調査委員会設置の経緯.....	1
2. 特別調査委員会の構成.....	2
3. 委嘱事項.....	2
4. 本調査の対象範囲及び対象期間.....	3
(1) 本調査の対象範囲.....	3
(2) 本調査の対象期間.....	6
5. 本調査の期間及び方法.....	6
(1) 本調査の期間.....	6
(2) 本調査の方法.....	6
6. 調査の前提及び限界.....	9
第2. 本調査の前提事実	11
1. 企業概要.....	11
2. 主な沿革.....	11
3. 企業統治体制.....	11
(1) 主要な会議体.....	11
(2) リスク管理及びコンプライアンスに関する体制.....	12
(3) 通報・相談制度.....	13
4. 組織体制とその変遷等.....	13
5. 主要な経営指標等の推移.....	14
(1) 連結経営指標.....	14
(2) 単体経営指標.....	14
6. アルテリアの設備保全に関する体制の概要.....	14
第3. アクセスチャージに関する取引の概要	16
1. アクセスチャージビジネスの概要.....	16
(1) アクセスチャージの概要.....	16
(2) 着信 AC ビジネスの概要.....	16

2. 着信 AC の不正利用スキームの概要	17
3. アルテリアにおける現状の着信 AC ビジネスに関する取引実施実績	17
第4. 本調査において判明した事実.....	18
1. アルテリアと A 社との間の取引等に関する事実関係	18
(1) A 社との本件取引が開始されるに至る経緯	18
(2) P 社とのアクセスチャージに関する協議及び A 社との 2019 年 6 月 1 日付け覚書締結 に至る経緯	22
(3) 秒間呼量超過アラートの発生と A 社に対する対応要請	33
(4) BIS 事件の報道と A 社の着トラフィック量の急減及び回復	38
(5) トラフィック量超過問題の発生と A 社及び F 社に対する対応要請	43
2. A 氏を除くアルテリアの従業員及び役員の不正呼の認識に関する評価	46
(1) A 氏を除くアルテリアの従業員の不正呼の認識の有無	46
(2) アルテリアの役員（取締役及び執行役員）の不正呼の認識の有無	53
(3) 小括.....	56
3. A 氏に関して判明した事実関係等	57
(1) A 氏の本件に関する認識についての説明の概要	57
(2) A 氏の本件に関する認識についての説明に対する評価	59
(3) A 氏が a 氏ないし A 社の代理店から個人的に経済的利益を受けていた事実について	59
第5. 類似案件調査.....	67
1. 類似案件の有無の調査対象（更なる調査の対象）	67
2. 更なる類似案件の調査方法	67
3. 判明した事実関係及び評価	67
(1) F 社とのコミュニケーション	67
(2) F 社の見解	68
(3) 不正呼の有無に関するアルテリアの役職員の認識	68
第6. 不正呼とアクセスチャージ等をめぐる法律関係.....	69
1. 不正呼の監視と通信の秘密	69
2. 不正呼による着信とアクセスチャージの発生	70
3. 不正呼によるアクセスチャージと民法第 130 条第 2 項の適用関係	70
4. A 氏の使用者としての損害賠償責任	72
第7. 原因分析.....	73

1. はじめに.....	73
2. 営業部門内の人事ローテーションの不足.....	73
3. コンプライアンスに関する社内規程の不徹底.....	74
4. 着信 AC ビジネスに内在するリスクについての感度.....	74
第8. 再発防止策.....	76
1. 実現可能で効果的な営業担当者の癒着防止策の導入.....	76
2. コンプライアンス意識の浸透・徹底のための諸施策の実施.....	76
3. 傍流ビジネスに内在するリスクの感度向上と洗い出しの徹底.....	76
第9. 着信 AC ビジネスの構造上の問題点と通信業界全体に対する提言.....	78
1. 着信 AC ビジネスの構造上の問題点について.....	78
(1) 着信 AC ビジネスについて.....	78
(2) 取引事業者の事前のスクリーニングが困難であること.....	78
(3) 通信の秘密の制限による不正呼の調査等の限界（取引事業者の事後の排除が困難であること）.....	78
(4) 小括.....	80
2. 着信 AC の不正利用スキーム排除のための通信業界全体に対する提言.....	80
第10. 結語.....	81

人名表記一覧表

表記	役職 (2022年4月1日時点)
アルテリア	
A氏	営業部門社員
B氏	プロダクト部門社員
C氏	営業部門社員
D氏	元コーポレート部門役員
E氏	元取締役
F氏	取締役
G氏	元技術部門社員
H氏	技術部門社員
I氏	技術部門社員
J氏	技術部門社員
K氏	営業部門社員
L氏	技術部門役員
M氏	プロダクト部門社員
N氏	営業部門役員
O氏	技術部門役員
P氏	元内部監査部長
Q氏	プロダクト部門役員
R氏	コーポレート部門社員
S氏	取締役
T氏	プロダクト部門社員
U氏	コーポレート部門社員
V氏	コーポレート部門役員
W氏	営業部門社員
X氏	コーポレート部門役員
Y氏	営業部門社員
Z氏	営業部門社員
AA氏	技術部門社員
BB氏	技術部門社員
CC氏	元コーポレート部門社員

A 社	
a 氏	代表取締役
e 氏	役員
f 氏	役員
B 社	
b 氏	代表取締役
C 社	
c 氏	代表取締役
D 社及び E 社	
d 氏	代表取締役
F 社	
g 氏	役員
その他 (A 氏関係者)	
h 氏	—

第 1. 特別調査委員会による調査の概要

1. 特別調査委員会設置の経緯

2022年6月8日、アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「アルテリア」という。）の従業員である A 氏が、P 社から接続料金を不正に取得していたとして、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という。）違反（組織的詐欺）の容疑により警察に逮捕された（以下「本件」という。）。また、一部報道機関により、本件の被疑事実は、通信事業者の間で通話時間に応じて支払われる接続料金（アクセスチャージ）（なお、アクセスチャージその他関連する概念の説明、定義等については、後述第 3 において行う。以下同じ。）の仕組みを悪用して、意図的な機械発信を生成し、P 社に当該着信にかかるアクセスチャージを支払わせたというものであり、A 氏のほか、アルテリアと取引のある A 社の役員を含む十数名が逮捕されたとの報道がなされた。他方、アルテリアは、A 氏と他の会社の役員らとの関係や A 氏の本件への具体的な関与について、何ら事実関係を把握していなかった。

かかる事態を受け、アルテリア取締役会は、同月 10 日、本件に関する事実の確認及び原因究明のため（以下「本調査」という。）、外部有識者を交えた「特別調査委員会」（以下「当委員会」という。）を設置することを決議した。

なお、同年 7 月 20 日、A 氏は、本件について、B 社代表取締役 b 氏、A 社代表取締役 a 氏、C 社代表取締役 c 氏、並びに D 社及び E 社代表取締役 d 氏とともに、P 社の携帯電話回線からアルテリアの電話回線に対して、P 社の携帯電話回線の定額料金サービスの対象外となる機械的連続発信により、多数かつ長時間の発信を行って P 社から多額の網使用料（アクセスチャージ）を得る一方、本来支払うべき通話料を免れようと考え、共謀の上、2018 年 7 月 25 日から 2019 年 1 月 16 日までの間に P 社の携帯電話回線の定額料金サービス契約を申し込み、P 社の担当従業員をして特定の相手先への通話を大量に行うこと等により他人から利益を得ようとするつもりがない旨を誤信させ、よって、合計 920 回線の携帯電話回線の定額料金サービス契約を締結させ、2021 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、上記 920 回線のうち 84 回線から、A 社がアルテリアと契約した固定電話回線 200 回線に機械的連続発信を行い、本来支払うべき従量料金 [] 円（税込み）と定額料金 [] 円（税込み）との差額合計 1237 万 5557 円（税込み）の支払いを免れたとして、詐欺利得罪（刑法第 246 条第 2 項）の共同正犯（同法第 60 条）として起訴された。

この点、A 氏の同起訴に係る被疑事実及び罪名は、アクセスチャージを詐取した組織犯罪処罰法違反とする本件逮捕時のものとは異なり、携帯電話回線の定額料金サービスの対象外である機械的連続発信の意図を秘して同サービスを契約し、従量制料金との差額を利得した詐欺利得罪の疑いがあるとするものである。しかし、当委員会は、かかる被疑事実の下でもなお、アクセスチャージの仕組みの悪用につきアルテリアの組織的関与の有無等を明らかにする必要があるとの判断により、当初の予定どおり本調査を進めた。

2. 特別調査委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長：本村 健（アルテリア社外監査役（独立役員）、弁護士 岩田合同法律事務所）

委員：和田 芳幸（公認会計士 株式会社 KIC 代表取締役）

委員：中村 孝裕（アルテリア常務執行役員 CAO）

当委員会は、その調査（以下「本調査」という。）を補助させるため、次の者を補助者とした。

（和田倉門法律事務所）

弁護士 高田剛、弁護士 鄭一志、弁護士 我妻崇明、弁護士 山城在生、弁護士 三木隼輝

（岩田合同法律事務所）

弁護士 齋藤弘樹、弁護士 丸山英明、弁護士 豊岡啓人、公認不正検査士 土井真波
（CPA パートナーズ株式会社）

公認会計士・税理士 片岡宏介

また、当委員会は、後述のデジタルフォレンジック実施のための補助者として、PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC」という。）及び株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）を選任した¹。

また、当委員会は、アルテリアのコーポレートガバナンス推進室及び法務・コンプライアンス統括部を事務局とした。

3. 委嘱事項

当委員会がアルテリアから委嘱を受けた事項は以下のとおりである。

- ① 本件に関する事実関係の調査
- ② 本件に類似する事象の有無の調査
- ③ 本件が生じた原因・背景の究明
- ④ 再発防止策等の提言

¹ 2022年6月28日、アルテリアは、アルテリアがA氏に対して貸与していた携帯電話及びPCについて捜査機関より仮還付を受け、これらに関するデジタルフォレンジック調査を foxcale が担当した。

4. 本調査の対象範囲及び対象期間

(1) 本調査の対象範囲

ア 類似案件の捉え方

前述第1・1に記載のとおり、A氏逮捕時の被疑事実については、通信事業者の間で音声通話の回数および時間に応じて支払われるアクセスチャージの仕組みを悪用して、意図的な機械発信を生成し、P社に当該着信にかかるアクセスチャージを支払わせたというものであるとの報道がなされた。一方、後述第3・2に記載のとおり、例えば、P社が発信契約事業者、アルテリアが着信事業者となる場合、P社はアルテリアに対して着信にかかるアクセスチャージを通話時間等により変動する従量制で支払うことになるところ、後述第6に記載のとおり、意図的な機械発信からの着信については、一定の要件下では着信という条件が成就しなかったものとみなされ算定根拠から除外される可能性がある。

当委員会は、本調査において、本件に類似する案件の調査(以下「類似案件調査」という。)も行うこととしたが、後述第3・2に記載のとおり、本件では意図的に実体を伴わない通話が増加されたこと(着信ACの不正利用スキーム)によりアルテリアが受領するアクセスチャージ(=売上)が増加されていたことが疑われている。したがって、当委員会は、音声通話・データ通信を問わずアルテリアが自らまたは第三者をして通信量を増加させて売上が増加している事象を類似案件と捉え、その有無を調査することとした。

イ 通信量によりアルテリアが受け取る料金が変動する従量制が採用されているサービス

アルテリアの主な事業は、インターネットサービス、ネットワークサービス、マンションインターネットサービス及びその他に分けられるが、このうち通信量によりアルテリアが受け取る料金が変動する従量制が採用されているのは、通信サービスのうちIPトランジットサービス、及び通話サービスの2つである。

ウ 類似案件の実現可能性

類似案件については、通信量によりアルテリアが受け取る料金が変動する従量制が採用されているサービスが存在することに加え、当該サービスに関して意図的に実体を伴わない通信を作出することにより通信量を増加させることが、当該作出行為者において得る経済的利益の増加に繋がる場合に初めて実現可能であると考えられる。

エ 通信サービスのうちIPトランジットサービスに関する具体的検討

IPトランジットサービスについて類似案件を実現するためには、利益を確保しつつ、通信を行う架空エンドユーザーを作出し、実体を伴わない通信を作出することによって総通信量を増加させていくことが必要となる。

しかし、IPトランジットサービスにおいては、①エンドユーザーを作出するためには費

用を伴う工事（インターネット接続のための工事）が必要であることから、架空のエンドユーザーを多数作出することは難しく、②IP トランジットサービスの料金について、携帯電話回線の定額料金サービスに類する契約はなく、原則としてエンドユーザー負担となることから、エンドユーザー毎の通信量をアルテリアまたは第三者が増加させても自らの利益に繋げることができず、さらに③第三者とアルテリアとの間では、IP トランジットサービスの料金に連動してインセンティブが支払われるような契約は存在せず、第三者にとってはアルテリアの売上からの分配を得ることはできない。

したがって、IP トランジットサービスについては、類似案件を実現することはできず、類似案件の有無の調査対象外となる。

オ 通話サービスに関する具体的検討

通話サービスについても、類似案件を実現するためには、利益を確保しつつ、通信を行う架空エンドユーザーを作出し、通話の実体を伴わない通信を行わせることによって総通話量を増加させていくことが必要となる。

（ア）アルテリアから提供された回線と番号が発信側で利用される場合

通話サービスは、エンドユーザーが、アルテリアから提供された回線と番号を利用して発信する場合と着信する場合の2つの局面がある。

発信する場合、アルテリアはエンドユーザーから通話料を徴収することになる。その場合、アルテリア及び代理店は、エンドユーザーが負担する通話料以上の金額を受け取ることはできず、アルテリアまたは代理店等の第三者が架空エンドユーザーを作出して総通話量を増加させても、かえって赤字になってしまい利益に繋げることができない。したがって、発信側で利用する通話サービスについては、類似案件を実現することはできず、類似案件の有無の調査対象外となる。

（イ）アルテリアから提供された回線と番号が着信側で利用される場合

着信する場合にも、エンドユーザーが負担する通話料よりもアルテリアが受け取る接続料金（アクセスチャージ）の方が高くなければ、アルテリアの利益に繋げることができないところ、かかる条件を満たすためには、エンドユーザーが発信契約事業者との間で携帯電話回線の定額料金サービスに類する契約を行う必要がある。

次に、アルテリアが単独で架空エンドユーザーを作出することを想定した場合には、①発信可能な装置はアルテリアが従業員に対して貸与した電話以外に見当たらないこと、②受信側の装置を準備できないこと、③着信側に受信側の装置を準備してもらうと想定した場合には、共犯者（協力者）が必要となり、その場合にはアクセスチャージを分配するインセンティブ契約が必要となることからすれば、アルテリアが単独で類似案件を実現することはできず、類似案件の有無の調査の範囲外となる。

一方、第三者が架空のエンドユーザーを作出すると想定した場合には、発信可能な装置を準備した上で、携帯電話回線の定額料金サービスに類する契約ないしプランの加入に要する費用と、発信可能な装置の準備費用を負担した上で利益を確保することが必要となる。そのためにはアルテリアが得たアクセスチャージを分配するインセンティブ契約が必要となる。

この点、アルテリアとの間でアクセスチャージを分配するインセンティブ契約が存在するのは、A社の他は、F社、G社及びH社の3社であることから、初期的には同3社について類似案件の有無を調査した。

カ F社、G社及びH社に関する初期的検討

(ア) 提供した番号について発生した接続料金

アルテリアがA社、F社、G社及びH社といったインセンティブ契約が存在する代理店に対して提供した番号に対する発信がなされて同番号において受信されたときに、アルテリアは発信契約事業者からアクセスチャージを受け取り、その一部を当該代理店にインセンティブという形で分配することになる。そしてアルテリアはアクセスチャージやインセンティブの算定根拠として、当該代理店に提供した番号毎に発生したアクセスチャージを把握している。

そして、アルテリアがA社、F社、G社及びH社に対して提供した番号についての月毎のアクセスチャージを確認したところ、A社及びF社については、1ヶ月あたりの金額が、携帯電話回線の定額料金サービス契約ないし同プランの加入に要する費用と発信可能な装置の準備費用を負担した上で利益を確保することが容易な水準となっていた。他方、G社及びH社に提供した番号については、1ヶ月あたりの金額が、携帯電話回線の定額料金サービス契約ないし同プランの加入に要する費用と発信可能な装置の準備費用を負担した上で利益を確保することが容易とは言えない水準となっていた（別紙1-1）。

(イ) 提供した番号についての不正呼の調査

後述第5・2・(2)・コに記載のとおり、当委員会は、アルテリアが代理店に払い出した電話番号につき、当該番号に対する発信が通話の実体を伴わない不正呼（後述第3・2において定義する。以下同じ。）であるか否かを推測・判定するため、呼の回数・時間の長さ等の情報の分析を行ったところ（後述第1・5・(2)・コ・(ア)参照）、G社及びH社については、月単位の呼の回数が相当多い・時間の長さが相当長い等といった特徴を持つものはほぼ見られず、不正呼である可能性は低いことが確認できた。

(ウ) 初期的検討のまとめ

以上の検討結果、並びにG社及びH社に対するインタビューの結果を踏まえ、当委員会は、G社及びH社については、類似案件の有無の調査対象外とした。

他方、F社については、類似案件の有無の調査対象とし、その調査結果は、後述第5において論じることとする。

(2) 本調査の対象期間

本調査による情報収集の対象となる期間は、2015年1月1日から2022年6月8日までとした。

5. 本調査の期間及び方法

(1) 本調査の期間

当委員会は、2022年6月10日から2022年8月4日まで本調査を実施した。この期間中、当委員会は合計13回開催した。

(2) 本調査の方法

ア デジタルフォレンジック調査

(ア) PwCによるデジタルフォレンジック調査

当委員会は、本調査の目的のために、必要な情報または認識を有している可能性が認められる役職員15名を選定し、電子メール等を保管しているクラウドサーバから対象者の電子メール・チャットデータ、対象者が通常使用している会社貸与PCのデータおよび会社貸与携帯電話（後述のA氏の会社貸与PC及び会社貸与携帯電話を除く。）のデータに加え、対象者が所属する部門で使用する共有ファイルサーバのデータを保全した。なお、対象者のうち1名について私用携帯電話も保全した。

保全した電子メール・チャットデータ、PCデータ、共有ファイルサーバデータについては、重複の排除を含むデータの処理（プロセッシング）を実施し、キーワード検索による絞り込みを行ったうえで計102,228件に対してレビューを実施した。当該デジタルフォレンジックの概要、データの検索・抽出等に使用したキーワード及び具体的な対象者については、別紙1-2を参照されたい。

(イ) foxcaleによるデジタルフォレンジック調査

当委員会は、アルテリアが捜査機関から仮還付を受けたA氏の会社貸与PC及び会社貸与携帯電話についてデータを保全し、保全したデータにつきレビューを実施した。当該デジタルフォレンジックの概要及びデータの検索・抽出等に使用したキーワードについては、別紙1-3を参照されたい。

なお、当委員会は、A氏の私用携帯電話については、データの保全及びレビューを実施できていない。

イ 社内外の関係者らに対するヒアリングの実施

当委員会は、本調査の目的のために、必要な情報または認識を有している可能性が認められるアルテリア従業員及び役員、並びに社外関係者合計 31 名に対して、対面、WEB または電話でインタビューを実施した。具体的な対象者については、別紙 1-4 を参照されたい。

ウ 本件に係るデータ、証憑類の調査

当委員会は、本件に関連する可能性がある各種証憑書類等の関連資料の閲覧及び検討を行った。また、各種会議体の議事録及び社内規程等の関連資料についても、当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。調査対象とした主な資料は、別紙 1-5 を参照されたい。

エ 接待交際費等にかかる調査

当委員会は、A 氏の A 社に関連する接待費（接待交際費、接待交通費等）の過去の申請状況についての調査を行った。

オ ホットラインの設置及び申告への対応

当委員会は、2022 年 6 月 20 日から同年 7 月 20 日までの間、アルテリアの役員及び従業員全員を対象として、本件に関連する情報の申告を要請するために、当委員会直結のホットラインを設置した。当委員会の設置したホットラインへは 10 件の申告があり、当委員会はその内容を閲覧および検討した²。

カ J 社独立調査委員会との連絡

A 社の連結親会社である J 社は、2022 年 6 月 17 日、本件の事実関係の調査等のため、「独立調査委員会」（以下「J 社独立調査委員会」という。）を設置した。当委員会は、同月 24 日、J 社独立調査委員会に対し、本件に関する A 社の関与及び事実関係等を確認するため、照会事項を記載した通知書を送付したところ、同日及び同月 27 日、J 社独立調査委員会より照会事項に対する回答及び関連資料を得た。また、当委員会は、同年 7 月 11 日、J 社独立調査委員会に対して、さらなる事実確認を行うため照会書を送付したところ、同月 25 日、J 社独立調査委員会より回答を得た。

また、当委員会は、同月 21 日及び同年 8 月 4 日、J 社独立調査委員会との面談を実施した。さらに、同年 8 月 3 日、当委員会は、J 社独立調査委員会と共同して、A 社取締役である e 氏に対するヒアリングを実施した。

² なお、当委員会は、本調査において、アクセスチャージを取り扱う部署が IP テレフォニーサービス関連部署に限られており、他部署の職員は本件に関する事情を把握していないと考えられること、及び事情を知る従業員からの通報について社内ホットラインにより対応可能であると考えたことから、アルテリア及びアルテリアのグループ会社の全役職員を対象とした社内アンケートは実施しないこととした。

キ A氏の弁護人との連絡

A氏は、逮捕時より捜査機関に身柄を拘束されており、かつ逮捕時から本日までの間、接見禁止が付されていたことから、当委員会は、A氏に対するヒアリングを実施することができなかった。そのため、当委員会は、A氏の弁護人と連絡を取り、同弁護人より、A氏の本件に関する事実関係についての認識等につき聴取した。

ク 社外関係者に対する照会

当委員会は、K社がA氏のプライベートカンパニーと目されるL社との間で取引を行っている可能性を示す資料を発見したことから、K社の子会社でありアルテリアの取引先でもあるM社に対して、2022年7月5日付にて、K社とL社との間の取引等に関する照会書を送付したが、M社より、2022年7月12日付にて、守秘義務を理由として照会事項に応じられない旨の回答があった。

ケ 関係者に対する行動調査及び預貯金口座調査

当委員会は、株式会社アキュレートアドバイザーズに依頼し、アルテリアの従業員、元従業員、及びその配偶者ら21名を対象とし、調査対象者が役員を務める法人（プライベートカンパニー）の有無の調査を含む行動調査を実施した。また、これら調査対象者のうち、アルテリアの従業員3名が提出した預貯金口座の移動状況の調査（同3名の資金移動や給与及び不動産収入を除く収入源に関する情報等の調査）も実施した。その具体的な対象者については、別紙1-6を参照されたい。なお、当委員会は、A氏の妻に対して、同人が代表者として登記されているL社名義の預貯金口座の情報の提供を求めたが、その提供を受けることはできなかった。

コ その他の調査

(ア) 不正呼の調査

当委員会は、アルテリアがA社を含む代理店に対して払い出した電話番号につき、当該番号に対する呼が不正呼であるか否かを推測・判定するため、呼の回数・時間の長さ等の情報の分析を行った（以下「本件分析」という。）。

その具体的な手法は、概要、2018年度から2022年度の全コールログ（アルテリアが代理店に払い出した電話番号に発信を行った発信番号、発着信の時刻・切断時刻等が記録されているデータ）をダウンロードし、アルテリアが特定の代理店に払い出した全ての電話番号に発信を行った発信番号毎の、特定の月度における、1ヶ月間あたりの発信回数及び総通話時間の分布を調べた上で、当該代理店の異なる期間あるいは異なる代理店の同期間の分布との比較を行うというものである（以下「本件分析手法」という。その詳細は、別紙1-7を参照されたい。）。

なお、本件分析手法を実施するにあたっては、払い出した電話番号、発信番号ともに、

生の番号のまま分析・抽出を行うのではなく、一定のルールで仮名化して得られたデータを用いている。また、本件分析に関わるアルテリアの従業員は必要最小限度とし、その関わった全員について、本件分析手法による作業に携わるにあたり、個別に誓約書を取得することにより守秘義務を課す運用とした。

(イ) 意見書の取得

当委員会は、本件分析が電気通信事業法上の通信の秘密を侵害する可能性があることに鑑み、本件分析手法等が通信の秘密との関係で適法と判断されるか等につき、通信の秘密に関する専門的知見を有する千葉大学大学院専門法務研究科の西貝吉晃准教授、及び刑事法分野における違法性阻却に関する専門的知見を有する早稲田大学大学院法務研究科の遠藤聡太准教授に対して照会し意見書を取得した（以下「本件意見書」という。）。

本件意見書の内容は、別紙 1-8 のとおりである。なお、本件意見書によれば、本件分析・本件分析手法は、各呼の回数や時間の長さに関するデータを多数収集して統計処理するものであるから通信の秘密の保障の枠内にあるが、①会計処理や株主説明、再発防止策検討という目的に正当性が認められること、②関与者の逮捕勾留、及び発信事業者より通信の秘密遵守の観点から発信事業者側の情報は開示できない旨の回答があったことに鑑みると行為の必要性も認められること、③本件分析手法は通信の内容を分析対象外とし仮名処理も行っていること、統計処理も機械的であること、分析の関与者や作業環境の点で情報漏えいリスク防止措置も取られていること、分析期間や分析結果の利用範囲も限定されていること等の点で、手段としての相当性も認められることから、正当業務行為（刑法第 35 条後段）として違法性が阻却され適法と判断される可能性が高いと結論付けられている。

6. 調査の前提及び限界

当委員会は、本報告書及び当委員会による本調査の結果が、前述第 1・1 記載の目的以外の目的のために用いられることを予定しておらず、アルテリアからの委託の範囲内においてアルテリアに対して負う責任のほかに、如何なる意味においても第三者に対して何らの責任を負うものではない。また、当委員会は、関係者に関する民事上及び刑事上の法的責任の認定ないし追及を目的とするものではない。

当委員会による本調査は、前述第 1・5・(1) に記載の時間的制約の中で、前述第 1・5・(2) に記載の調査方法に基づき実施されたものであり、強制力を伴わない本調査には一定の限界がある。また、当委員会は、本調査により、本調査の目的を果たすための合理的な基礎を得たものと判断しているが、より時間をかけて、または他の調査方法を採用していたならば、あるいは、後日に重要な情報等が開示され、または提供されていないことが明らかとなった場合には、本調査の結果と異なる結果となる可能性は否定できず、調査結果が完全であることを保証することはできない。また、本調査による調査結果が本件に関する刑事訴訟

手続き等における将来の裁判所を含む官公庁の判断結果と一致することを保証することもできない。なお、本報告書の技術的事項に関する記載の一部については、セキュリティ等の観点から、必要に応じて簡略化するものとなっていることに留意されたい。また、本報告書における専門的ないし技術的用語や説明は、アルテリア内部においてのみ用いられる用語法等であっても、原則としてそのまま採用していることに留意されたい。

第2. 本調査の前提事実

1. 企業概要

会社名	アルテリア・ネットワークス株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 CEO 株本 幸二
本店所在地	東京都港区新橋6丁目9番8号住友不動産新橋ビル
設立	1997年11月4日
資本金	5,150百万円(2022年3月31日現在)
従業員数	787名(2022年3月31日現在) ※グループ全体(臨時雇用者数を含まない。)
事業内容	電気通信事業法に基づく電気通信事業、データ通信サービス事業 データセンター事業、電気通信工事業

2. 主な沿革

1997年11月4日、丸紅株式会社は、総合的な情報通信サービスを展開することを目的として、東京都千代田区に、グローバルアクセス株式会社を設立した。

2010年12月1日、グローバルアクセス株式会社は、法人向け高速インターネット接続、拠点間通信サービス(VPN)を事業内容とする株式会社ヴェクタントと合併し、商号を丸紅アクセスソリューションズ株式会社に変更した。

2014年2月1日、丸紅アクセスソリューションズ株式会社は、法人、個人向けの自社ネットワークサービスによる光ファイバーインターネット接続サービス、IP電話サービスを事業内容とする株式会社UCOM(以下「旧UCOM」という。)と合併し、商号をアルテリア・ネットワークス株式会社に変更した。

2017年3月29日、アルテリアは、丸紅株式会社から、マンション全戸一括型インターネットサービスを事業内容とする株式会社つなぐネットコミュニケーションズの株式を取得して、同社をグループ会社化した。

2018年12月12日、アルテリアは、東京証券取引所一部へ上場した。

3. 企業統治体制

アルテリアは、2022年6月30日において「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を策定・公表しており、また、本報告書作成日時点においては、以下のような体制を構築している。

(1) 主要な会議体

ア 取締役会

アルテリアの取締役会は、独立社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されている。

取締役会は、代表取締役社長を議長とし原則として月1回開催され、法令及び定款に定める事項のほか、経営ビジョンや経営方針、中期事業計画その他経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っている。

イ 各種委員会・会議体

(ア) 執行役員会

アルテリアでは、代表取締役社長を議長として、取締役会の決議事項、審議・報告事項、または経営、事業戦略、業績、主要な商談、技術関連、プロジェクトの進捗、ガバナンス等に関する審議、報告のため、執行役員会を設置している。

(イ) 危機管理対策本部

アルテリアでは、経営危機が発生したときの会社の対応を「危機管理規程」にて定めており、経営危機が発生したときは、代表取締役社長を危機管理対策本部長として同本部を直ちに設置することとしている。

(ウ) リスクマネジメント委員会

アルテリアでは、アルテリアグループのリスクを全社的な視点で合理的かつ最善の方法で管理するためにリスクマネジメント委員会を設置している。同委員会においては、CAO (Chief Administrative Officer) を委員長として、組織区分別にリスクを洗い出し、リスクの種類、想定されるシナリオ、発生頻度及び損害の程度を評価し、リスク対応計画を策定しており、リスク対応計画に基づき各リスクを管理している。

(エ) コンプライアンス委員会

アルテリアでは、アルテリアグループのコンプライアンス体制の構築、維持、管理、及び従業員等に対するコンプライアンス遵守意識の醸成・浸透の推進活動、その他従業員等に対するコンプライアンスについての研修・啓発活動のサポートを目的として、CAO を委員長としたコンプライアンス委員会を設置している。同委員会では、コンプライアンス事例の共有や注意喚起、研修を実施するとともに、各組織にコンプライアンスリーダーを任命し、組織の業務特性に応じたコンプライアンス活動を自主的にきめ細かく行っている。

(2) リスク管理及びコンプライアンスに関する体制

ア リスク管理体制

アルテリアでは、リスク管理体制の基本事項を「リスクマネジメント規程」として制定し、CAO を委員長とするリスクマネジメント委員会を三ヶ月に一度開催し、アルテリアグルー

プにおけるリスク管理に関する事項を審議している。

なお、会社や役員が法律違反を犯し法的責任を問われた場合など、経営危機が発生した場合は、危機管理規程に従い、危機管理対策本部を設置し、i) 情報の収集、分析、ii) 対応策の検討、決定、実施、iii) 再発防止策の検討、決定、実施、iv) 関係機関との連絡、v) 報道機関への対応等を行うものと定めている。

イ コンプライアンスに関する体制

アルテリアでは、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス委員会を三ヶ月に一度開催し、アルテリアグループにおける法令等遵守の意識の定着と運用の徹底を図るための諸活動を推進し管理している。

また、コンプライアンス上問題がある事態が発生した場合、コンプライアンス規程に従い、コンプライアンス委員会委員長の CAO から代表取締役社長に報告し、問題の性質に応じて、適宜調査その他の対応を行うこととしており、必要に応じて、懲戒処分の手続又は刑事告発、再発防止措置等を執ることとしている。

(3) 通報・相談制度

アルテリアでは、法令及びコンプライアンス違反に関する通報・相談窓口として、社内相談窓口の他、社外弁護士を窓口とする外部相談窓口を設置している。また、親会社である丸紅株式会社が設置する丸紅グループ相談窓口を経由した通報・相談も可能な体制としている。

4. 組織体制とその変遷等

本調査の際に前提とした、アルテリアにおける 2018 年から現在に至るまでの組織図及びその変遷内容等は、別紙 2-1-1 で示すとおりである。

なお、アルテリアにおいては、本件で問題となる着信 AC ビジネス（後述第 3・1・(2)において定義する。）を、音声再販事業として IP テレフォニーサービス関連部署において取り扱うこととしている。

IP テレフォニーサービス関連部署としては、組織上の位置付けや名称等の変遷はあるものの、実態として、その営業に関わる部署として営業部門（現在は第三営業部 IPTS 営業チーム）が、その設備に関わる部署として技術部門（現在は IPTS 部設備課）が、営業部門と技術部門との橋渡しを含む総合的観点からの業務を行う部署としてプロダクトマネジメント部門（現在は IPTS 部プロダクトマネジメント課）がある。

A 氏はアルテリア（旧 UCOM）入社当時より、IP テレフォニーサービス関連の営業部門に所属しており、本件逮捕時においては、営業本部第三営業部 IPTS 営業チームに所属していた。

また、2018 年 4 月以降の IP テレフォニーサービス関連部署としての営業部門の人員の変

遷は別紙 2-1-2 のとおりであり、部長を含め 3 名から 6 名で構成されていた。

5. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標

(単位：百万円)

	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3	2022/3	2022/7
売上高	47,587	49,219	51,494	53,328	-	-
営業利益	7,549	7,466	8,669	8,867	-	-
親会社の所有に帰属する当期利益	4,610	4,642	5,296	5,535	-	-
親会社の所有に帰属する当期包括利益	4,599	4,707	5,373	5,603	-	-
純資産額（資本合計）	13,972	18,736	22,706	25,531	-	-
総資産額	78,560	81,968	90,779	89,804	-	-

(2) 単体経営指標

(単位：百万円)

	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3	2022/3	2022/7
売上高	42,237	41,973	43,697	45,498	-	-
経常利益	4,816	4,566	6,554	6,136	-	-
当期純利益	3,073	3,427	4,869	5,226	-	-
純資産額（資本合計）	9,378	12,805	16,364	18,914	-	-
総資産額	69,775	70,990	74,055	75,303	-	-

6. アルテリアの設備保全に関する体制の概要

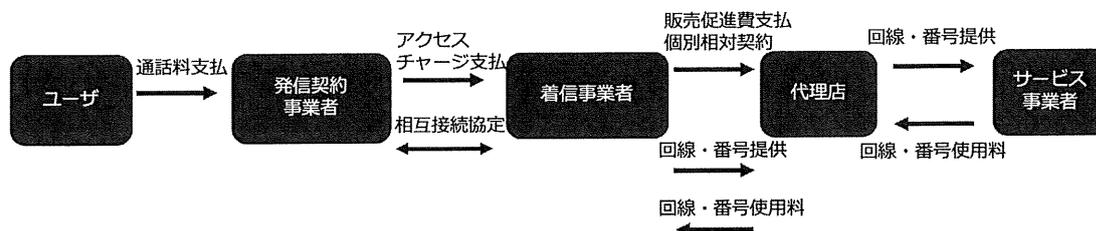
アルテリアにおける、電気通信事業にかかる役務の提供に必要となる設備保全や接続障害の防止のための設備の状況及び設備保全のための仕組みの概要は、別紙 2-2 のとおりであり、アルテリアにおいては、設備保全等のため、交換機の回線使用率が一定の数値を超えた場合、当該回線使用率の超過傾向を把握した技術部門の従業員から営業部門の従業員に対して通信量抑制の対策を依頼する連絡を行うこととなっている（当該連絡ないし回線使用率の超過の把握自体を、以下「回線使用率超過アラート」という。）。また、交換機の上限に近い秒間呼量（入電・着電させられる電話（呼）の量）があった場合、技術部門

の従業員に対してアラートが発される仕組みとなっている（以下「秒間呼量超過アラート」という。）。

アルテリアの技術部門では、回線使用率の超過傾向を把握し、または秒間呼量超過アラートが表示されると、設備保全や接続障害の防止のため、回線を使用する顧客との窓口となっている営業部門の従業員に対して、通信量抑制の対策を依頼する体制となっている。かかる技術部門からの依頼を受けた営業部門の従業員は、回線を使用する顧客に対して、通信量の抑制を依頼するが、この際、通信量の少ない顧客に依頼をしたとしても対策としての効果が限定的であるため、通信量が多い顧客に対して通信量抑制の依頼がなされるのが一般的である。

第3. アクセスチャージに関する取引の概要

1. アクセスチャージビジネスの概要



(1) アクセスチャージの概要

アクセスチャージとは、電話回線を保有する通信事業者間で支払われる接続料である。電話回線を保有する通信事業者間では相互接続協定が締結されており、相互に、相手方の回線に接続された電話番号から自己の回線に接続された電話番号への接続を受け入れるものとされている。

ユーザが発信契約事業者の電話番号から着信事業者の電話番号に架電した場合、発信契約事業者は、ユーザから通話料の支払いを受ける一方で、着信事業者に対して通話回数・時間に応じたアクセスチャージを支払う。

(2) 着信 AC ビジネスの概要

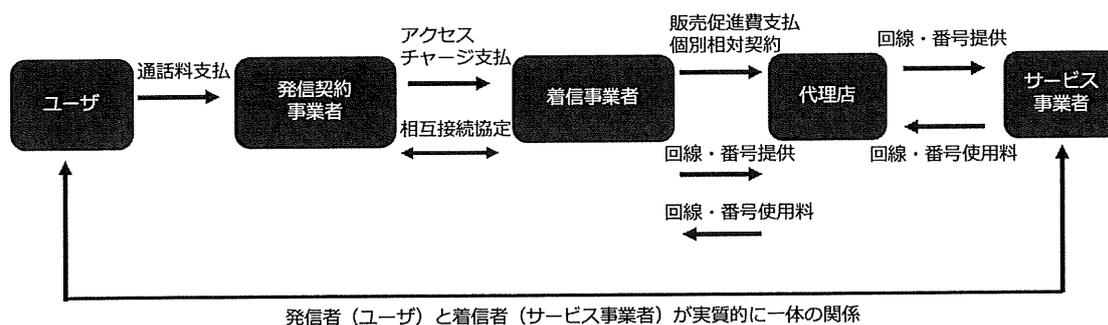
着信事業者は、自己の回線に接続する電話番号をサービス事業者その他の利用者に対し直接提供するほか、代理店に提供することもある。そして、着信事業者と代理店との間の契約上、着信事業者から代理店に対して、提供した電話番号への着信量（通話時間）を基礎に算定される販売促進費が設定されることがある。販売促進費は、代理店にとって、着信を集めることのできるサービス事業者に当該電話番号を再提供するインセンティブとして機能する³⁴（以下、かかる販売促進費の支払いを伴う契約類型を「着信 AC ビジネス」と総称する。）。また、代理店と二次代理店やサービス事業者との間で同様のインセンティブが設定されることもある。

なお、本件において、アルテリアは着信事業者の立場にあり、A社は代理店の立場にある。

³ なお、本調査においては、着信 AC ビジネスと同種の取引モデルが、2004年頃に国際電話サービスに関して始まっていたとする情報が得られている。

⁴ アルテリアにとっての係る役務提供は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第2条第4号所定の「電気通信事業」に該当する。アルテリアは、同法第9条に基づく総務大臣の登録（第172号）を受けており、通信の検閲の禁止（同法3条）、通信の秘密の保護（同法4条）のほか、同法所定の事項を遵守しなければならない。また、アルテリアは同法117条1項に基づく総務大臣の認定を受けているところ、着信 AC ビジネスに係る取引に基づく役務提供は、当該認定に係る電気通信事業に含まれる。同法117条1項に基づく認定を受けた事業者（「認定電気通信事業者」）は、当該認定に係る電気通信事業（「認定電気通信事業」）にかかる役務提供を「正当な理由」がなければ拒んではならないとされている（同法121条1項）。

2. 着信 AC の不正利用スキームの概要



代理店から電話番号の提供を受けたサービス事業者が、当該電話番号に発信するユーザと一体の関係となり、当該ユーザが発信契約事業者との間で携帯電話回線の定額料金サービス契約を締結したうえで、機械を用いる等の方法により、サービス事業者の電話番号に向けて、通話の実体を伴わない大量発信（以下「不正呼」という。）を行う。ユーザが支払う通話料は定額であるのに対し、着信事業者から代理店、代理店からサービス事業者に支払われるインセンティブは通話時間に応じた額となるため、サービス事業者（＝ユーザ）は、電話をかければかけるほど利益を得ることとなる（以下、かかるスキームを「着信 AC の不正利用スキーム」と総称する。）。

3. アルテリアにおける現状の着信 AC ビジネスに関する取引実施実績

アルテリアが着信 AC ビジネスに関する取引に基づき A 社に対して支払った販売促進費⁵の推移は、別紙 3-1 のとおりである。

なお、同種の着信 AC ビジネスに関する取引がある A 社以外の他の 3 社に対して支払った販売促進費の推移は、それぞれ別紙 3-1 のとおりである。

⁵ なお、契約上の名目は「手数料」とされている。

第4. 本調査において判明した事実

1. アルテリアとA社との間の取引等に関する事実関係

(1) A社との本件取引が開始されるに至る経緯

ア 2015年当時の取引関係構築に向けた動き

2015年6月22日、a氏は、A氏及びB氏に対して、着信ACビジネスの件で商談を行いたい旨を伝え、同月26日、A氏はA社を訪問した。

その後、アルテリアとA社は、「IP電話事業に関する検討」を目的とする、同年7月1日付け「機密保持に関する契約書」を締結した。

イ N社との紛争の発生

(ア) O社に提供された番号に関する捜査上の照会の多発

2015年1月6日、アルテリア総合管理部の従業員は、C氏及びB氏らに対して、警察からアルテリアに対してなされた、アルテリアが提供している電話番号の契約者情報の照会⁶に関する状況を報告し、そのなかで、特定の取引先に提供している番号に関する照会件数が多いこと、O社⁷に提供している番号に関しても同様の照会が急増しており、エンドユーザーがキャリアを鞍替えしている可能性があることを連絡した。また、同月9日には、A氏、C氏及びB氏らに対して、O社に提供された番号に関する警察からの照会が急増し、2014年12月は68件の照会があったことが報告された。その後、2015年1月から同年8月にかけて、警察からの照会はさらに増加した。

(イ) アルテリアからN社に対する契約解除通知及びこれを契機とした紛争の経緯

2015年9月11日、報道機関により、埼玉県内の特殊詐欺被害者らがO社を相手取り、同社の提供する電話転送サービスが特殊詐欺に利用されており、同社が契約時の身分証明の確認を徹底せずに詐欺をほう助したなどとして、約2億7000万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地方裁判所に対して提起したとの報道がなされた。

同月30日頃、C氏は、「O社との継続取引の検討について」と題する資料を作成した。同資料の内容は、主として同報道に関するものであり、O社に提供された番号につき、2014年12月以降の警察からの照会件数が月50～100件程度であることが記載されており、また、「着信ACについて」との項目において、不正呼の疑いについても記載されて

⁶ アルテリアのように、電話回線を取扱う事業者には、捜査機関から、捜査の一環として、犯罪（いわゆるオレオレ詐欺などの特殊詐欺を含む。）に利用されたことが疑われる電話回線に関し、その契約者の情報などの照会がなされることがある。なお、照会対象となった電話回線の全てが現に犯罪に利用されているとは限らない。

⁷ アルテリアの前身である旧UCOMは、O社との間でIP通信サービス提供契約を2009年4月1日付けで締結しているところ、旧UCOMの同契約上の地位はアルテリアに承継されている。他方、2015年9月1日、O社は会社分割を行い、アルテリアとO社の間の契約上の地位はN社に承継された。なお、N社の現商号は、I社である。

いた。

同年 10 月 2 日、D 氏は、アルテリアの顧問弁護士への相談を踏まえて、C 氏及び B 氏らに対して、中途解約条項に基づいて N 社との契約を解除する方針を伝え、同月 8 日、アルテリアは、N 社に対して解除通知を送した⁸。

同月 22 日、N 社は、東京地方裁判所に対して、アルテリアを相手方とし、IP 通信サービス提供契約に基づくサービス提供の停止の差止めを求める仮処分命令の申立てを行った。また、同年 11 月 9 日、N 社は、東京地方裁判所に対して、同仮処分命令申立てに係る本案訴訟を提起した。これに対して、アルテリアは、N 社に提供された電話番号が振り込み詐欺に利用されており、その電話回線の切断が詐欺被害予防の最善の手段であることを主張し、また N 社に提供された番号が不当なアクセスチャージの取得に利用されていることなどを指摘して、仮処分命令の申立ての却下を求める答弁書を提出した。

2016 年 2 月 1 日、アルテリアと N 社は同日に開催された審尋期日において和解し、同紛争は終結した。その結果、アルテリアから N 社に対する電話回線の提供は一部継続することになった。

同月 3 日、D 氏及び C 氏は、N 社との紛争の顛末等を報告する目的で、P 社を訪問して面談した。D 氏が同月 4 日に E 氏及び F 氏らに対して同面談について報告したところによれば、同面談において、アルテリア側から P 社側に対して、

[Redacted text]

などを伝えたとのことである。また、P 社側は、

などを述べたとのことであった。

2016 年 3 月 31 日、アルテリアと N 社との間の IP 通信サービス提供契約に基づく覚書

⁸ 同月 19 日、B 氏は、P 社の [Redacted] 担当者と面談を行った際の内容を報告している。同報告によれば、同面談では、

[Redacted text]

とのことである。

の有効期間が満了し、新たな覚書は作成されなかった。これにより、アルテリアと N 社との間の着信 AC ビジネスに関する取引は終了することとなった。

(ウ) A 社との着信 AC ビジネスに関する契約締結の保留

2015 年 12 月 14 日、D 氏は、C 氏に対して、弁護士と相談した結果、N 社との紛争が決着するまで A 社との契約は保留としたいと伝え、その理由として、アルテリアと A 社が新たな取引を開始したことが N 社に伝わったり、N 社が A 社経由でアルテリアの提供した番号を使用するようなことがあると、契約解除を求めているアルテリアの立場が説明しにくいことなどを挙げた。これに対して、C 氏は了解した旨を返信した⁹。

ウ 2018 年 11 月の A 社との本件契約締結に至る経緯

2018 年 4 月 1 日、C 氏は営業第二部部長に着任した。C 氏の着任後、C 氏と A 氏の間で、2016 年から保留となっていた A 社との取引を実現する方向性が話し合われた¹⁰。

同月 11 日、A 氏は、a 氏に対して、期首の挨拶などを行いたいとして、訪問を申し入れた。

同年 6 月 25 日、A 氏は、法務・リスクマネジメント部の従業員に対して、A 社の経営状態の調査を依頼し、同年 7 月 2 日、大手信用調査会社の報告書が A 氏に返送された。

同年 9 月 13 日、A 氏は、a 氏に対して、想定される携帯電話と固定電話の着信呼の割合、A 社の代理店の名前とサービスの概要、A 社と S 社及びその関連会社との取引の有無及び概要などの情報共有を依頼した。これに対して、同月 18 日、a 氏は、想定される携帯電話と固定電話の着信呼の割合は 8 : 2 程度であること、A 社の代理店（及びサービスの概要）として、「Q 社（無料国際電話サービス）、R 社（無料国際電話）、B 社（チケット予約）、T 社（電話会議、国際電話の転送など）」があること、A 社と S 社及びその子会社との取引関係並びに協業関係の概要及び規模、Q 社も S 社の子会社と取引関係があること及びその規模などを回答した。

同日、A 氏は、A 社との取引に関して、「売上増加を目的とした新規音声取引について」との件名で、A 社に着信 AC ビジネスに係る取引を開始することの方針の承諾を求める稟議を申請し、同稟議は承認された。同稟議には、A 社に「他キャリアへの流しきれない着信トラフィックがあり、キャリアダイバーシティ等の依頼もあることから、A 社がアルテリアとの取引を強く望んでいる」こと、アルテリアの「設備的な負担回避は必須である旨は事前に説明しており、負担となるようなトラフィックはコントロールして頂ける」こと、「利用サ

⁹ なお、その後、C 氏は、2016 年 4 月 1 日付けで当時の営業第一部から異動し、2018 年 4 月 1 日まで IP テレフォニーサービス関連の業務から離れている。

¹⁰ C 氏はヒアリングにおいて、営業第二部は音声の売上を上げる部署であるため、2018 年 4 月から同年 6 月頃、A 氏と間で、A 社の契約を取ろうといった会話をしていたと思うと述べている。もっとも、アルテリア側と A 社側のいずれから商談を持ち掛けたかは明確な記憶がなく、また、C 氏から A 氏に対して A 社との商談に動こうという話を持ち掛けた可能性は十分にあると思われると述べている。

ービス等も事前に開示して頂いて実際に現在利用されているサービス」であり、「無料国際電話サービス・チケット予約・電話会議等」があることなどが記載されていた。

同年10月11日、A氏は、週報において、C氏と共にa氏を訪問し、A社は着信ACビジネスをアルテリア以外の2社（いずれも上場会社ないし上場子会社）とも行っており、キャリアダイバーシティ促進のためアルテリアとの取引を希望していること、呼の内容は占いサイトへの音声アクセスや外国人向けの翻訳サービスなどがあり、代理店やコンテンツの情報共有を受けたことなどを報告した。

同年11月7日、A氏は、IP通信サービス提供契約及び手数料（販売促進費）の単価を定めた覚書をA社との間で締結することの承認を求める稟議を申請し、同稟議は承認された。同稟議には、契約書類は法務・リスクマネジメント部の確認を経ていること、接続機器の検証やテスト運用は終えていること、現状の設備でのトラフィックコントロールを行う想定であり新たな設備投資は必要としないことなどが記載されていた。

その後、アルテリアとA社は、2018年11月1日付け「IP通信サービス提供契約」（以下「本件契約」という。）及び同日付け覚書を締結し、本件契約に基づく着信ACビジネスに関する取引（以下「本件取引」という。）を開始した。

本件契約には、特約事項として、①A社によるサービスの利用においてアルテリアの設備への過大な負担、他の利用者への影響、その他アルテリアによるサービスの運営・継続に著しく支障が生じるとアルテリアが判断した場合は、アルテリアはA社にその状況を通知し、A社はかかる通知に誠意をもって対応する旨、②A社がアルテリアからの通知に対応しない場合、アルテリアは通信を停止できる旨、及び③緊急やむを得ない事由に基づく場合には、アルテリアは事前の通知を要しないものとする旨が定められていた。

また、同覚書において、アルテリアからA社に対して支払われる販売促進費につき、ラダー（ひと月あたりの総分数に応じて段階的に分数あたりの単価が変動する仕組みを指す。以下同じ。）をもって定められていた。

エ 評価

（ア）2015年当時のA社との関係について

アルテリアは、2015年当時、A社との間で着信ACビジネスに係る取引を開始することを検討していた。しかし、アルテリアと同種取引を既に始めていたN社との間で紛争が発生したことから、A社との契約締結は保留されており、当時のA社との関係について問題となる点は見当たらない。

（イ）A社との本件契約の締結に至る経緯について

2018年のA社との本件契約の締結に至る点について、アルテリアは、A社が上場会社の連結子会社であることに加え、A社から、A社が上場会社ないし上場子会社2社と同種取引につき協業関係にあること、A社やA社の代理店がS社やその関連会社と取引関係

を有していること、A社がアルテリアとの取引開始を望んでいる理由がキャリアダイバーシティの確保にあること、及びアルテリアからA社に提供された番号が利用される予定となっている事業（コンテンツ）の内容などを事前に聴取し、信用調査も経た上で、本件契約を締結している。このような経緯からすると、当時アルテリアは、A社につき、取引相手としての信用性を十分に確認していたと評価できる。また、これらの経緯において、不正呼を前提ないし許容するようなやり取り、その他問題となる点は見当たらない。

（ウ）N社との紛争について

なお、アルテリアは、O社に提供した番号に関する警察からの照会件数が多かったために、2015年1月頃から社内的にその件数を注視し、O社に提供された番号に関する警察からの照会件数の急増が問題視されていた中、同年9月11日にO社が特殊詐欺被害者らから提訴されたとの報道を契機として、N社に対して契約解除通知を発している。他方、N社との紛争が発生したことからA社との契約締結は保留となったが、これは、アルテリアとA社が新たな取引を開始したことがN社に伝わったり、N社がA社経由でアルテリアの提供した番号を使用するようなことがあると、契約解除を求めているアルテリアの立場が説明しにくいとの理由によるものであり、A社による着信ACの不正利用スキームを懸念したことによるものではなかった。

このように、アルテリアがN社に対して契約解除を通知することを決断した主たる理由は、特殊詐欺被害の防止にあったといえる。したがって、不正呼の疑いのみであればアルテリアが契約解除の決断にまで至ったかとの点については疑問が残り¹¹、安易にN社に対する対応と後述するA社に対する対応とを同列に論じることは適切ではない。

（2）P社とのアクセスチャージに関する協議及びA社との2019年6月1日付け覚書締結に至る経緯

ア 本件取引開始直後の不審な着トラフィックの発生

2018年11月下旬から、アルテリアがA社に対して提供した番号への着信が始まった。しかし、本件取引開始直後にもかかわらず、A社に提供された番号への着トラフィック量が多かったことに加え、着信が昼夜問わず発生していたこと、大量の着信を生じさせるだけのコンテンツの実在性に疑念があったことなどから、技術部門は、次のとおり、A社に提供された番号に対する発信が不正呼であることを疑い始めた。

同年12月21日、G氏は、H氏及びI氏に対して、同月8日以降、A社に提供された番号に携帯電話から大量の発信がなされていること、発信側の携帯電話の番号が偏っており、P社の割合が極めて高いことを報告した。また、この頃、技術部門の従業員のうち、少なくともB氏、H氏及びJ氏は、A社に提供された番号に実際に電話をかけ、占いや外国語のガイ

¹¹ 後述のとおり、着信ACの不正利用スキームの摘発が報道されたのは2021年7月のBIS事件が全国初であり、2015年当時において同種事件の摘発事例が報道されたことはなかった。

ダンスなどの音声が流れていることを確認した。

同月 21 日頃、J 氏は、A 氏に対して、A 社に提供された番号に不審な着信が発生していることを指摘した。J 氏の指摘を受け、A 氏は、同月 23 日頃、a 氏に対して、A 社に提供された番号に不審な着信が発生していることを伝え、不審な着信への対処を求めた。

同月 25 日、J 氏は、H 氏及び B 氏らに対して、A 社に提供された番号についての着トラフィック量が 3 連休（同月 22 日から 24 日の 3 日間）の間に急激に増えていること、同様のペースで増加した場合、A 社に提供された番号についてのアクセスチャージは、同月は約 [REDACTED] 円、2019 年 1 月には [REDACTED] 円を超えるとみられることを報告した。同日、A 氏、C 氏、B 氏、H 氏及び J 氏は、A 社に提供された番号のトラフィックに関してミーティングを行った。

同月 26 日、A 氏、C 氏及び K 氏は、a 氏及び f 氏と面談を行った。その際、A 氏らは、a 氏らに対して、A 社に提供された番号に対する不審な着信への対処を要請した。これに対して a 氏らは、A 社が、A 社の代理店につき、反社会的勢力との関係の有無や与信の審査を行っていること、A 社が提供した番号を利用しているコンテンツも代理店からの申告を踏まえてチェックを行っていること、A 社の代理店の下にも代理店などがあること、通信の秘密の問題があり通話内容のチェックはできないことなどを述べた。また、今後の改善方法として、アルテリアからの要請には真摯に対応したいこと、他社からも同種の要請を受け、電話番号から代理店やコンテンツの特定を行っていること、コンテンツに問題がある場合は番号の引き上げなどを行っており、要請に応えない場合は契約を打ち切っていることなどを述べた。

イ 不審な着トラフィックに関するアルテリアの対応状況

(ア) アルテリア内での情報共有と A 社に対する対処要請

2019 年 1 月 7 日、A 氏及び C 氏は、A 社を訪問した。

同月 9 日、B 氏は、C 氏、H 氏、及び L 氏らに対して、同月 7 日に開催された IP テレフォニーサービス関係者による会議の内容を連絡し¹²、これに対して L 氏は、A 社に関連する事項がそれぞれのレポートライン上どこまで上げられているか質問し、B 氏は、M 氏まで報告していると返答し、C 氏は、K 氏まで報告していると返答した。

これらのやり取りに続き、H 氏は、L 氏に対して、過去に N 社の件でもアクセスチャージの不正な取得が問題となり [REDACTED]

¹² 同会議においては、A 社に提供された番号について、「12 月より着 AC キックバックの取組みにより着信トラフィックが増えているが、実呼の内容、トラフィックプロファイルを見ると、着 AC 収入目的の大量呼になっている疑いがある。本件については営業と協調して対応していく」旨の議論がなされたとのことである。

同月 11 日、A 氏と C 氏は、それぞれの週報において、A 社について、要旨、A 社の代理店から集められている着信呼に不審なものがみられることがアルテリア内の技術部門から指摘されていること、a 氏には不審な兆候がある場合に代理店への改善指示や利用停止などを行うよう依頼していること、改善の結果トラフィックが減少する可能性があることを報告した¹⁴。

(イ) P 社に対する情報共有

2019 年 1 月 16 日頃、L 氏は、H 氏らに対して、同月 22 日に予定されていた P 社との協議において、P 社に対して、A 社に提供された番号に P 社の携帯電話端末から大量の不審な発信がなされている件を報告することを提案した。これに対して H 氏は、O 氏に P 社への報告の要否につき意見を求め、O 氏もこれを承諾した。

同月 16 日、H 氏は、A 氏及び C 氏らに対して、P 社との協議の際に、P 社に対して前述の報告を行いたいこと、当該報告は L 氏からの提案であり、O 氏も承認していることなどを述べ、P 社に伝える事項の素案¹⁵を連絡した¹⁶。

同月 22 日、H 氏及び I 氏は、P 社 [REDACTED] と協議を行った。同協議について、同月 24 日、H 氏は、週報において、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] と報告した。

なお、[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 以後、アルテリアと P 社との間において、これらに関する協議等が行わ

¹⁴ 同日、K 氏も、自身の週報において、A 社について、正規の呼ではないような挙動が技術部門で確認されたこと、2018 年中の A 社訪問時に不審な兆候がある場合はすぐに対処する旨の合意を得ていること、トラフィックに関して申入れを行い、対応を始めていることを報告している。また、同月 12 日には、N 氏も、法人営業統括本部のレポートを送付しており、A 社について、K 氏の週報での報告と同様の内容を報告している。

¹⁵ [REDACTED]

[REDACTED] ことなどである。

¹⁶ B 氏はこれに賛同する旨を返答している。また、C 氏は、H 氏の同メールを K 氏に対して転送している。

¹⁷ なお、H 氏は、[REDACTED]

[REDACTED] を述べている。

れることはなかった。

(ウ) A社に対する再度の対処要請とA社の対応

2019年1月17日、A氏及びC氏は、a氏と協議を行い、「現在、弊社番号への通話内容・通話後のコンテンツは、許容できる内容ではない旨、このままの状況では当社とのサービス継続は困難である旨」を伝えた。これに対して、a氏は、A社における「自浄的な対策」として、(A社より)「払い出している番号全てに発信調査を行い、パートナーのコンテンツ確認を行う」こと、「不相当と判断するコンテンツ保有パートナーへ尋問し、番号への接続不可、番号の差し戻しを行う」こと、(A社で行っている)「コンテンツ・国際通話ダイヤルを当社番号に差し替える」こと、「ベンダーと企画作成中のゲームコンテンツ等も完成後であるが、優先的にアルテリア番号での運用を行う」こと、「今後」は「自浄的な番号確認・精査の状況を次回MTGで報告」すること、「昨日より社員3名で対応を始めて」おり、次回のミーティングは「進捗に併せ来週(1/21~25)の間で開催」を予定していること、「必要であれば、定例化させ定点観測を行う」ことなどを説明した。

同月18日、C氏は、B氏に対して、「昨日A社のa氏と話してきました全件A社社員で050番号確認する旨約束頂きました」、「また売上げは今のコンテンツであれば激減やもなし(原文ママ)とも伝えました。顧客感謝会¹⁸までにはきれいにしたいとも。」と連絡した。

同月21日頃、A社に提供された番号に対する着信の呼数及び通話時間数は、同月9日頃と比較して約半分に減少した。

同月21日、C氏は、A氏に対して、同日開催予定の会議で同月17日のA社との協議内容を報告するように指示した。また、A社から説明があった作業に関し、A社による電話番号毎の確認作業の進捗率、及び、確認が終了した番号のうち「改善・削除」¹⁹を行った番号の比率をa氏に報告させることを提案した。

同月22日、A氏は、a氏に対して、C氏から提案のあった各比率の情報共有を求めるとともに、当該情報をもとにしたミーティングを行いたい旨を伝えた。これに対してa氏は、同月24日、各代理店からのコンテンツ内容の回答を待っていると返答するとともに、「調査レポート」として2つのエクセルファイルを送付した²⁰。当該エクセルファイルのうちの1つには、アルテリアからA社に提供された800番号につき、固定電話及び携帯電話から架電した際の状況が番号毎に記載されていた。また、もう1つのエクセルファイルには、「アルテリア回線着信ACに関する調査」と題して、行われている作業の開始日時、作業内容、結果及びステータス(完了又は回答待ち)が記載されていた。この点、同作業内容としては、「コンテンツの確認作業」(同月18日開始)、「各社へのアプローチ(具

¹⁸ アルテリアは、同年2月23日に取引先を招待した「お客様感謝会」の開催を予定していた。

¹⁹ 不相当と判断されたコンテンツを有する代理店(パートナー)に使用させた番号について、コンテンツの改良や番号の利用停止などを行うことを意味すると解される。

²⁰ なお、A氏は、C氏の指示に基づき、a氏の同メールをK氏に対して転送している。

体的な確認)」(同月 21 日開始) が挙げられ、A 社に提供された番号が会員向け占いサイトやバーチャルタレント音声サイトなどに使用されていること、番号の周知方法やコンテンツが会員限定か否かなどを問う A 社の照会に対して代理店からの回答を待っている旨が記載されていた(なお、a 氏は、後述のとおり、後日これらのエクセルファイルのアップデート版を A 氏らに送付しており、以下、本項において、A 社に提供された 800 番号に架電した際の状況を報告する資料を「調査レポート①」、「アルテリア回線着信 AC に関する調査」と題する資料を「調査レポート②」という。)

同月 24 日、A 氏は、週報において、A 社について、同月 17 日の協議時に A 氏らが a 氏に伝えた内容及び a 氏が述べた内容、a 氏が述べた対策の結果として同月 21 日以降の呼量が約半分まで激減していること、今後も A 社が自浄的な調査や対策を継続すると述べていることを報告した。また、同日、C 氏も、週報において、A 社について、A 氏の週報の内容と概ね同様の事項のほか、同月 28 日に番号単位での調査状況などの報告を A 社から受ける予定である旨を報告した。

同月 30 日、a 氏は、A 氏及び C 氏に対して、同月 24 日に送付した調査レポート①及び調査レポート②の各アップデート版を送付した。調査レポート①は同月 24 日のものからほとんど更新されていない一方、調査レポート②には、同月 28 日から始められた作業として「サーバーログ確認」が追記されており、「着信番号の回数のモニタリング開始」、「100 以上のコールある代理店を抽出し、改善指示並び回線停止の注意喚起」を行っている、ステータスは「モニタリング&注意喚起実施中」であることなどが記載されていた。

同月 30 日、A 氏は、C 氏、B 氏、及び H 氏らに対して、「来週ほどで、営業部としまして F さんへの報告を考えております。」と述べたうえで、2018 年 12 月 10 日から 2019 年 1 月 31 日までの A 社に提供された番号の呼数、秒数などの集計及び報告を依頼した。

同月 30 日、A 氏は、週報において、A 社について、同月 28 日に a 氏と面談したこと、同月 21 日以降呼量は 1 日あたり約半分となっていること、A 社は、A 社の一部パートナーから、インセンティブ獲得のみを目的としたパートナーを排除してほしいとの要求を受けていること、精査を重ねて同年 2 月にはトラフィックが減少すると思われることなどを報告した。

同年 2 月 6 日、A 氏は、a 氏に対して、「当社社内レポート向けとなりますが後述内容で追加の依頼をさせて頂きたく、お願い申し上げます。」と述べて、調査レポート①に対する追記、及び A 社から A 社代理店に対する「注意勧告等のメールエビデンス」の送付を依頼した。これに対して a 氏は、A 氏に対して、「引き続きモニタリングを継続しいかがわしいトラフィックを排除してまいります。」と述べたうえで、「代理店とのやり取りのメールの一例」として、別紙 4-1 のとおり、同年 1 月 24 日から同年 2 月 1 日にかけての a 氏と A 社の代理店担当者とのやりとりに関するメールを転送した。同メールは、概要、a 氏が、代理店担当者に対して、コンテンツの内容や番号の周知方法などを質問したほか、当該代理店に対して提供した番号への 1 日の呼数が多いことを指摘し、取引停止となる

可能性を示唆して対処を求め、最終的には改善がみられないとして、一方的に同年2月5日以降はA社側で接続を遮断する旨を通告したものであった。

また、a氏は、A氏及びC氏に対して、「コンテンツ内容の精査と変更依頼は随時行っております。」と述べ、調査レポート①のアップデート版を送付した。調査レポート①には、A社に提供された800番号に対して架電した際の状況の確認結果が追記されており、「どのようなサービスを行っているか不明」な番号につき、「※本コンテンツの閉鎖若しくは改変を依頼中（2月末日までに実施予定）」などと記載されていた。

同年2月7日、A氏は、週報において、A社について、「不審な着信を行うパートナーを2/5に接続禁止にする等、自浄策の報告・エビデンスメールを頂いております。別途、レポート提出を予定しています。」と報告した。また、同日、C氏は、週報において、A社について、「改善進捗確認／レポート作成」を行うと報告した。

同月7日、A氏は、「A社呼量推移と対応について」と題する資料を作成し、K氏と打合せを行った。同資料には、A社との取引開始後、A社に提供された番号への不審な着信がアルテリアの技術部門から指摘され、A氏及びC氏がA社に改善を求めた経緯、2018年12月と2019年1月の呼量の推移、調査レポート②記載の調査状況、別紙4-1のA社と代理店間のメール内容が記載されていたほか、同年2月以降の対応の選択肢として、「精査継続・経過観察」、「2月末契約内容変更申し入れ⇒着信ACインセンティブ支払覚書の1年更新を3ヶ月更新へ変更。4/1以降実施。A社事前承諾済み。当社法務確認済み。」、「2月末契約解除申し入れ」の3つが挙げられている。

同月25日、A氏は、a氏に対して、調査レポート①及び調査レポート②の各アップデート版の送付を依頼し、協議を行うことを打診した。これに対してa氏は、A氏及びC氏に対して、「前回以降1日のコール数多い代理店の解約、コンテンツの不透明な代理店の解約を実施しております。又、コンテンツの停止若しくは改変の依頼を行っております。トラフィック上昇の抑制、キャリアの分散等指示、依頼をしております。」と述べて、調査レポート①及び調査レポート②の各アップデート版を送付した。調査レポート①は同月6日のものと内容に概ね相違はないが、調査レポート②には、同月1日から「コール数、通話分数の多い回線」である「約80回線」に「回線の停止勧告」を行ったこと、同月15日から「正当性に疑問のあるコンテンツに関してコンテンツの閉鎖若しくは改変を依頼」しており、「2月末日までに実施予定」などと記載されていた。

同年3月18日、a氏は、A氏及びC氏に対して、調査レポート①及び調査レポート②の各アップデート版を送付した。調査レポート①は、同年2月25日のものと内容に概ね相違はないが、調査レポート②には、同年3月5日から「新規代理店による新コンテンツ」として「通販系の代理店にてモニター募集企画系のコンテンツ」を開始したこと、同月20日より、同年2月15日から実施していた正当性に疑問のあるコンテンツの閉鎖などの代わりとして、新規に「ゲーム系コンテンツ」を開始する予定であることなどが記載されていた。

ウ P氏からの質問

2019年3月4日、P氏は、K氏に対して、従前からのI社（旧N社）において「当社サービスが適切に利用されていることを定期的を確認する必要がある」との監査講評会における経過観察事項の調査の一環として、「I社以外の音声系取引で懸念される案件の有無」について質問した。

同月6日、K氏は、P氏に対して、「11月から取引開始した以下の会社にてトラフィックが急増し技術側より疑わしいトラフィック兆候があるとして調査、現在すでにお客様に対応してもらっている案件がありますが、監査するまでは必要ないと状況判断しているものがあります」としてA社を挙げ、続けて、状況概略として「取引開始早々から着信トラフィックが急増し技術側より相談あり」、「技術にて発信番号およびトラフィックを定期監査してもらっている」、「他方、営業から該者に申入れし、すべての代理店精査を行って頂いて使途不明なトラフィックユーザーは強制解約してもらった（当社からの依頼に対して協力的に対応頂いている）」等と回答した。

これに対してP氏は、「取引開始間もないこともあり、本件は暫時推移を見守るのみとし、何か兆候があれば確認差し上げたいと思います。」と連絡した。

エ 法務・リスクマネジメント部への相談とA社との覚書締結

2019年3月27日、B氏は、A氏及びC氏に対して、（前日の会議において）「12月以降の売上増分はA社がその一因を担っている、という話しになり、そもそもA社との取組み、内容の良しあしが法務・リスクマネジメント部も含めてどういう認識、対応になってるんだ、という話しになりました。」、「営業に対応はお願いして、継続対応頂いている、とは言ったものの、営業任せにしておいてはいけない、との話しになり、早々に対応せよ、との指示になりました。」等と連絡した。

C氏は、同日、B氏の同メールをK氏に対して転送したところ、K氏は、「A社の件は、むしろ、コソコソやらず、好き嫌いといったあいまいな見解で判断されないよう、各方面の正しい意見を頂戴したほうが、われわれもやりやすいと思いますので、正々堂々と清廉潔白にぜひ進めて下さい」と返答した。

同年4月8日、A氏、C氏及びB氏らは、法務・リスクマネジメント部のR氏らとA社の件に関する打合せを行った。

同月12日、R氏は、A氏、C氏及びB氏らに対して、「表題の件、取引を継続するために当社としてリスクを低減する策として、A社と当社間で覚書を締結し、A社がパートナー会社を管理・監督する旨を定めることを推奨します。」、「覚書には、A社がパートナー会社に対して以下の事項等を遵守させる規定を定めることを考えています。」、「公序良俗に反する行為をしない」、「不正な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的でパートナー契約

を履行しない」²¹と連絡した²²。また、同月 17 日、R 氏は、B 氏らに対して、同覚書の原案²³を送付した。

同月 25 日、R 氏は、顧問弁護士への相談を踏まえ、A 氏、C 氏及び B 氏らに対して、同相談結果を踏まえて作成した「アクセスチャージと法令との関係に関する考察」と題する資料²⁴を送付した²⁵。

同日、A 氏は、a 氏との間で、R 氏が送付した同覚書の原案に関する打合せを行い、同月 26 日、A 氏は、a 氏に対して、同覚書の原案を送付した。

同日、A 氏は、R 氏、C 氏、及び B 氏らに対して、前日に a 氏と打合せを行ったことを伝え、「覚書にある当社要請内容には快諾頂き、先方法務部門で覚書文言のリーガルチェックをして頂いております。先方リーガルチェックが完了しましたら、営業部より覚書締結の稟議を申請致します。」と連絡した。また、A 氏は、同内容を K 氏に対しても報告した。

同日、B 氏は、M 氏らに対して、同月 25 日の R 氏のメール及びその添付資料、並びに B 氏作成に係る「A 社再販の法務 RM 部の確認結果」と題する資料²⁶を送付し、「営業対応としては現在、法務よりもらった覚書を A 社と締結する為、先方に提出、確認中になります。」と報告した²⁷。また、B 氏は、A 氏及び C 氏に対して、同覚書の締結を進めるように指示した。

同年 5 月 10 日、A 氏は「A 社 覚書追加申請稟議」との件名で、同年 4 月 17 日に R 氏が送付した覚書を A 社と締結することの承認を求める稟議を申請し、同稟議は承認された。同稟議には、A 社と同覚書を締結することにより「当社リスク軽減とコンプライアンスに基づいた取引を促す主旨」であること、「IP プロダクト事業部より稟議起案・早期での覚書締結の指示」を受けていること、同覚書の内容は「A 社及び二次事業者（A 社パートナー）へ

²¹ B 氏はヒアリングにおいて、ここにいう「公序良俗に反する行為」とは、電話番号を特殊詐欺などの犯罪に利用させることを想定し、「不正な利益を得る目的」での利用とは、不正呼を想定したものと考えていた旨を述べている。

²² B 氏は、同月 16 日、R 氏の同メールを M 氏らに対して転送している。なお、同月 19 日、M 氏は、自身の週報を送付し、A 社について「同社の先のパートナーの管理監督責任を契約の（原文ママ）盛り込む」と報告している。

²³ 同覚書の原案の内容は、2019 年 6 月 1 日付けで締結された覚書の内容と同様である。

²⁴ 同資料には、「真に通話の目的なく大量の電話をかけること」につき、①軽犯罪法第 1 条 31 号への抵触可能性、②いわゆる不正アクセス禁止法 3 条ないし 5 条への抵触可能性、③P 社の利用規約違反となる可能性が生じること、アルテリアは①ないし③の違法行為の行為者でも被害者でもないものの、コンテンツ事業者ら第三者による P 社への違法行為について、P 社が調査や警察への通報を行った場合に協力を求められる可能性があることが記載されていた。また、その対策として、「関係者（代理店、コンテンツ事業者）に対して、『一般的に、音声再販事業において、利用行為の実態によっては上記のような法令違反、規約違反となる場合がありうることを』を説明し、注意喚起することにより、適正・適法な取引を実現する。」「当社・代理店間において覚書を締結し、代理店に対し、顧客・二次事業者に違法行為等を行わせないよう管理・監督する義務を課す。」との記載がある。

²⁵ A 氏は、R 氏の同メールを K 氏に対して転送している。

²⁶ 同資料の内容は、「真に通話の目的なく大量の電話をかけること」が問題ないか法務・リスクマネジメント部に確認を取った旨を記載した上で、2019 年 4 月 12 日の R 氏のメールでの回答内容、及び同月 25 日に R 氏が送付した「アクセスチャージと法令との関係に関する考察」の内容を抜粋して記載したものである。なお、B 氏は、同資料を H 氏、J 氏及び G 氏らに対しても送付している。

²⁷ C 氏は、K 氏に対して、「本件粛々と契約を結びます。」と述べて B 氏の同メールを転送している。

の規制・法令遵守を促す内容になっている」こと、「A社代表取締役社長・法務部とも内容の合意を頂いており、決裁を頂いた後、捺印・締結を予定している」ことが記載されていた。

同年5月10日、M氏は、週報において、A社について、「着ACキックバックの取組みを行っている再販事業のA社の取組みに関して法務確認を実施。法務見解として、A社がパートナー会社を管理・監督する旨の覚書を締結し、リスク低減を図る。」と報告した²⁸。

アルテリアとA社は、2019年6月1日付けで覚書を締結した（以下「2019年6月1日付け覚書」という。）。その内容は次のとおりである。

1. 甲（当委員会注：A社）は、原契約第1条に基づき甲の顧客に本サービスを提供する場合、及び原契約第13条に基づく二次事業者が本サービスを提供する場合において、甲の顧客及び二次事業者に対し、以下の事項を遵守させるものとする。
 - （1）本サービスの提供を受けるにあたり、法令違反行為、公序良俗に反する行為、及び信義則に反する行為を行わない。
 - （2）違法もしくは不正の利益を得る目的で、又は他人に対して損害もしくは負担を与える目的で、本サービスを利用し、又は原契約を履行しない
2. 甲は、甲の顧客及び二次事業者が前項に違反し、これにより乙（当委員会注：アルテリア）又は第三者に対し損害を与えた場合、甲の顧客及び二次事業者と連帯して責任を負うものとし、乙に迷惑をかけない。

オ 評価

（ア）A社との2018年12月の取引開始直後の不審な着トラフィックについての対応

A社との2018年12月の取引開始以降、同月21日のG氏やJ氏の指摘に始まり、技術部門において、A社に提供された番号に対する不審な大量の着トラフィックが問題視され、この問題意識は同月21日頃のJ氏からA氏への指摘や同月26日のH氏からA氏及びC氏らへのメールなどを通じて速やかに営業部門に共有された。かかる指摘を受けたA氏らは、同月26日及び2019年1月7日のA社訪問を通じ、A社に対して不審な着信への対処を強く要請した。

その後、A社に提供された番号に対する不審な着トラフィックがすぐに止まることはなかったが、同日のA社訪問以降、A社からは、同月9日には機械的発信が行われているとみられる番号やA社の代理店につき、モニタリングを経て契約解除を行っていることや、その根拠となるA社と代理店との間の「条件書」などの資料の提出を受け、C氏からa氏に対して要請への対処の徹底を求める趣旨のメールが送付されている。さらに同月17日には、A社に対して、当時の状況では取引停止となる可能性を伝え、A社から、全番号のコンテンツの調査と、不相当とみられるコンテンツを有する代理店への照会、接続停止や契約解除などの具体的な施策を行う旨の回答を受け、同年1月24日、同月30日、同年2月6日、同月25日と定期的に施策の進捗状況の回答を促し、a氏が送

²⁸ 宛先はS氏、Q氏、L氏らであり、T氏らに対しても転送されている。

付した調査レポート①や調査レポート②、代理店担当者とのメールのやり取り（別紙 4-1）などの資料を通じてその進捗を確認していた（実際にも、a氏が述べた対策の進捗と呼応して、A社に対して提供された番号への着トラフィック量は減少傾向にあった。）。

これらのやり取りからは、アルテリアにおいて、A社に提供された番号に対する不審な着トラフィックを排除しようとする一貫した姿勢が認められる。また、A社に提供された番号に対する不審な着トラフィックを容認するかのようやり取りは一切見受けられなかった。

（イ）2019年6月1日付け覚書について

2019年3月27日以降、A氏ら関係者が法務・リスクマネジメント部に対して、アルテリアからA社に対する着信ACビジネスの仕組みの説明とともに、「真に通話の目的なく大量の電話をかける」行為の法的な問題点の検討を相談し、法務・リスクマネジメント部は、顧問弁護士への相談においても同様の情報を伝達したうえで、顧問弁護士からの回答を受けていた。最終的には、特殊詐欺などを想定した「法令違反行為、公序良俗に反する行為、及び信義則に反する行為」、及び着信ACの不正利用スキームを想定した「違法もしくは不正の利益を得る目的で、又は他人に対して損害もしくは負担を与える目的」でのサービスの利用を禁止し、A社に対して、A社の顧客や代理店にそれらを遵守させることを内容とする2019年6月1日付け覚書の締結に至った。

このような2019年6月1日付け覚書の締結にかかる経緯等からすれば、アルテリアは、当時において、A社に提供された番号に対する不審な着トラフィックを排除するための合理的な対応を行っていたと評価できる。

（ウ）P社に対する情報共有について

2019年1月22日、L氏の発案により、アルテリアは、P社に対して、

伝えている。

発信ユーザーと直接の関係を持たず、その情報も持ち合わせていないアルテリアにおいて、通信の秘密による制約もあり、不審なトラフィックないし通信があることのみをもってそれを不正呼であると断定して対処していくことは極めて困難である一方、P社においては、発信ユーザーとの約款を根拠とした通話料の定額料金サービスの解除や、同サービスの対象となる番号からの除外などを通じて、より直接的な対処を行うことも期待できるといえ、アルテリアがP社に対して適時かつ積極的に情報共有を行ったことは、適切な行動であったと評価できる。

(3) 秒間呼量超過アラートの発生と A 社に対する対応要請

ア 2020 年 1 月 1 日付け覚書締結の経緯

2019 年 6 月 1 日付け覚書の締結により、営業部門においては、A 社との本件取引に法的な問題はないとの認識のもと売上の拡大を目指すこととなり、A 社からの新規提供依頼に基づき、新たに 800 番号を提供した。

他方、A 社に関する売上について、C 氏が週報において、同年 8 月 8 日に、同年 7 月の見込みを大きく上回ると予想される旨を報告し、同年 10 月 10 日には、第 3 四半期において「分数 [] 分（当社売り [] / 月）」で A 社と合意したこと、A 社が取引する U 社の方がインセンティブの単価が高いこと、A 社が U 社に「 []（ [] ）分前後でトラフィックを流している」ことを報告した。

また、同年 12 月 19 日、A 氏は週報において、第 4 四半期末に向けて A 社が U 社に対して流しているトラフィックの奪取を図るため、U 社が提示しているラダーと同条件とすることが必要であり、これにより売上・利益の大幅な増加が期待できる旨を報告した。

そして、同日、A 氏は、本件契約について、販売促進費のラダーを U 社が A 社に対して提示するのと同条件として A 社の店内シェアを奪取するため、2020 年 1 月から同年 3 月末日までと期間を限定し、販売促進費のラダーの引上げを行う旨の覚書を締結したい旨の稟議を申請した。同稟議は承認され、アルテリアと A 社は 2020 年 1 月 1 日付けの「覚書」を締結し、同日から同年 3 月末日までの間、本件契約に係る販売促進費のラダーが引き上げられることとなった。

イ 2020 年 1 月からの着トラフィック量の急増

(ア) 2020 年 1 月における着トラフィック量の急増

2020 年 1 月、A 社の着トラフィック量が急増し、同月 19 日には、L 氏が週報においてこれを報告した。

(イ) 執行役員会議における着信 AC ビジネスに関する議論

2020 年 1 月 21 日に開催された執行役員会議において、L 氏より、A 社の着トラフィック量の急増を契機として、着側の設備使用料として発側・料金設定事業者に請求できるという着信 AC ビジネスの仕組み自体、相互接続協議者間で取り決めたルールにより運用されているところ、(今回の A 社の件のように) 営業施策としてインセンティブをコントロールして着トラフィック量を増減させると、相互接続協議者の中でアルテリアの信用度が落ちることになり好ましくないため、着信 AC ビジネスの仕組み自体を止めた方がいいとの問題提起があった。

これを受けて S 氏より、同執行役員会議に F 氏が欠席していたことから、着信 AC ビジネスの件は営業のトップである F 氏を含めて後日に協議した方がよいとの提案があり、2020 年 1 月 29 日にインセンティブに関する実績及び管理についての確認を趣旨とする会

議（以下「インセンティブ確認会議」という。）が開催されることとなった。

（ウ）インセンティブ確認会議における議論

2020年1月29日に開催されたインセンティブ確認会議においては、国際会計基準(IFRS)を念頭に置いた販売促進費の純額管理等についての議論があった後、A社との取引増が議題となり、C氏より、「着ACについては音声の基本契約と反社の追加覚書をもって売上とリスクを管理している」との報告があり、また、着トラフィック量急増の背景となる販売促進費のラダー引上げについて、「U社からとってくるし、とられないようにするという両面の目的での施策」であったとの説明がなされた。また、F氏も、「トリッキーなスキームではあるが、問題はない。以前にあった機械的に呼量だけを増やしての詐欺的な行為であれば問題だが、そういうものではなく、契約でも十分に同様のリスクが発生しないようアレンジメントしている。」と述べた。

（エ）U氏からの質問

2020年1月15日、U氏は、C氏に対して、A社との取引額が増加している点について、「監査法人による3Q決算往査」にあたり、「国際不正呼のようなリスクがないか」と質問した。

これに対してC氏は、同月20日、A社との取引額増加は、「営業施策上4Q数字のけん引のためにA社が他社に流しているトラフィックを当社側に寄せられるタリフ提示をしたことによるもの」であり、「国際不正呼のリスク」については、「最終ユーザーが何らかの想定外の使用法による警察等の問い合わせについては別途個別の調整、場合により利用停止をしていただけるようになっております」と回答した。

ウ 2020年4月1日付け覚書の締結から同年8月1日付け覚書締結に至る経緯

（ア）2020年4月1日付け覚書締結の経緯

2020年3月9日、同年4月1日から■■■■からアルテリアへのアクセスチャージの単価下落が見込まれる状況に対応して、A氏は、本件契約に係る販売促進費のラダーを引き下げる旨の稟議を申請した。同稟議は承認され、アルテリアとA社は2020年4月1日付けの覚書を締結し、本件契約に係る販売促進費のラダーを引き下げることとなった。

（イ）2020年3月末頃からの秒間呼量超過アラートの発生

2020年3月27日頃から、A社の着トラフィックにより夜間帯に秒間呼量超過アラートが発生し、H氏が複数回に亘りA氏らに対して対処を求めた。

また、同月30日夜にも秒間呼量超過アラートが発生したことから、H氏はA氏及びC氏に対して、A社の対応の状況について説明を求めてA社に対して対処を求めるよう連絡し、これを受けてA氏は、a氏に対して、「当社設備・保守部門からも問題視する声も

聞こえており、こちらの協業・プロジェクトへの支障もあり得てきます。再度、パートナー様への呼量分散の要請と実施を火急にお願い致します。」と連絡して対応を要請した。

その後、同年4月2日夜間から同月3日に掛けて秒間呼量超過アラートが発生したが、同日夕方頃より収束し、以後安定した。

(ウ) A社更新稟議決裁会議における議論

2020年4月1日、「A社更新稟議決裁会議」²⁹において、C氏は、「当社のコールキャパシティは、[]分/月」であると説明し、[]からのアクセスチャージ減額による減収について既存顧客取組及び新規取組でリカバリー策を実施する旨を報告した。同日、C氏はH氏に対して、かかる「[]分/月」の算定根拠は「A社の第4Q実績」であり、C氏とA氏とで協議して暫定的に作成した数字であると説明して理解を求めた。

(エ) 2020年8月1日付け覚書締結の経緯

2020年6月4日、A氏は週報において、A社について、本件契約に係る販売促進費のラダーを引き上げることで売上(着トラフィック量)の上乗せができないか協議しているが、アルテリアの条件がU社との条件より劣ることから即答してもらえない等と報告した。またA氏は同月5日にA社を訪問し、同月11日、週報において、同訪問について、「各キャリア通話料が減少している為、着信トラフィックの取り合いになっている模様。当社も早急にトラフィック増大の方向で社内調整する必要性あり。」と報告した。

同年7月6日、C氏及びA氏はA社を訪問した。同訪問について、A氏は週報において、販売促進費のラダーの引上げに伴う着トラフィック量の増加について概ねの了承を得た旨を報告した。

同月17日、F氏、K氏、C氏及びA氏はA社を訪問し、a氏、e氏及びf氏と面談を行った。同訪問に先立ち、A氏はF氏及びK氏に対して、A社の取引金額推移、今期見込み、売上目標、現状の販売促進費のラダーの引上げ提案の内容、A社の引き合い案件(トランジット案件、V社・アクセス回線案件、W社ルーターパッケージ案件)、及びトピックス(「コロナ影響でテレワーク加速」、「S社との協業」、「翻訳機出荷好調」)等を連絡した。また、同訪問後、A氏は週報において、同訪問について、販売促進費のラダーの引上げによる着トラフィック量の増加に向けて「トップ同士の挨拶をさせて頂く。」と報告した。

同月20日、A氏は、「A社 覚書更改稟議申請」との件名にて、他社からのA社の店内シェアの獲得による売上・粗利の増大を目的として、販売促進費のラダーを引上げする旨の稟議を申請した。同稟議は承認され、アルテリアとA社は2020年8月1日付け覚書を締結し、本件契約に係る販売促進費のラダーが引き上げられることとなった。

同年8月6日、A氏は週報において、かかる販売促進費のラダーの引上げにより、A社

²⁹ 同会議の出席者は、S氏、F氏、Q氏、V氏、M氏、K氏、T氏、B氏、及びC氏である。

より、着トラフィック量の増加について、同年 8 月及び同年 9 月について、 分とする旨の合意が得られた旨を報告した。

エ 2020 年 9 月頃からの秒間呼量超過アラートの発生

2020 年 9 月 1 日、G 氏は、A 氏及び C 氏らに対して、A 社の着トラフィックにより、秒間呼量超過アラートが発生したことから、A 社に対して早急な対応を依頼するよう求めた。これに対して A 氏は、至急対応を依頼すると連絡した。

また、同日午後 4 時頃には、H 氏は、A 氏及び C 氏らに対して、秒間呼量超過アラートが発生しているため至急の対応をお願いしたいこと、本件について「別途プロダクト、営業、IPTS で対応方針を検討させてください。法務としては OK のサービスになっておりますが、サービス全体に影響を与えても構わないという条件は含まれていないはずです。」と連絡した。これに対して A 氏は、A 社に対して再三電話で対応を依頼していること、A 社から謝意とあわせて現在急ぎ対応しているとの連絡があったことを報告した。

しかしその後も、同年 10 月 1 日頃まで、秒間呼量超過アラートが断続的に発生し、技術部門から A 氏に対して繰り返し、A 社に対して強い要請を行ってほしい等との依頼があった。

オ 2020 年 10 月 9 日の A 社訪問とその前後の A 氏と H 氏との会話

2020 年 10 月 2 日、A 氏は、a 氏に対して、同年 9 月下旬からのアラートの度々の発生について設備部門・保守部門から強い指摘を受けていることを伝え、対象の番号パートナーへの根本的な対応を改めて依頼するとともに、同月 9 日に今後の対応を協議するため A 社を訪問したい旨を連絡した³⁰。この前後において A 氏と H 氏との間でやり取りがなされたチャットの内容は、別紙 4-2 及び別紙 4-3 記載のとおりである。

カ 評価

(ア) 各覚書の締結について

以上のとおり、アルテリアと A 社は 2020 年中に、同年 1 月 1 日付けの覚書、同年 4 月 1 日付けの覚書、及び同年 8 月 1 日付けの覚書をそれぞれ締結している。この点、同年 1 月 1 日付けの覚書は、競合会社からのシェアの奪取を狙いとした販売促進費のラダーの引上げであると説明され、同年 4 月 1 日付けの覚書は、 とアルテリアとのアクセスチャージ料金の改訂に伴う販売促進費のラダーの引下げに関するものであり、同年 8 月 1 日付けの覚書は、同年 4 月 1 日付けの覚書による引下げを受けてシェア拡大を狙いとした販売促進費のラダーの引上げであると説明されており、いずれも稟議等においてその目

³⁰ A 氏は週報において、同日の訪問について、「トラフィック増加で C さんと同行で、訪問ヒアリングと再発防止の打合せを行った。A 社配下のパートナー様と併せ、再発防止へ取り組んで頂いており、設備側へ確認したところ、10/2 以降は A 社起因のアラートは減少しているとの事」と報告している。

的や販売促進費のラダー設定の根拠等について一定程度の合理的な理由の説明がなされていたと評価でき、他方、これらに関する不審なやりとり等は見当たらない。

(イ) 2020年10月5日のA氏とH氏とのやりとり（別紙4-2）について

2020年10月5日、A氏は、同月9日に予定されていたA社訪問にあたり、H氏に対して、A社に「呼の分散」について説明するために同年9月下旬頃のアラートに関する質問を行った。そのやりとりの中でH氏は、要旨、A社は自作自演、すなわち、パートナーなどおらず、自らの発信装置で携帯SIMから自己の番号宛に発信を行っているのだから、発信装置を設定するなどして秒間呼量の問題を解決させるべきである、といった趣旨の発言をしている。

この点、H氏はヒアリングにおいて、こうした発言に関して、同年9月頃からの秒間呼量超過アラートの度々の発生に苛立っており、自作自演であるかはわからないが、挑発的気味に言ってしまった、パートナーがいないというのは推測で言っていた、などと述べた。

同日のA氏とH氏のやりとりを概観すれば、会話が噛み合っていないと思われる点も見られるが、基本的にはA社が不正呼を行っているのではないかとの強い疑いを抱いていたH氏が、秒間呼量超過アラートが度々発生していたことへの苛立ちもあり、自身の推測を断定的にあるいは挑発的に語ったものとの評価の範疇を出るものではなく、H氏においてA社が不正呼を行っていると知っていたことを窺わせる発言は見当たらない。

他方、A氏は同会話において、「秒間の携帯SIMでの発信呼量をコントロールできるパートナーと、だらしなく発信するパートナーを選別して、その上でトラフィック。。。の話ですよ」、「各パートナーがSIMを契約して、それぞれのシステムで発信しているですよ」、「システム開発のリソースも中国系とか日本国内開発とかあるみたいです」と発言している。これらの発言は、一見、A氏においてA社が不正呼を行っているを知っていたかのようにも読めるが、いずれもA氏がA氏に対して想像で語った内容について話したものと捉えることも可能であり、これらの発言をもって、A氏がA社が不正呼を行っていたと知っていたと断定することはできない。

(ウ) 2020年10月13日のA氏とH氏とのやりとり（別紙4-3）について

2020年10月13日、A氏は、H氏に対して、同月9日にA社を訪問した際にA社に対して詰問し厳重に注意してきたことを報告し、現状のアラートの状況について尋ねたところ、H氏からどのような対応を行ったのかとの質問を受けて、①「やはり呼の流れとしては」携帯SIM⇒パートナーシステム⇒携帯キャリア網⇒当社網・システムMG+SOROS³¹)⇒A社システム・050番号でした。。。」、②「今回（訪問前のメール依頼で）秒間Ocallと書いた具体的な数字の提示もしてまして、この数字のコントロールが出来るパートナーのみで対応する、お約束頂きました。ただ、複数パートナー様、個別のシステムのコン

³¹ アルテリアの音声システムを指す。

トロールについては社数から改めて確認しますね。」と回答した。

この点、上記①の A 氏の発言について、一見、A 氏が、A 社が関わる着信 AC の不正利用スキームの全体像について知っていたかのようにも読めるが、その全体を通して読めば、A 社には実際には代理店がないのではないかと（そうであれば、秒間呼量超過の問題はすぐに解決できるはずではないかと）との H 氏の強い疑問に対して、a 氏から改めて確認をとったところ、代理店は存在する（そのため、秒間呼量超過の問題の解決のために、代理店に対する周知・依頼により時間を要する）とのことであったと回答したのもとも解せるのであり、同発言をもって、A 氏が A 社が不正呼を行っていたと知っていたと断定することはできない。

また、上記②の A 氏の発言について、まず、A 社に対して秒間〇コールの発信に限るよう依頼した点について、そもそも、着信側である A 社ないし A 社の代理店が、発信側でしかコントロールし得ない秒間〇コール以内の発信の遵守が可能であるという前提自体、A 社が不正呼に関わっていると知っていたのではないかと疑われる。しかし、別紙 4-1 の a 氏のメール（2019 年 1 月 24 日から同年 2 月 1 日にかけての a 氏と代理店担当者とのメールを転送したもの）によれば、A 社は、問題となるトラフィックを集めている代理店に対して、（可能か否かはともかく）期間内の是正がない場合には通信を止めるという極めて強い態度を示して、アルテリアの設備保全等の要請に答えていた様子が窺われ、また、C 氏もヒアリングにおいて、（深く考えてはいなかったが）A 社は問題のある代理店を外すことで対応していると思っていた旨を述べている。このような前提に立てば、A 氏が A 社に対して秒間〇コールの発信に限るよう依頼したことも、A 社が秒間〇コールを超過する着トラフィックを集めている二次代理店に対して（可能か否かはともかく）是正を求め、是正されないのであれば一方的に通信を止める（外す）方法により対応することを期待していたとも理解できる。このような観点からすれば、同発言をもって、A 氏において A 社が不正呼を行っていたと知っていたものと断定することはできない。

なお、A 氏及び C 氏が、a 氏に対して、秒間〇コールの発信に限るよう依頼したこと自体は、事前の技術部門の要請に基づくものと認められ、また本件契約の特約にある「電気通信設備等への過大な負担」の「状況を通知」したものと理解できるのであり、特段の問題は見当たらない。

(4) BIS 事件の報道と A 社の着トラフィック量の急減及び回復

ア 2021 年 6 月頃までの状況

2021 年に入ると、C 氏及び A 氏は A 社に対して更なる着トラフィック量の増加を依頼し、同年 4 月末には依頼どおりに █████ 分の着トラフィックがあるなど、A 社の着トラフィックは順調に推移した。また、同年 4 月 1 日に第 3 営業部部長に着任した W 氏は、A 氏とともに同月 16 日に A 社を訪問して着任の挨拶を行い、今期も A 社の店内シェアを引き続き調整してほしい等と依頼した。また、A 氏は同年 6 月 25 日に A 社を訪問した際、A 社

に対して第1四半期同様の着トラフィック量を依頼した。

イ BIS事件の報道

2021年7月1日、報道機関により、通信事業を営む株式会社BIS（以下「BIS」という。）の実質的経営者ら15人が、アクセスチャージを得る目的でP社の通話料の定額料金サービスプランを悪用して発信を繰り返したなどとして、組織犯罪処罰法違反（組織的詐欺など）の疑いで警察に逮捕された、との報道がなされた（以下、同報道に係る事件を「BIS事件」という。）。

同報道によれば、①逮捕容疑は、容疑者らが共謀して、2018年3月頃にP社の通話料の定額料金サービスで携帯電話500回線を契約し、規約に違反して特殊な機械を用いて自動発信を繰り返し、自社の固定電話などに2020年9月1日から同月23日に掛けて計約7500回、約2133時間にわたり架電して通話料約570万円の支払いを免れたというものであり、②P社は、BISの固定電話などの電話番号を割り振った通信事業者に対してアクセスチャージを支払っていたところ、同通信事業者はBISにアクセスチャージの一部を着信手数料として還元する契約を締結しており、容疑者らによる特殊な機械を使用した定額料金サービスプランの回線からの大量発信によって、P社から同通信事業者に対して多額のアクセスチャージが支払われ、ひいてはBISが同通信事業者から受け取る手数料も増える構図であった、とのことであった。また、③このようなアクセスチャージの仕組みを不正利用した事件の摘発は全国初であるとのことであった³²。

ウ A社の着トラフィック量の急減

2021年7月2日、A社の着トラフィック量が約8割ほど減少し、A氏はこれをW氏に対して報告した。

同月6日、A氏は、a氏に対して、「7月以降のトラフィックにつきまして7/1以降での減少・抑制をお見受けしております。7月現時点も含め、ご状況・理由背景等ご教示をお願いしたいと存じます。」と連絡したところ、a氏より、「既にNEWSになっております機械呼による不正行為が発覚した事案により、代理店に同様の事象がないかを再クリーニングを頂く旨支持（原文ママ）をしております。それによる影響かと思われれます。」との返答があった。またあわせてa氏より直接の説明の機会を設けたいとの依頼があり、同月12日、W氏、C氏及びA氏がA社を訪問することとなった。

³² なお、同月23日、BIS事件に関して一部報道機関より続報が報じられている。これによれば、同月20日に容疑者らが再逮捕されたとのことであり、また、通信事業者が大口顧客にアクセスチャージの一部を戻す契約は珍しくなく、BIS事件に関わる通信事業者は不正を疑ってBISとの契約を一時解除したり、質問状を送ったりするなどの対応を取っていたことから県警は同通信事業者が共犯にあたらぬと判断したとみられる、とのことであった。

エ 2021年7月12日のA社訪問とa氏の説明

2021年7月12日、W氏、C氏及びA氏はA社を訪問し、a氏より同月2日以降の着トラフィック量の急減の要因等についての説明を受けた。

同月14日、A氏は、N氏らに対して、同面談の様子等について報告した。同報告によれば、a氏の説明は、概要、「P社の携帯電話のかけ放題プランの規約に反していた（本来払うべき通話料約五百七十万円の未払い）という事で愛知県警にてBISという会社の逮捕という事件があり、その際に直接の罪状ではないが特殊な機械を使って大量の電話をかけ、P社に使用料を払わせていたということも記載有。」、「A社としてはBIS社と着信関連での直接の取引はないが（過去に電話ではなくデータ通信用SIMで取引があり、直近までは2枚の契約有）、A社含めたVoip業界の数社には警察から問い合わせがあった」、「A社はBIS社から過去（2015年くらい）に着信トラフィックに関しては直接取引依頼があり、断っている実績有。」、「本事件からA社自身の判断でリスクヘッジを目的として自社の全代理店に対して同様の不正呼がないかを改めてスクリーニングを行うように指示を出した為、着信トラフィックが減少している」、「本件の意図としてはBIS自体のトラフィックが三次、四次代理店経由でわからないように各キャリアに分散していた恐れもあるという点とBISとは関係なく不正呼がないかを念のため全て確認、排除する事を意図している」というものであった³³。

また、同月15日、C氏は週報において、A社について、「7月に入り呼量激減。」、「7月1日報道『かけ放題悪用』による名古屋振込詐欺グループBIS別件捜査による逮捕影響と想定。」、「A社は配下代理店に同様内容がないかスクリーニング実施による減で順次回復を見込むとの報告あり。」、「Wさん、AさんとNさん報告。Nさんよりレピュテーションリスク含めFさん、Xさんにエスカ。」と報告した。

同月16日、A氏は、a氏に対して、N氏、W氏及びA氏による同月30日の訪問を打診した³⁴。

同月17日、F氏は、N氏及びW氏に対して、「A社の件が気になるところです。」、「A社との取引の経緯、契約関係書類も改めて再確認したいと思います」、「すでにアクションとっていると理解しますが、今後本件状況はタイムリーに共有願います」と連絡した上で、A社との面談にN氏も同席するよう求めた。

オ 2021年7月30日のA社訪問とa氏の説明

2021年7月30日、N氏、W氏及びA氏はA社を訪問し、a氏と面談した。

³³ N氏は、同月15日、A氏の同報告に係るメールをF氏に対して転送するとともに、「A社は下記事件とは関係ないが念のためスクリーニングをかけていると言っています。売上、利益インパクトもありますが、当社としてリスク無いか若干気になるところです。」と伝えている。

³⁴ W氏は、同訪問の趣旨について、「A社は取引額も大きく、電話・インターネット業界は二次・三次代理店で何かしていることもあるため、しっかりと確認するために役員のN氏も伴って訪問を計画した。」と述べている。

A氏は、同年8月4日、週報において、同面談について、「7月のトラフィック減についての説明と第三Q以（10月）降連（原文ママ）でリカバリーを行うとの概ねスケジュールを伺う。当月 分： 円前後で想定だが、8月以降のトラフィックで当初予算を達成させる予定。」と報告した³⁵。

カ 2021年8月頃からのA社の着トラフィック量の回復

2021年8月に入るとA社の着トラフィック量に回復の傾向が見られたが、従前の水準には達していなかった。

かかる状況について、A氏は、同月20日、W氏及びC氏に対して、a氏より今後の概要方針等について聴取した内容として、「パートナーの中にBIS系列と思われる面々が残っている可能性があり、再度スクリーニングをしているとの事。キャリア各社（U社・X社）からもトラフィック増加の依頼を受けており、配分に窮してる様子でした。来月、再来月とスクリーニングが進むのと新コンテンツパートナー等の加入もあり、着実にトラフィックは増やせるが今月はベストエフォートで上記通り目標 分（着地想定 分～ 分）となります。」と報告した。

これに対してW氏は、A氏に対して、a氏より前回訪問時からのアップデートを聴取したいとして、A社とのアポイントを取るよう指示し、同年9月3日、N氏、W氏及びA氏はA社を訪問してa氏と面談した。同面談について、A氏は、週報において、「リカバリ策については、9/3 Nさん・Wさんと同行した際、第3Q/第4Qを目標にとの事であるが、具体的な実施計画はこれからの状態。」と報告した³⁶。

また、A氏は、同月29日、週報において、「A社でのトラフィックが通常月に戻る想定（SFA 想定数字より上振れ予定）です。状況注視しつつ、他キャリアとのシェアを鑑みなが

³⁵ W氏は、同面談においてa氏が、「BIS事件に関して、（当局から）事情を聴かれているが、業界全般で聴かれている」、「立件は携帯料金未払やオレオレ詐欺について行われた」、「A社はBISと直接の取引はないが、三次・四次代理店で（疑わしい代理店が）潜っている可能性があったので万一に備えスクリーニング実施中である」、「スクリーニング中のため売上が大幅に下がっているが、売上がここまで下がると会社が成り立たないので、スクリーニング後に問題がなければ（トラフィック量を）戻したい」、「犯罪にかかわることをしている場合は契約を即解除する」、「どのような（電話の）使用をしているか代理店に確認を入れ、不正があるなら止めるように指示をしている」、「トラフィック量が減っている原因は電話自体の着信を1回止めているからである」、「2カ月間収益が下がっており、四半期ベースではかなり厳しい」、「できるかどうかは別として、3Q以降でリカバリーをしたい」、「スクリーニングをしているので全員戻ってくるかは分からないが、1社新規の引き合いがあるので、そこを頑張る」、「9月以降くらいには売上が戻ると思う」等と説明したと述べている。

また、W氏は、かかるa氏の説明について、「A社の下についている二次代理店等も、A社だけと付き合い合っているわけではないはずであり、一時的に乗り換え等は面倒であるが、（スクリーニングでA社に着信を止められたとしても）完全に収益が途絶えるわけではない。着信を止めることによりダメージを負うのはA社である以上、A社がそれでよいというのであれば、そのような方法もありだと思った」と述べている。

³⁶ W氏は、同面談においてa氏が、「徐々に売上が戻ってきており、8月は少し戻せたので、9月もある程度戻せると思う」、「売上が完全に元のレベルにまで戻せるかは分からないが努力する」、「二次代理店には（疑わしい者は）いないが三次代理店以降に潜っている可能性があるため、それを排除するためにスクリーニングをしている」等と説明したと述べている。また、同説明を受けてW氏は、「スクリーニング後に戻ってきた代理店は問題のない代理店だと思った」と述べている。

らとの事です、7月8月分のビハインドを第3Q以降でどのようにカバリングしていくか?をa氏とグリップしていきたいと考えております。」と報告した。

その後、同年9月のA社の着トラフィック量は想定を上回り、同年10月以降はさらに増加することとなった。

キ 評価

(ア) BIS 事件について

BIS 事件は、アクセスチャージの不正利用スキームが犯罪に該当するとして摘発された初めてのケースであり、また複数の報道機関により報道された。

すなわち、同報道時点までは、アクセスチャージの不正利用スキームは、怪しげであり商道徳的に不正である等とは受け止められていたが、これを越えて犯罪に該当する可能性があるということまでは社会的に取り沙汰されていなかった。

もっとも、BIS 事件に関する報道によれば、逮捕容疑はあくまでP社の携帯電話回線の定額料金サービスに関する詐欺であるとのことであり、P社とBISとの間の着信側の通信事業者(本件でいえば、P社とA社との関係におけるアルテリアの立場にある事業者)について逮捕者があったとの報道はなく、また、着信ACビジネスは珍しくなく、BIS事件に関わる通信事業者は不正を疑ってBISとの契約を一時解除したり質問状を送ったりするなどの対応を取っていたことから警察は同通信事業者が共犯にあたらないと判断したとみられる、との報道もあった。これらの報道に接したH氏は、「これ間に通信事業者がいると思うんだけど、そこはおとがめなしなのかな。BISの固定電話の事業者。実質はその固定電話の事業者がP社からアクセスチャージをもらって、その一部をBISに還元してたってことだよな。」と述べ、またW氏も、「A社のビジネスモデル自体は懸念しておらず、BISの件は、報道だけを読み解くと、P社の携帯料金未払いであり、アクセスチャージを対象とした詐欺ではなかった。中間事業者が問題とされてはいなかったため、アクセスチャージについてアルテリアが問題になると考えなかった。」「中間事業者は関係ないという記事を見た。また、その時点で立件されているのは携帯料金未払の件で、アクセスチャージを理由に立件しているものではなく、アクセスチャージによるキックバックはよくあるビジネスモデルであるとの記事にも触れたため、着信ACビジネスのモデル自体が違法だとは考えていなかった。」と述べている。

そして、アルテリアにおいては、同報道を契機として本件取引に改めて注視する等の対応は取られなかった。

(イ) BIS 事件報道直後のA社の着トラフィック量の急減に関するa氏の説明について

BIS 事件の報道がなされた2021年7月1日より、A社の着トラフィック量が急減し、営業部門において、例えばBISがA社の代理店となっているなど、A社がBIS事件と関係しているのではないかと疑いが生じた。そのため、a氏と面談する運びとなり、a氏

より、概要、A社はBISと直接の取引を行ってはいないが、A社の判断でリスクヘッジを目的としてA社の全代理店に対してBIS事件と同様の不正呼がないか、三次、四次代理店経由も含めて改めてスクリーニングを行っており、スクリーニング中の代理店については通信を止めているために着トラフィック量が急減したとの説明を受けた。

この点、当時A社に対して警察の捜査が行われた形跡はなく、a氏の説明にも一定程度の合理性が認められ、その他特段不審な点も見当たらないことからすれば、かかるa氏の説明を信じたことについて、特段指摘すべき問題があったとまではいえない³⁷。

そして、W氏がヒアリングにおいて述べたように、a氏の説明を前提とすれば、同年8月頃から徐々に回復したA社の着トラフィックは、A社において改めてスクリーニングした代理店によるものであり、W氏らにおいて、従前よりなお不正呼の問題のないものと理解したとしても止むを得なかったともいえる。

(5) トラフィック量超過問題の発生とA社及びF社に対する対応要請

ア F社とのIP通信サービス提供契約締結に至る経緯

2021年10月26日、Y氏は、F社との着信ACビジネスの開始について、F社が他キャリアへ流しきれない着トラフィック量があり、キャリアダイバーシティ等の依頼もあることからアルテリアとの取引を強く望んでいること、そのサービス内容が「Teams・Slack・Chatwork等のucツールや音声認識・チャットボットとの連携可能なIVRサービスとなり、医療飲食観光交通物流通販保険金融教育と幅広い業種で採用されている自動音声サービス」であること等と記載して、当社とF社との新規音声取引の方針の承認を求め、同稟議は承認された。

同年12月6日から10日にかけて、Y氏は、F社との着信ACビジネスに係る販売促進費のラダーについて稟議、及び着信ACビジネスに係る契約締結に関する稟議を申請した。これらの稟議は承認を経て、アルテリアとF社は、2022年1月11日付けにてIP通信サービス提供契約書及び同日付けの覚書を締結した。

イ A社の着トラフィック量の増加と回線使用率超過アラートの発生

(ア) 2021年10月以降のA社の着トラフィック量の増加

2021年10月以降、A社の着トラフィック量が増加し、回線使用率超過アラートが発生するようになったことから、技術部門からA氏に対して、A社に着トラフィックの調整を依頼するよう要請がなされるようになった。

2022年に入っても状況に変化はなく³⁸、同年1月から同年2月にかけて、A社の着トラ

³⁷ なお、J社独立調査委員会から入手した資料によれば、A社はBIS事件報道後、BIS事件への関与が疑われる二次代理店（B社、C社及びAA社）との取引を解消したようであり、その影響によりA社の着トラフィック量が急減したことが確認されている。

³⁸ なお、同年1月1日、A社からの依頼により、350番号の解約が実行され、A社の取り扱い合計1440番号となった。

フィックを原因として回線使用率超過アラートが度々発生し、都度、技術部門から A 氏に対して、A 社に着トラフィックの調整を依頼するよう要請がなされた。そのため、同月 10 日、A 氏は a 氏に対して、設備側の責任者と協議したこと、及び日中の時間帯でのトラフィックで呼損が出ていることが社内で問題視されていることを伝え、日中のトラフィックを至急抑制することを要請した。これに対して a 氏は、チャンネルでは制限をかけずに代理店に依頼をしたが、再度念押しをすると返信した。

(イ) 2022 年 3 月以降の回線使用率超過アラートの発生

2022 年 3 月 1 日より F 社の着トラフィックが流れ始め、同月 2 日以降、回線使用率超過アラートが度々発生し、H 氏は、週報において、総務省より回線増設等の改善を求められる可能性があることや、現設備上、これ以上の増設は困難であることから、A 社及び F 社双方に営業を通じてトラフィック低減を依頼していること等を報告した。

ウ A 社及び F 社の着トラフィック量の調整

(ア) 営業部門と技術部門との間のトラフィック調整に関する協議

2021 年 12 月頃からの A 社の着トラフィック量の増加による回線使用率超過アラートの発生を受け、2022 年 1 月 24 日、W 氏は、A 氏及び Y 氏に対して、「想定される総キャパシティ() : 分 」、「2 月 A 社 分 ⇒ 合意済」、「3 月 A 社 分 ⇒ 1 月末には交渉必須」、「F 社 分 ⇒ 元々の約束なのでここまではやる」と連絡した³⁹。

同年 2 月 3 日、H 氏は A 氏及び Y 氏に対して、今後 F 社が追加されると、現在の運用では対応できないため、「トラフィック調整に関する運用ルールを策定したい」と伝え、別途ミーティングを開催する旨を伝え、同月 16 日、A 氏・W 氏らは H 氏らと、A 社と F 社の着トラフィック量の調整運用に関する打合せを行った。そして同打合せにおいて、W 氏は、「IPTS 呼量 20220216」と題する Excel ファイルを作成した。同ファイルは、W 氏によれば、新たに始まる F 社との取引に向け、着トラフィック量の総キャパシティ (上限) を把握して、A 社の着トラフィック量を減らす交渉を行うことを主たる目的として作成したものであるとのことであり、その内容は、概要、アルテリアの設備の総キャパシティ (上限) を仮置きし、それを A 社と F 社に割り当てた場合に、総量の 7 割、7.5 割、10 割で、それぞれ 1 ヶ月あたり何分の着トラフィック量となるか、を概括的に試算したもので

³⁹ W 氏はヒアリングにおいて、「2 月 A 社 分 ⇒ 合意済」の意味について、A 氏が 分ほどトラフィックを流して欲しい旨を A 社に対して依頼し了承を得たということであると述べた。また、「3 月 A 社 分 ⇒ 1 月末には交渉必須」、「F 社 分 ⇒ 元々の約束なのでここまではやる」の意味については、W 氏においてアルテリアとして受け入れ可能なトラフィック量は合計 分であると考えており、他方、F 社からは 分のトラフィックを流したいとの要望を受けていたため、F 社の着トラフィックが追加される同年 3 月以降は A 社の着トラフィック量を 分減らして 分以下にする必要があり、一旦 A 社の着トラフィック量については 分で交渉しつつ、実際に流れるトラフィック量を確認しながら、トラフィック量を更に減らす必要がある場合は交渉していくことを考えていたものである、と述べている。

ある。

(イ) F 社及び A 社に対するトラフィック量調整の要請

2022 年 3 月 16 日、Y 氏は、週報において、F 社は月間 [] 分を流す予定で動いている等と報告した。同月 22 日、F 社の g 氏は、W 氏及び Y 氏に対して、同年 3 月は Y 氏の要請により着トラフィックを相当抑えて取引を開始したが、早急に最低でも月 [] 分はアルテリアに流したいと考えており、アルテリアからの条件である「夜間のみ利用」については遵守するが、同年 4 月は [] 分、同年 5 月は [] 分から [] 分、同年 6 月は [] 分から [] 分の着トラフィックに対応してもらいたい等と連絡した。同年 4 月 15 日、H 氏の要請に基づき、A 氏は a 氏に対して、午前 6 時から午後 7 時までの着トラフィック量が過多であり閾値を超えているため更なる調整が必要であることを伝えると、a 氏は、着トラフィックを午後 7 時以降に移行するように調整する等と返信した。同月 22 日、A 氏は、W 氏らに対して、a 氏と面談を行った内容として、「トラフィックについては [] 抑制を各パートナー様へ改めて依頼、結果が見えるような状況は至急依頼対応するとの事」等と報告した。また、同年 5 月 11 日、A 氏は a 氏に対して、同年 5 月の連休明けに着トラフィック量が同年 4 月の水準まで戻っており設備監視から指摘を受けているため至急対応するよう依頼し、a 氏はこれを了承した。

同月 16 日、A 氏は W 氏及び Y 氏に対して、「A 社依頼数値 デイリー [] 分 月 [] で依頼・交渉」と報告した。

同月 17 日、Y 氏は W 氏らに対して、F 社の g 氏と会話した内容として、「[] 分/日 [] 分/月のお願いをしています。」、「現状の交換機容量超過が改善されない際はビジネスが消滅する可能性を説明」、「直近の通話時間超過はその場で把握し、パートナーへの通話削減対応を依頼するとの事」等と報告した。

同日、A 氏は W 氏らに対して、a 氏と会話した内容として、「デイリー [] 分・月 [] でした承頂けましたが、パートナー様への再割り振り・反映まで少々時間がかかるとの事。」等と報告した。

同月 25 日、A 氏は、週報において、「A 社・a 氏と 5/23 訪問、トラフィック抑制と支払い係数引き下げで協議・打ち合わせを行った。」「①トラフィックについて月 [] ～ [] で依頼。」等と報告した。

エ 評価

(ア) F 社との IP 通信サービス提供契約締結の経緯について

アルテリアと F 社との IP 通信サービス提供契約の締結過程については、着信 AC ビジネスの交渉開始についても稟議を申請するなど、通常よりも慎重な検討が進められていることが窺われ、特段問題となる点は見当たらない。

(イ) A 社及び F 社との着トラフィック量の調整について

2021年10月以降のA社の着トラフィック量の急増により既に回線使用率超過アラートが度々発生していた中、更に2022年3月からのF社の着トラフィックが開始されたことで、一時はアルテリアの回線使用率は7割を超える事態が度々生じた。

かかる状況を見据え、同年2月頃から、W氏は技術部門と受け入れ可能な着トラフィック量について協議しつつ、同月16日、着トラフィック量の総キャパシティを計算するためのExcelファイルを作成しており、アルテリアの設備キャパシティの上限を試算の上、その7割にあたる着トラフィック量を設備保全のための要請の目安とし、A氏及びY氏に対して、かかる試算に基づく月次の着トラフィック量をA社及びF社に対して依頼するよう指示した。

このように、A氏及びY氏がA社及びF社に対して月次の着トラフィック量を具体的な分数を指定して依頼したのは、かかる背景に基づくものであり、その目的はあくまでアルテリアの設備保全にあったものと認められ、他方、何らかの不正な目的のために行ったことを示す証拠は見当たらない。

2. A氏を除くアルテリアの従業員及び役員の不正呼の認識に関する評価

(1) A氏を除くアルテリアの従業員の不正呼の認識の有無

ア 営業側の従業員

(ア) C氏

C氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、「A社が不正な機械呼を容認するわけがないと思っていた。」「不正な機械呼を彼ら（当委員会注：A社）自身がやって流したら元々契約（覚書）違反なので、上場企業である彼らが、それをやること自体彼らに何の得にもならないので、それはないという認識。契約違反をやるはずがない。」「（A社やA社の代理店が不正呼を行っており、そのための機械を持っていることについて）「認識はなかった。機械か機械じゃないかはA社がアルテリアの番号を受けるまで、契約に則ったもの以外は排除しているし、排除しきれなかった場合は我々が指摘したら排除しているという認識だった。」「通信の具体的内容を聞くことは禁止されているので、不正な呼かどうかの、確証が得られないという前提はあった。」と述べており、C氏においては、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

最初に、C氏は、2018年11月のA社との取引開始以降、2019年1月9日のやり取りにみられるとおり、技術部門のH氏やB氏らから、A社に提供された番号に対して不審な着トラフィックがあり、着信ACの不正利用スキームが疑われる旨の指摘を受けている。したがって、C氏は、2018年11月のA社との取引開始の当初から、かかる疑いについては認識していた。

他方、C氏は、2018年12月末及び2019年1月中旬にかけて、a氏に対して、取引停止

の可能性にも言及しつつ、A社に提供された番号に対する不審な着信への対処を重ねて要請していた。また、a氏から不審な着トラフィックへの対策を実施する旨の説明を受け、A社から対策の実施状況にかかる情報の提供を受けることを提案してA氏を通じてA社に要請したうえで、A社とA社の代理店間の条件表、a氏からの調査レポート2種等の資料を受領し、a氏とA社代理店担当者間の接続遮断に関するやり取りの内容をA氏の週報で確認するなど、C氏は不正呼を防止するための対応を行っていた。その後、A社の着トラフィック量も減少傾向にあったこともあり、C氏においては、A社がC氏らの要請に真摯に対応し、不正呼を抑止するための対策を実施しており、その対策が実際に効果を挙げていると認識することにも相応に合理的な理由があったといえる。

さらに、アルテリアとA社は、2019年6月1日付け覚書を締結しているところ、C氏は、同年3月以降、法務・リスクマネジメント部への相談等の締結に向けた動きに関与しており、その経緯の中にもC氏において不自然な言動は見られない。

これらの事情からすると、2018年から2019年にかけて、C氏がA社やA社の代理店において不正呼が行われていることを認識し、又はこれを容認していたものと認定することはできない。

次に、2020年3月末頃や同年9月中旬に秒間呼量超過アラートが発生した際、C氏は、H氏から、発信側の発信タイミングをコントロールすることをA社側に要請する趣旨ともとれる提案を受けている。かかるH氏からのメールに関し、C氏は、ヒアリングにおいて、「深く考えていなかったが、パートナーごとにA社が取捨選択をして、受けるトラフィックの量を調整していると認識していた。秒間呼も含めてパートナー毎に顧客層ないしはサービスがあり、間接的にマネジメントしている。そのパートナーを外したりしているかと思っていた。」、「着信番号自体なのか、着信番号に偏りがある会社なのか、そこらへんはその当時深く考えていないが、それをA社としてマネジメントしてもらうということの申し入れだった。H氏のメールは設備的な話なので、設備的に許容できないものは排除していくしかない。そのためにはA社がそういったパートナーを調整してくれるという認識だった。」、「(A社から聞いていた具体的な対応としては)「そういったパートナー(当委員会注：秒間呼量を調整できないパートナー)は切っていくとか受信させないようにする」ということは言っていた。」と述べている。すなわち、C氏は、A社が、呼量が集中する番号を利用しているA社の代理店に働きかけ、ないしは同代理店との契約解除や通信停止を含めた対応を行って、アルテリアから提供を受けた番号に対する呼量を調整していたであろうとの認識に留まる旨を述べている。

前述したとおり、C氏は、2019年当時、a氏の行っている対策として、不審な着トラフィックがみられる代理店にコンテンツの是正等を依頼したり、呼量が多い代理店について、(半ば一方的に)契約を解除し、あるいは通信を停止する形で呼量を調整していたことを把握しており、C氏において、前述の認識を裏付ける相応の経緯を経ていたと評価することができる。その他、C氏において、A社がA社の代理店への要請や契約解除等に

より呼量を調整していたと考えることが明らかに不合理であると断定するだけの資料は認められない。

以上のほか、C氏に関して、A社やその代理店と思しき部外者から何らかの経済的利益を受けていた形跡がみられないことも踏まえると、C氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(イ) Y氏

Y氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、「うち（当委員会注：アルテリア）が契約している会社はチェックしてOKな会社である、社内のプロセスを経て問題ないとされたという認識だった。」、（2021年のBIS事件の報道の際、A氏らがA社を訪問していたことについて）「何を会話したのかというのは細かく理解していなかったが、後で資料を見ながら不正呼はないと決着したのだろうなと思った。」と述べており、Y氏においては、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

Y氏は、前述第4・1のとおり、A社関係の業務に直接携わることがなく、A氏やC氏ら関係者との間でA社に関する事項を個別にやり取りしていた形跡も見受けられない⁴⁰。

したがって、Y氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(ウ) W氏

W氏はヒアリングにおいて、A社について「機械呼の疑念は抱かなかった」と述べており、W氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

前述第4・1・(4)・キ・(イ)で述べたとおり、W氏は、2021年4月に第三営業部に着任以降、同年7月1日のBIS事件の報道と時を同じくしてA社に提供された番号への着トラフィック量が減少した際に、A社を訪問している。

もっとも、同訪問時にa氏より聴取したのは、A社とBISとの間に直接の取引がないことのほか、着トラフィック量が減少した要因として、BIS事件と同様の不正呼がないか、三次、四次代理店経由を含めたスクリーニングを行っており、スクリーニング中の代理店については通信を止めているためといった事情、すなわちA社がBIS事件の報道を契機として、主体的に不正呼への対策を実施しているとの内容であった。当時、A社について

⁴⁰ なお、Y氏は、2022年2月頃から、W氏及びA氏らとの協議を経て、A氏が同種の依頼をA社に行うのと並行して、日時及び月次の着トラフィック量に関する依頼をF社に行っている。もっとも、この依頼がアルテリアの設備保全を目的としたものと認められることは第4・1・(5)・オ・(イ)のとおりであり、その背景にA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったことを示す証拠はない。

警察の捜査が行われた形跡はなく、a氏の説明にも一定程度の合理性が認められ、その他特段不審な点も見当たらないことから、W氏がa氏の説明を信じたことが不自然であるとはいえない。

その後、A社の着トラフィック量が回復した点についても、a氏の説明を前提とすれば、A社によるスクリーニングを経た後の新旧の代理店によるものと理解でき、その経緯に明らかに不合理な点があるとは認め難い⁴¹。

したがって、W氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(エ) K氏

K氏はヒアリングにおいて、2019年の年明け頃にA社に提供された番号について不正呼の疑いがあり、P社に情報提供することとなったと記憶していること、2019年6月1日付け覚書の締結以後、K氏としては不正呼かどうか話が話題となったことはない⁴²と認識していること等を述べている。

K氏は、2018年12月26日にA氏及びC氏と共にA社を訪問し、A社に不審な着信への対処を求め、その後はC氏がa氏に送付したメール、H氏がP社への情報共有を行う予定であることを述べたメール、a氏が調査レポートを送付したメール、同年6月1日付け覚書の締結に至るまでのR氏やA氏のメールなどの転送を受け、不正呼の抑制のための動向が進展していることを確認していた。

また、K氏は、2020年1月29日のインセンティブ確認会議及び同年4月1日のA社更新稟議決裁会議にも出席しているが、これらの会議においてA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識に繋がる情報が報告ないし議論されていないことは前述のとおりである。

前述の各経緯のほかに、K氏についてA氏やC氏らから、A社に提供された番号への不正呼の疑惑に関する詳細な情報が伝達されていたことを示す証拠はない。

したがって、K氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(オ) Z氏

Z氏はヒアリングにおいて、顧客としてのA社の存在は会議の報告等で知っていたものの、A社については全く関与しておらず、メール等の連絡を行ったこともない旨を述べており、Z氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

⁴¹ なお、W氏は、2022年1月以降、A社及びF社への着トラフィック量の調整に関する依頼に関わっているが、同依頼がアルテリアの設備保全を目的としたものであったことは既に指摘したとおりである。

⁴² なお、K氏は、現在はグループ会社に籍を置いており、2021年7月のBIS事件の報道当時は既にグループ会社に異動していた。

Z氏は、前述第4・1のとおり、A社関係の業務に直接携わることがなく、A氏やC氏ら関係者との間でA社に関する事項を個別にやり取りしていた形跡も見受けられない。

したがって、Z氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

イ 技術側の従業員

(ア) H氏

H氏はヒアリングにおいて、A社に提供された番号へ機械による発信がなされていたことについて「あくまでも推測でしかない。」と述べる等、H氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

H氏は、2018年11月のA社との取引開始直後から、A社に提供された番号の着トラフィック量が多いことを察知し、2019年1月9日のL氏への報告にみられるように、A社に提供された番号への発信が、着信ACの不正利用スキームである可能性があると疑い、その旨を指摘してA氏やC氏に対して対処を求めている。

特に、2020年3月以降、秒間呼量超過アラートが発生するようになると、H氏は、A氏に対して、A社側の「自作自演」であり実際にはパートナーが存在していないと思っていると述べる等、A社側が不正呼のための発信装置を保有しているのではないかと強く疑っていたと認められる。

しかし、J社独立調査委員会から入手した資料によれば、A社には実際に代理店が存在しており、BIS事件の報道がなされたのと同時期である2021年7月頃、本件に関連する代理店との間で現に取引を解消したとされている等、H氏の推測や言及は実態に必ずしも合致していたわけではない。そのため、前述のH氏の発言から、A社やA社の代理店において不正呼が行われていることや、その方法等に関する詳細な情報を入手していたと認めることはできない。

また、H氏はヒアリングにおいて、「アルテリアに対しての建前としては『パートナーに調整しています』になるんだね、といった推測。頭の中では、怪しいと思っている所はあって、トラブルがでてくると、設備課の稼働が大変なので嫌味を言いたくなる。」「このとき秒間のアラートが度々発生していたのでかなり怒っていた。」等と述べている。すなわち、H氏は、A氏への言及について、秒間呼量超過アラートの度々の発生からくる苛立ちを受けて、H氏自身の推測や疑惑をいわば断定的に指摘する「挑発的気味」なものであると述べているところ、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことをH氏が認識していたことを示す他の根拠はなく、H氏に不正呼に関する認識があったとは断定し難い。

加えて、H氏はヒアリングにおいて、「普通のコンテンツだったらキャリアはいっぱいかかってくるはずなのに、今回はP社と一部Y社だけが、P社会員向け（ユーザー会員

向け)のお客さんの無料のコンテンツですと言われたら何も言えなくなる。機械呼のずばり物がないかぎり、これだけで言い逃れのできない悪だとはいえない。」「機械掛けに関しても、24時間かかっていたとしても、昼勤と夜勤で交代でかけていると言い逃れができるのではないかと思う。」「ただ、設備アラートが上がったときには言わせてもらうという気持ちで、ガンガン言わせてもらった。」とも述べており、不正呼であることの断定は現実的には困難であると理解しつつ、H氏の職務との関係で喫緊の課題である設備保全のため、推測に基づく対策をA氏に対して伝えていたという、その全体的なH氏の供述の趣旨について、明らかに不合理な点や矛盾は見られない。なお、H氏に関して、A社やその代理店と思しき部外者から何らかの経済的利益を受けていた形跡がみられないことはC氏らと同様である。

したがって、H氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(イ) B氏

B氏はヒアリングにおいて、A社に提供された番号への着トラフィックを切らなかった「一番の理由は機械呼である確証がないからである」と述べる等、B氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

B氏は、H氏と同様に、2018年11月のA社との取引開始直後から、A社に提供された番号に関する不審な着トラフィックを察知し、A社やA社の代理店において不正呼が行われていることを疑い、A氏やC氏らに対して対処を求めている。

他方で、B氏は、2019年6月1日付け覚書の締結に繋がる法務・リスクマネジメント部への相談をセッティングし、その結果を上長らに報告する等、不正呼への対策を積極的に進めていた。また、同覚書締結以降、B氏がA氏ら営業部門からの情報にH氏以上に接していたことを示す証拠や、B氏についてA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識を抱いていたことを窺わせる証拠はない。なお、B氏に関して、A社やその代理店と思しき部外者から何らかの経済的利益を受けていた形跡がみられないことはC氏らと同様である。

したがって、B氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(ウ) BB氏

BB氏はヒアリングにおいて、「(違法な機械呼であると)断定ができないのは、呼の中をのぞいてないからである。通信事業者である以上、通信の秘密から呼の中を調べることはできないので、『疑い』というレベルで止まっていた。」と述べており、BB氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたこと

の認識はなかったという。

BB氏は、2020年9月上旬の秒間呼量超過アラートの発生を受けて、A氏に対して、A社への注意喚起等を要請している。

また、BB氏はヒアリングにおいて、2019年頃に不正呼が話題になり、課内でH氏と話していたと述べており、H氏と同様、A社やA社の代理店において不正呼が行われていると疑っていたという。

他方、BB氏は、秒間呼量超過アラートに関してA氏に連絡を行っていたに留まり、A氏ら営業部門からの情報にH氏以上に接していたことを示す証拠や、BB氏についてA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識を抱いていたことを窺わせる証拠はない。

したがって、BB氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(エ) AA氏

AA氏はヒアリングにおいて、「機械掛けの可能性はないという判断が会社で出ている。機械掛けをやっていますという報告は当然受けていません。」と述べており、AA氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

また、AA氏は、BB氏と同様、2020年9月上旬の秒間呼量超過アラートの発生を受けて、A氏に対して、A社への注意喚起等を要請している。

他方、AA氏も、秒間呼量超過アラートに関してA氏に連絡を行っていたに留まり、A氏ら営業部門からの情報にH氏以上に接していたことを示す証拠や、AA氏について、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識を抱いていたことを窺わせる証拠はない。

したがって、AA氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(オ) I氏

I氏はヒアリングにおいて、主に相互接続に関する窓口業務を担当しており、アクセスチャージの支払いを伴う取引に関して直接の職務はないこと、A社との接点はないこと等を述べている。

I氏は、2018年12月から2019年1月にかけて、B氏やH氏がA社に提供された番号に不審な着トラフィックがある旨のメールの宛先に含まれているほか、2019年1月22日のP社との協議にH氏らとともに出席している。したがって、I氏は、2018年12月から2019年1月当時において、A社に提供された番号に不正呼がなされているとの疑いが議論されていたことを認識していた可能性はある。

他方、I氏がA社に関して前述以上のやり取りをしていた形跡はなく、A氏ら営業部門からの情報にH氏以上に接していたことを示す証跡や、I氏について、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識を抱いていたことを窺わせる証跡はない。

したがって、I氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(カ) T氏

T氏はヒアリングにおいて、A社やA社の代理店が機械呼を行っているとの認識はなかった旨を述べており、T氏において、A社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識はなかったという。

T氏は、2019年5月、2019年6月1日付け覚書を締結する予定であるとの報告を受けている。また、T氏はヒアリングにおいても、2020年3月以降、A社の着トラフィックが原因で秒間呼量超過アラートが発生していたことや、A社に対して着トラフィック量の調整依頼を行っているとの報告をH氏から受けていたことを述べる等、部下であるH氏からの週報やチャットでの報告を通じて、A社に関する経緯を少なくとも断片的には認識していた。

もっとも、T氏は、H氏とA氏の2020年10月5日及び同月13日のチャットにおけるやりとりの内容や、H氏が抱いていた強い疑惑について、H氏から共有を受けたことはない旨を述べており、実際に共有を受けた証跡は見当たらない。また、T氏が、H氏以外の技術部門の従業員やA氏らから、H氏から報告を受けていたもの以外に、不正呼の疑惑に関する情報を聴取していた形跡も見当たらない。

したがって、T氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(2) アルテリアの役員（取締役及び執行役員）の不正呼の認識の有無

ア S氏

S氏はヒアリングにおいて、A社に関して、着トラフィック量の調整を行っているといった現場レベルの取組みに関する報告は受けていない旨を述べている。

S氏は、2020年1月21日の執行役員会議、同年1月29日のインセンティブ確認会議、同年4月1日のA社更新稟議決裁会議の各会議に出席し、2020年当時、A社に対するアクセスチャージの支払いが増えたことを契機としてアルテリア内で行われた、着信ACビジネスのスキーム自体の当否に関する議論には参加していた。

もっとも、これらの会議における議論は、主に、着信ACビジネスのスキームが相互接続協議者間の信頼関係に影響するか否かや、営業施策としての当否に着目してなされたものであり、不正呼に関連する話題が全く議論に上らなかったわけではないにせよ、S氏は、C氏やF氏らから、取引相手の反社チェックのほか、N社の件で疑われた詐欺的な行為への

対処を行っているとの説明を受けていたに留まると認められる。そして、S氏が前述の内容以上にA社に提供された番号への不正呼の疑惑に関する情報を得ていた形跡はない。

したがって、S氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

イ Q氏

Q氏はヒアリングにおいて、2020年には自身の職務の主軸が経営企画に移っていたため秒間呼量超過アラートが発生していたことは認識していない、2021年7月のBIS事件の内容や当時のA氏らの対応も知らない旨を述べている。

Q氏は、2020年1月29日のインセンティブ確認会議、及び同年4月1日のA社更新稟議決裁会議に出席している。もっとも、これらの会議においてA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識に繋がる情報が報告ないし議論されていないことは、前述と同様である。

したがって、Q氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

ウ O氏

O氏はヒアリングにおいて、H氏らから、2018年12月の本件取引開始直後の着トラフィック量の増加、2020年の秒間呼量超過アラートの発生等に関して、H氏らから報告がなされていた記憶がなく、2021年7月のBIS事件当時のN氏らの対応も鮮明な記憶がない旨を述べている。

O氏は、2019年1月22日のP社との協議に際して、P社側に情報共有することにつき承認し、2020年1月21日の執行役員会議にも出席していた。

もっとも、H氏らから、例えばH氏とA氏の間での2020年10月5日及び同月13日のチャットの内容に類する不正呼の疑惑に関する情報が、O氏に対して報告されていた形跡はない。また、同年1月21日の執行役員会議においても、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識に繋がる情報が報告ないし議論されていないことは前述のとおりである。

したがって、O氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

エ L氏

L氏はヒアリングにおいて、2018年12月から2019年1月にかけてA社に提供された番号について不正呼の疑惑があったこと、2020年1月頃にA社に対するアクセスチャージの支払いが増えており、同年1月に執行役員会議が開かれたこと、同年に秒間呼量超過の問題が生じていたことにつき、いずれも記憶にあると述べている。他方、同年10月頃にはL氏

はラインを外れていたため H 氏と話をしていないこと等を述べている。

L 氏は、2019 年 1 月に B 氏や H 氏より、A 社に提供された番号に不審な着トラフィックがあり、着信 AC の不正利用スキームの疑いがある旨の報告を受けている。もともと、L 氏は、同年 1 月の P 社との協議における情報共有を H 氏に対して提案する等、不正呼への対処に関わっていたと認められ、L 氏の動きに不自然な点は見当たらない。

また、L 氏は、2020 年 1 月に A 社の着トラフィック量の急増につき、A 社が他社経由で利用しているトラフィックを取り込む施策を実施した結果である等と報告しているが、その背景に不正呼があることを窺わせる内容はなく、前述の 2019 年 1 月頃のやり取りを除き、L 氏が、A 氏や H 氏らから不正呼の疑惑に関して個別に報告・指摘を受けていたことを示す証拠はない。

また、2020 年 1 月 21 日の執行役員会議においても、A 社や A 社の代理店において不正呼が行われていたことの認識に繋がる情報が報告ないし議論されていないことは前述のとおりである。

したがって、L 氏において、A 社や A 社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

オ F 氏

F 氏はヒアリングにおいて、不正呼であることの判定は困難であると認識していたこと、2019 年 6 月 1 日付け覚書の締結に至る方向は理解していたこと、F 氏において 2020 年 7 月に A 社を訪問し、真つ当な会社であるとの印象を抱いていたこと、2021 年 7 月の BIS 事件の報道の際には、A 氏のみ任せないように N 氏に対して連絡していたこと等を述べている。

F 氏は、2019 年 1 月 9 日、C 氏から、a 氏に不審な着信への対処を要請する内容のメールの転送を受けており、その転送に先立って、C 氏に対して、A 社に対して不審な着信に対処するよう要請し、これに対する A 社側の報告に関して証拠を残すように指示していたと考えられるなど、A 社に提供された番号に対する不審な着トラフィックを抑制するために行動していた。

また、F 氏は、2020 年 1 月 29 日のインセンティブ確認会議において、機械的に呼量を増やす行為は「詐欺的」であって問題としつつ、契約上そのようなリスクに対処している旨を報告しているところ、実際、アルテリアは、2019 年 6 月 1 日付け覚書による対処を行っている。

次に、F 氏は、2020 年 7 月に A 社を訪問しているが、同訪問に際して A 社に提供された番号についての不正呼の疑惑に関する情報が A 社側との間でやり取りされたり、そのような情報が A 氏や C 氏らから F 氏に対して報告されていた形跡はない。

加えて、F 氏は、2021 年 7 月の BIS 事件を契機に A 社に提供された番号への着トラフィック量が減少したことを受け、N 氏に対して、A 社との面談に同席するように指示してい

る。

これら一連のF氏の動向は、C氏やN氏といった部下からA社に提供された番号への不正呼の疑惑に関して大筋の報告を受けつつ、これを抑制するための動向を指示し監督していたものといえ、前述の各経緯のほかに、A氏やC氏らから、A社に提供された番号への不正呼の疑惑に関する詳細な情報が伝達されていたことを示す証跡はない。

したがって、F氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

カ N氏

N氏はヒアリングにおいて、不正呼の疑いが技術部門から指摘されたことがA氏の週報で報告されており、2019年6月1日付け覚書の締結に至ったと認識していること、他方で、当時の主担当は営業第一部長であるK氏であり、異動も控えていたN氏は形式的に報告を受けていたに留まること、2021年7月のBIS事件の報道の際には、W氏らに調査を指示し、自らもA社を訪問し、a氏から、着トラフィック量が急減したことの理由について聴取したこと等を述べている⁴³。N氏は、A氏やC氏から、両氏がa氏に対して不審な着信への対処を求めたことや、a氏からA氏らが説明を受けた対策やその結果などに関して報告を受けており、当時のN氏の認識は不正呼の疑惑への対処が進んでいたというものであったと考えられ、これを疑わせるような事情は見受けられない。また、2021年7月のBIS事件の報道後、N氏は、A氏から同事件の内容及びA社側の着トラフィック量の急減の理由の説明に関する報告を受け、自らも同年7月30日及び同年9月3日にW氏らと共にA社を訪問している。これらの訪問時のa氏の説明には一定の合理性が認められるところ、N氏においてその内容を信用することが不合理とは言えないことは前述のとおりである。前述の各経緯のほかに、N氏について、A氏やC氏らから、A社に提供された番号への不正呼の疑惑に関する詳細な情報が伝達されていたことを示す証跡はない。したがって、N氏において、A社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

(3) 小括

以上のとおり、A氏を除くアルテリアの従業員及び役員について、アルテリアからA社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

そして、本調査の結果、その他にアルテリアが本件に組織的に関与したことを示す証跡が一切発見されなかったことを踏まえれば、アルテリアが本件に組織的に関与したものは認められない。

⁴³ なお、N氏は、2020年度はグループ会社に異動しており、ヒアリングにおいても2020年の秒間呼量超過の件は知らない旨を述べている。

3. A氏に関して判明した事実関係等

(1) A氏の本件に関する認識についての説明の概要

当委員会は、A氏の弁護士より、A氏が弁護士に対して述べたとする本件に関するA氏の認識について聴取した。いずれも伝聞とはなるが、その概要は次のとおりである。

ア A社との本件契約締結の経緯等に関する認識について

A氏がA社を最初に知ったのは、A社が「Z社」として東新宿に事務所を構えていた頃であり、旧UCOMの従業員であったCC氏（現在は退職）から紹介されたことによる。

その後、2018年頃、キャリア他社（X社、U社など）が着信ACビジネスで売上げを得ている、と業界関係者から聞き、当時部長であったC氏とともに社内稟議を申請し本件契約の締結に至った。A社にインセンティブを設定した理由は、あくまでアルテリアの売上、収益の確保にあり、条件の設定は、他社キャリアと調査・比較した上でアルテリアの収益を考慮して決定した。

また、アルテリアとA社は、2020年1月1日、同年4月1日、及び同年8月1日の3回にわたり販売促進費のラダーを変更する内容の覚書を締結しているところ、このうち販売促進費のラダーを引き上げるものもあったが、それは当時、他社がA社の店内シェアを奪うために高い単価をA社に対して提示したことから、これに対抗するためアルテリアにおいて計上できる利益を考慮した上で締結に至ったものである。

また、2022年6月には、A社に対して、IPTS営業チームとして、同年8月から販売促進費のラダーを引き下げる旨の覚書締結の要請を行っていた。

イ 不正呼に関する認識について

A氏においては、A社が機械的連続発信を行う装置を用いて不正呼を行っていたとの認識はなく、今なお、A社はそのような装置を持っておらず、使用していなかったと認識している。

もっとも、A社の代理店が機械を用いて不正呼を行っているのではないかとの疑いは抱いたことがある。このような疑いを抱いたのは、2018年12月からのA社との取引開始後、技術部門からの情報共有があり、怪しいと感じたことを契機とする。その後、上司のC氏とともにA社を訪問したが、通信の秘密上、A社の着トラフィックに関する通信内容はもちろん、その通信波形の状態を知ること自体もよくないのではという思いから、a氏らに対してストレートに伝えてはいけなと考え、「しっかりしたコンテンツを利用してほしい」などと婉曲的な話をするに留めた。また、C氏と同行した際には、a氏から、正常なコンテンツ内容を携帯電話のスピーカーで聴かされてそれを信じたこともあった。

また、2019年6月1日には、社内で承認を得た上で、A社との間で「おかしいようなら契約を切る」、「きちんとしたコンテンツ使用により回線を利用してほしい」旨の覚書を交わしている。

ウ A社に対する着トラフィック量に関する依頼について

A氏は、a氏に対して、例えば月間の着トラフィック量を [] 分以内にしてほしいといったリクエストを（私用携帯電話の）SMSで送ったことがある。その趣旨は、2022年3月にアルテリアの通信設備が通信量の多さによるダメージによりアラートが鳴ることが度々あったことから、設備保全のために「 [] 分に着電を減らしてほしい」等と依頼するものであった。

この時を含め、A氏は、アルテリアの設備側の要請等に基づき、a氏に対して着トラフィック量の抑制の依頼等を行っており、また、営業社員としてA社の着トラフィック量の確保をお願いしたこともあったが、いずれについても、「営業社員として、社内での決定・要請事項を伝えていただけ」であり、これらの情報が不正呼を行う者において都合のいい情報として利用されているとの認識はなかった。

また、A社に対する着トラフィック量の抑制を依頼した場合も、依頼どおりに下がることは少なかった。また、着トラフィック量の抑制依頼を受けたA社が何をするのかは分からなかった。通信の秘密による制約もあり、そもそもA社の代理店がどこなのか、何をしているのか知る由もないからである。

エ A社の代理店等について

A氏は、A社の代理店の名前について全く知らず、A社が（アルテリアから提供された）番号を実際にどこに卸しているかは知る由もなく、したがって、A社の代理店に対して何らかの指示をしたこともない。また、今回起訴されたB社代表取締役b氏、C社代表取締役c氏、及びD社及びE社代表取締役d氏とも全く接点はない。刑事事件の公訴事実において機械による呼の発信場所とされるB社の事務所（港区〇）に行ったことは一度もない。

さらに、通信の秘密による制約や、2019年6月1日付け覚書等で正常なコンテンツを要求していたこともあって、A社の代理店の調査までは及ばなかった。そのため、そもそも代理店がどこなのかはもちろん、何をしているのか知る由もなかった。

また、a氏より、A社の代理店が不正呼を行っている等と打ち明けられたことはなく、A氏から指摘や質問をしたこともない。また、機械的連続発信を行う装置が使われているところを見たこともない。

A氏からa氏に対して積極的に問合せたりもしていなかったのは、通信の秘密を侵すことはできないとの考えからである。a氏に指摘した内容は、「しっかりとしたコンテンツを利用してほしい」、「全体的なトラフィックを減らしてほしい」程度のことであり、「機械的発信をしないでほしい」等と話してしまうとアルテリアがA社の通信内容ないしは着トラフィックの状態を知っていたかのような誤解を与えることになるため、かなり気を付けて言葉を選んでいたので、絶対に話していない。

(2) A氏の本件に関する認識についての説明に対する評価

前述のA氏の本件に関する認識についての説明には、当委員会が接した各資料と決定的に矛盾するものは見当たらず、その意味でその真実性を否定しきることはできない。

例えば、A氏がA社に対して伝えたとする着トラフィック量に関する依頼についていえば、前述第4・1に記載のとおり、営業としてA社に対して着トラフィック量（の増加）について依頼する場合も度々あり、それは週報等において営業部門内で共有されていたことが窺える。また、2020年4月1日には、C氏と相談の上、過去実績からアルテリアの設備に負担とならないA社の着トラフィック量を「 分/月」と見積もってこれを社内に報告している。その他、2020年9月頃からの秒間呼量超過アラートの度々の発生に際しては、技術部門からの要請に基づき秒間〇コール等の制限について依頼し、2021年10月頃からの回線使用率超過アラートの度々の発生に際しては、技術部門からの要請に基づき着トラフィック量の制限について依頼しており、さらに、2022年3月以降は、営業部門と技術部門とで協議した着トラフィック量（の制限）を依頼している（例えば、同年5月17日には「デイリー 分」「月 」と要請したと報告している。）。これらについていえば、A氏の前述の説明と客観的に符合する面がある⁴⁴。

もともと、前述第1・6に記載のとおり当委員会が接した資料は限定的であり、例えば、A氏の私用携帯電話や私用メールアドレスの内容すら一切確認できていない。さらには、後述のとおりA氏がa氏やA社の代理店から個人的に多額の経済的利益を受けていたこと等も考慮すれば、当委員会は、A氏の不正呼に関する認識を含め、A氏の前述の説明のすべてが事実であると認定することはできない。

(3) A氏がa氏ないしA社の代理店から個人的に経済的利益を受けていた事実について

ア 当委員会が接した客観的資料等

当委員会の調査において、A氏の住所を本店所在地とし、A氏の妻を代表者とする、L社が2020年9月25日に設立されていた事実が判明した。さらに、デジタルフォレンジック調査において、L社の設立手続きの代理人が、e氏であることが判明したことに加え、当委員会がA氏の妻に確認したところ、代表者であるはずのA氏の妻は、L社の設立経緯や業務内容等について一切知らない旨を回答した。

また、これらの事実の判明を受けて当委員会がさらに調査した結果、デジタルフォレンジック調査において、K社を委託者とし、L社を受託者とする、令和3年12月1日付け「通信設備のハウジングに関する契約書」のドラフトが発見され、同契約書の別紙には、L社が受領する料金について、「甲と乙との間で決定した通信回線の着信サービスの合計点数と0.1円を掛け合わせた数値」と定められていた。また、A氏が私用メールアドレスから会社メールアドレスに対して送付した資料の中に、飲食店の出店に関する資料や、事業の数値計画が

⁴⁴ 但し、当委員会は、A氏の私用携帯電話等の内容を確認できておらず、実際にA氏がa氏らに対してどのように伝達したかまでは不明である。

記載された資料が発見された。

さらに、東京都〇を本店所在地とし、h氏なる人物を代表者とする、BB社が2021年10月21日に設立され、BB社の設立手続きの代理人がe氏であり、かつ同設立手続きに関する書類等の写しがA氏の会社メールアドレスに宛てて送付されていた事実が判明した。

他方、2022年6月30日、一部報道機関より、A氏が不正発信の方法等を指南し、他の容疑者から月100万円程度の報酬を得ていたとみられるとの報道がなされた。

当委員会は、これらの事情から、a氏その他の関係者からA氏に対して何らかの経済的利益の供与があり、その受け皿がL社及びBB社であったのではないかとの見立てを持ち、A氏の弁護人に対して繰り返し質問を行うとともに、J社独立調査委員会に対して照会を行い、他方、A氏以外のアルテリアの関係従業員がa氏その他の関係者から経済的利益を授受していないか等の確認のために行動調査及び預貯金口座調査（前述第1・5・(2)・ケ）を実施した。

イ 行動調査及び預貯金口座調査の結果

当委員会は、アルテリアの関係従業員10名を含む21名について行動調査を実施したが、そのいずれについても不審な点は発見されなかった。また、うち関係従業員3名については、さらに預貯金口座の移動状況の調査（資金移動や給与及び不動産収入を除く収入源に関する情報等の調査）を行ったが、そのいずれについても不審な点は発見されなかった。

ウ A氏の弁護人からの回答

当委員会は、A氏の弁護人に対して、L社及びBB社を含めた、a氏その他の関係者からのA氏に対する経済的利益の供与について質問した結果、A氏の弁護人より、概要、次の回答があった。

(ア) a氏からの現金の受領について

A社とアルテリアとの取引開始後、A氏は、a氏から、概ね月1回の頻度で、私的に現金を受け取っていた。最初に渡されたのは、アルテリアとA社との間で2019年6月1日付け覚書を締結した時より後の、2019年夏頃であったと記憶しており、同頃から2020年の5月または6月頃まで続いた。a氏がA氏に対して現金を提供するようになった背景には、この頃、A氏がa氏に対して、「金を稼ぎたい」、「事業をやりたい」と漏らしていたことがあった。但し、現金の授受は、不正呼に関連するものではなかった。

1ヶ月あたりの金額は、最初は10万円ほどであったが、段階的に上がっていき、2020年1月頃には100万円ほどとなった。また、同現金授受が行われた場所は、A社事務所内の会議室などであり、a氏から「今月分です」として、紙幣が入った茶封筒とともに、「<数字>分・<数字>円」と内訳及び金額が記載された紙を渡されていた（もともと、A氏は、分数及び金額として記載された内容の詳細は分からなかったが、応援的な意味合

いでの接待的な小遣いと認識していたことから、a氏に対してその意味内容を積極的に尋ねることはしなかった。)。なお、A氏からa氏に対して要求をしたことはなく、またあらかじめ金額について取り決めをしていたものでもなく、a氏から渡されたものを受領していた。

同現金授受の意味合いについて、A氏は、着信ACビジネスでアルテリアとA社の流れ・関係（但し、不正呼との認識はない。）を作ったことの対価、ないし大口取引先の営業担当者に対する接待、A氏が事業を行うための応援的な意味合いでの接待的な小遣いであると認識していた。

A氏は、このようにして受領した金銭を、後述する、事業のための準備金や接待費ないし遊興費として費消していた。

(イ) 事業を起こして金銭を稼ぎたいとの考えについて

A氏が金を欲していた背景には、父母の面倒を見たいという事情もあった。

すなわち、A氏は、■■■■に暮らす高齢かつ年金暮らしの両親が心配であったため、■■■■で同居等をし、■■■■から通勤したいと考えていた。しかし、2020年1月頃にこれをアルテリア人事部に申し出たところ、人事部からは、「前例がなく、抽象的な理由では認められない」と断られてしまった。■■■■から新幹線通勤を行う場合、月額■■■■円程度を要するため、もっと金を稼ぎたいと考えていた。

事業への願望の現れとして、2020年3月頃、A氏は飲食店の出店を計画していた。これも事業を行って金を稼ぎたいという考えによるものであった。同出店計画は、LINEグループで、プライベートな友人と話をし、事業化計画書の作成まで至っており、事業資金としては2000万円程度が必要と計画していた。しかし、コロナ禍や出店場所の問題もあり、2021年末頃には頓挫した。

(ウ) AA社の紹介とL社の設立

a氏からA氏に提供される金額が高額になる中、a氏は、2020年4月頃、A氏に対して、AA社を紹介した。a氏は、A氏に対して、A社から直接支払うのではなく、AA社を紹介したほうがリスクが少ないと説明した。

また、その際、a氏は、A氏に対して会社設立を勧めた。A氏が、a氏に対して、アルテリアの就業規則で副業が禁止されている旨を伝えたところ、a氏及びe氏は、A氏に対して、「奥さんを代表者にし、AA社を介することにすれば問題ない。」と助言し、A氏はこれに従った。L社の設立手続きは、知見を有するe氏が指導し、必要な書類の収集はA氏が自ら行った。

(エ) AA社のL社に対する報酬支払について

L社の設立後、L社はAA社との間で営業支援の業務委託契約を締結した。営業支援の

内容は、システム設計時の対応、通信一般の相談等であった。

但し、同契約上、L社が営業支援を行う旨が定められていたが、実際にL社ないしA氏がAA社の業務に関する対応を求められることはなかったため、AA社に対する営業支援を行ったことはなかった。a氏との間で通信一般の話はしてはいるものの、A氏がAA社の役員と会ったり、オフィスに行ったことはなく、つまりは業務実態はなかった。

なお、A氏がAA社に着信ACビジネスの代理店の紹介をしたことやサービス事業者を紹介したことはない。AA社の代理店にB社ないしC社が存在したことも知らなかった。

その後、2020年11月、AA社はA社の代理店となり、AA社からL社に対して報酬が支払われるようになった。

AA社からL社に支払われる報酬の額は、契約上は、AA社の着トラフィック量に応じた歩合ということであったが、どこに着信したトラフィックが歩合の対象かは明らかにされておらず、実際にどのような計算がなされているかも知らなかった。つまり、実態としてはa氏の言い値であり、AA社からL社に支払われた金額は概ね月額100万円から200万円程度であった。

AA社からL社が得た報酬の性質について、A氏は、a氏から現金を受け取っていた時と同様、抽象的には、着信ACビジネス（但し、不正呼との認識はない。）についての接待費的なものであったと認識している。A氏において、具体的にいかなるA氏の行動、あるいはいかなる結果に対する支払いであるかは分からない。A氏は、a氏に対して、アルテリアの社外秘の情報を漏らしたことはなく、A社との取引等がアルテリア社内で問題化しないよう行動したこと等もなかった。A社ないしA社の代理店が不正呼を行っていたことは知らなかったし、反対に、着トラフィック量を抑制するように要請することもしていた。したがって、A氏は、かかるAA社からの報酬は、情報提供の対価や口止め料といった性格のものではないと認識している。

(オ) AA社との取引の終了とK社・L社間の契約について

2021年6月、AA社の窓口的な役割をしていたe氏から、AA社からL社に入金はできない、と一方的に言われ、「分かりました」と答えた。

その後、2021年7月1日のBIS事件の報道により、AA社はA社の代理店から外れたようであるが、AA社がBISに関係する会社であるとは知らなかった。

その後、2021年11月頃、a氏から。「AA社の代わりに支払先として、K社を紹介します」と言われ、「分かりました」と答えた。

A氏は、K社の社長に会ったことはないが、担当者であるb氏とは会ったことがある。

2022年4月頃、K社とL社との間で業務委託契約を締結した。業務内容は、サーバーの保守支援やハウジング（AA社にはなかった。）のほか、営業コンサルタントと定められていた。同契約の内容はA氏が決めたものではなく、K社のb氏から渡された契約書に押印したのみである。また、AA社の時と同様、実際にK社から業務の要請をされたこ

とはなく、業務実態はなかった。また、A氏はK社のオフィスに行ったこともない。K社から支払われる報酬についても、K社の言い値であり、おそらくa氏が設定したものと考えていた。K社からは、2021年11月から2022年3月分までの支払分が、同年5月に一括して支払われた。その金額は、L社に対して約150万円、後述するBB社に対して約350万円程度であったと記憶している。

(カ) L社が受領した報酬について

以上の経緯により、L社は、AA社及びK社との間でそれぞれ業務委託の契約を締結し、これらの契約に基づき両社から報酬の支払いを受けていたが、いずれも業務実態はなく、A氏は、これらはa氏からA氏に対する接待的な利益提供であったと認識している。但し、A氏及びA氏の妻は、L社から給与・役員報酬を得ておらず、L社に対して振り込まれた報酬金はそのまま銀行口座に残されていた。

A氏が記憶している直近の預金口座残高は約450万円程度である（A氏名義の口座に約150万円、L社名義の口座に約300万円）。

後述するK社からBB社に対して振り込まれた金員は、入金されて間もないが、その通帳が押収されたり、引落しがされたりもあったため、残高は覚えていない。

なお、L社は、動画配信事業（ゲームやバイクなど）のほか、飲食業（たこ焼きや焼き芋）を行う予定であり、また商材卸売関係の事業として、CC社やDD社と契約を締結する直前であった。また、EE社との間でも、電子書籍関係の事業の話を進めており、定款変更手続きを司法書士に依頼していた。L社が得た報酬金は、これらの事業の準備や物品の購入等にも用いられている。

(キ) BB社について

BB社は、L社と同様に、その実質的代表者はA氏である。

その設立の動機は、2021年4月頃、A氏と税理士との間で、通信事業と飲食事業を分け、L社とは別にもう1社設立した方がよいとアドバイスを受けたことによる。

同年4月頃、A氏は、e氏に対して、BB社の設立の手続きを依頼したが、結局設立されたのは同年10月となった。

A氏は、BB社において動画配信事業を行うほか、K社からの業務委託報酬を、BB社に6割、L社に4割の割合で分ける予定であった。しかし、2021年10月から2022年5月にかけて、h氏が心身を故障してしまったため、h氏との事業の話は停滞している。したがって、BB社は現在まで第三者との間で取引を行ったことはない。

エ J社独立調査委員会からの回答及びe氏に対するヒアリング

当委員会は、J社独立調査委員会に対して、L社またはBB社とA社との間で取引があるか否か照会したところ、J社独立調査委員会より、A社と両社との間に取引関係はない旨の

回答があった。

また、当委員会が J 社独立調査委員会から入手した資料によれば、BIS 事件の報道のあった 2021 年 7 月 1 日以降、A 社の代理店のうち、B 社、C 社及び AA 社との取引額が急減して同年 8 月中にはこれらとの取引関係が解消されており、他方、K 社及び他の 1 社について、従前から取引関係があるところ同月から取引額が急増している。

この点について、当委員会が J 社独立調査委員会に対して照会したところ、J 社独立調査委員会より、a 氏の弁護士から聴取した内容であるとして、①BIS 事件を契機とした調査の際に、B 社及び C 社は不正呼の疑いがあったことが判明したために解約し、AA 社はその代理店に B 社及び C 社があったために両社の解約により取引がゼロとなった、②K 社及び他の 1 社は、BIS 事件を契機とした調査の際に解約した他の代理店のトラフィック枠を追加枠として提供したために取引量が増加した、との回答があった。

また、当委員会は、2022 年 8 月 3 日、J 社独立調査委員会と共同して、e 氏に対するヒアリングを実施した。

e 氏によれば、A 氏が不正呼に関与していたといったことを聞いたことはないとのことであった。他方で、

- ① a 氏が A 氏に金銭を提供していたことは、L 社の設立を手伝う際に知った。
- ② L 社の設立については、a 氏と A 氏との打合せの途中で同席を求められ、会社設立手続きを司法書士に依頼すると費用が発生することから、会社設立の経験のあった e 氏において事務手続きの手伝いを行うこととなった。
- ③ L 社設立後に、AA 社と L 社の間で、L 社が AA 社の営業支援を行う旨の契約が締結された。同契約書は a 氏の指示に基づき e 氏が作成した。
- ④ 他方で、AA 社は B 社との間で、AA 社が B 社の着信 AC ビジネスおよびその関連事業に関する継続的な業務支援を行う旨の契約が締結された。
- ⑤ e 氏は、a 氏からの指示により、AA 社の事務代行として、B 社に対して、毎月 200 万円程度、「分数×0.1 円」との明細を記載した請求書を発行しており、他方、B 社への請求額の 95%の金額を L 社に対して通知し、L 社から当該通知額の請求書の発行を受けていた。
- ⑥ L 社からの請求金額について、それに対応する B 社から AA 社への入金を確認した後、e 氏が AA 社から L 社に対する送金手続きを行っていた。
- ⑦ 2021 年 7 月、a 氏から B 社への請求金額、および L 社への支払金額が提示されなくなったため、それ以降、AA 社から L 社への支払いは行っていない。

とのことである。

これらの内容は、a 氏の指示に基づき、AA 社から L 社に対して毎月金銭が支払われていた点について、A 氏の前述の説明と概ね合致するものである。

オ 小括

以上のとおり、本調査において、①A氏が、2019年夏頃から2020年5月から同年6月頃まで、a氏より、概ね月1回の頻度で、10万円から100万円程度の現金を受領していたこと、②A氏が実質的支配者であるL社が、2020年11月頃から2021年6月頃まで、A社の代理店であるAA社より、業務委託料名目で、月額100万円から200万円程度の支払いを受けていたこと、③L社が、2022年5月に、A社の代理店であるK社より、2021年11月から2022年3月分までの業務委託料名目で、約150万円程度の支払いを受けていたこと、④A氏が実質的支配者であるBB社が、K社より同期間に350万円程度の支払いを受けていたことが判明した⁴⁵。

そして、A氏は、これらの経済的利益の供与は、「着信ACビジネス（但し、不正呼との認識はない。）についての接待費的なもの」あるいは「事業に対する応援的なもの」であると認識しており、また、A氏は、a氏に対して、アルテリアの社外秘の情報を漏らしたことはなく、A社との取引等がアルテリア社内で問題化しないよう行動したこと等もなく、情報提供の対価や口止め料といった性格のものではないと認識しているとのことである。

この点、前述第4・1のとおり、本調査において、A氏のA社に対する、秒間〇コールの制限や着トラフィック量の制限に関する要請は、技術部門の要請に基づくものあり、本件契約の特約にある「電気通信設備等への過大な負担」の「状況を通知」したものと理解できし、営業としての着トラフィック量（の増加）に関する要請は、週報等において報告されており、これらによってA氏が本件の着信ACの不正利用スキームないし共犯者とされる者の犯罪行為の遂行に特別の貢献をしたとは判断できない⁴⁶。また、本調査において、A氏が、本件取引に関して、アルテリア内において、（通常の営業部門の従業員としての業務行為の範疇を超えた）特別な行為を行った事実も確認できない。さらには前述のとおり、当委員会には、A氏が不正呼の存在を知っていたと断定し得る資料に接していない。

このように、本調査の限りにおいては、A氏が受領した前述の各経済的利益について、犯罪報酬の分け前ないし犯罪行為への加功に対する対価であったとは断定できない⁴⁷。

もっとも、本調査には限界があり、またその受領した金額の大きさも考慮すれば、A氏が前述の各経済的利益を犯罪報酬の分け前ないし犯罪行為への加功に対する対価として受けていた可能性を完全に否定することはできない。また、A氏において不正呼が行われていることの認識があったか否かにかかわらず、A氏がa氏から多額の裏金を受け取り続けている

⁴⁵ なお、当委員会は、A氏、L社、及びBB社の各預金口座の内容の開示を受けておらず、これらの認定（特に時期及び金額）は概ねA氏の弁護人から得た情報を根拠としている。

⁴⁶ 仮にA氏が傷病等で長期不在となったとしても、A氏の後任者がA社に対して同様の連絡を行ったであろうと合理的に予想できるのであり、その意味でもA氏は特別な貢献を行ったとはいえないとも評価し得ると思料する。

⁴⁷ A社にとって、アルテリアとの本件取引が重要な収入源であってその継続が死活問題であり、a氏において、アルテリアの担当者であるA氏をいわば餌付けしておくために月額100万円程度の裏金も惜しくないと考えていたのだと仮定すれば、A氏及びa氏に不正呼の認識がなかったとしても、このようなA氏に対する金銭供与の動機となり得るともいえる。

たことで、将来アルテリア内部で不正呼の存在を理由に A 社との本件取引を解消する動きが生じた場合に、A 氏が本件取引の継続に向けた働きをするであろうとの期待ないし算段を a 氏に与え、その結果、(a 氏が不正呼に関与していたか否かにかかわらず) アルテリアが A 社に提供した番号が不正呼の場として用いられやすい環境の形成に寄与したであろうとも想像できる。

以上のとおり、当委員会は、A 氏が a 氏ないし A 社の代理店から経済的利益の供与を受けていた理由について、A 氏の客観的かつ具体的な犯罪行為への加功行為を認定することはできないが、さりとて、A 氏の述べる過剰な接待に過ぎないとの主張を受け入れ、本件に関する不正呼ないし着信 AC の不正利用スキームと全く無関係であったと結論付けることもできない。

なお、アルテリアは、就業規則及びコンプライアンスマニュアルにおいて、職務に関し不当な金品を授受すること、及び取引先またはその役員・従業員から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の供与を受けるなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行うことを禁じており、また、事前の承認なき兼職を禁止している。

第5. 類似案件調査

1. 類似案件の有無の調査対象（更なる調査の対象）

前述第1・4・(1)に記載のとおり、類似案件が実現可能となるのは、アルテリアが、F社、G社及びH社に対して提供した番号について着信側で利用される場合となる。そして、G社及びH社については、提供した番号について発生した接続料金の水準、不正呼の分析及びインタビューを踏まえ、更なる調査の対象外とした。

他方、F社については更なる調査の対象とした。その具体的な調査手法及び判明した事実関係は以下のとおりである。

2. 更なる類似案件の調査方法

当委員会がF社に提供した番号について行った類似案件の有無（当該番号に対する不正呼の有無）の更なる調査方法は、前述第1・5・(2)に記載のものうち、以下のものである。

- ・デジタルフォレンジック調査
- ・社内外の関係者らに対するヒアリングの実施
- ・本件に係るデータ、証憑類の調査
- ・ホットラインの設置及び申告への対応
- ・社内関係者に関する行動調査
- ・その他の調査（不正呼の調査、意見書の取得）

3. 判明した事実関係及び評価

前述第1・4・(1)に記載のとおり、アルテリアがF社に対して提供した番号についての1ヶ月あたりのアクセスチャージの金額は、携帯電話回線の定額料金サービス契約ないし同プランの加入に要する費用と発信可能な装置の準備費用を負担した上で利益を確保することが容易な水準となっていた。したがって、F社に提供した番号に向けて、F社や第三者⁴⁸が不正呼を行って類似案件を実現することが不可能であると考えべき事情は見当たらなかった。

また、不正呼の分析からも、アルテリアがF社に対して提供した番号に向けて不正呼がなされていないと断定することはできなかった。

しかし、以下の各事実関係によれば、アルテリアがF社に対して提供した番号に向けて不正呼がなされていたと断定することもできなかった。

(1) F社とのコミュニケーション

F社とのIP通信サービス提供契約締結に至る経緯は、前述第4・1・(5)に記載のとおりで

⁴⁸ F社によれば、アルテリアとF社との間の契約にアルテリアが受け取るアクセスチャージを分配するインセンティブに関する条項があるのと同様に、F社と代理店との間にも同様の条項があるとのことである。これを前提とすれば、当該代理店が接続料金の分配を受けるために不正呼を行う可能性は抽象的には存在するといえる。

あり、同契約締結に向けた交渉過程や稟議承認の過程において問題となる点は見当たらない。また、A社及びF社の着トラフィック量の調整の依頼の背景は、前述第4・1・(5)に記載のとおりであり、その目的はあくまでアルテリアの設備保全にあったものと認められ、他方、何らかの不正な目的のために行ったことを示す証拠はなかった。

(2) F社の見解

また、F社の役員らに対するヒアリングにおいて、類似案件の存在を認める旨の発言はなかった。

(3) 不正呼の有無に関するアルテリアの役職員の認識

さらに、仮にアルテリアとF社との間のIP通信サービス提供契約において、類似案件が存在する場合、アルテリアの役職員について、不正呼の存在に関する認識を示す証拠が検出できる可能性がある。しかし、A氏、F社に対する営業を担当していたY氏その他のアルテリアの役職員に関する、電子メール・チャットデータ、PCデータ、共有ファイルサーバデータの中に、かかる認識の存在を示す証拠はなかった。

第 6. 不正呼とアクセスチャージ等をめぐる法律関係

1. 不正呼の監視と通信の秘密

不正呼とアクセスチャージ等をめぐる法律関係を検討するにあたり、通信事業者が平時において不正呼の監視を行うことと、憲法上国民に保障されている通信の秘密との関係を整理することが有益である。

そこで、当委員会は、本件意見書の作成依頼にあたり、本件分析以外にも、

- ① 通信事業者が日頃の設備保全ないし精算業務の遂行の目的で行う監視（平時モニタリング）
- ② 上記①の目的を超えて、不正呼の疑いのある不審な通信ないしトラフィックの検出を目的として全通信を対象に行う監視
- ③ （上記①のモニタリング等の結果）不正呼の疑いのある不審な通信ないしトラフィックを認識した場合に、当該通信と関連する特定の範囲の通信について長期的・継続的に行う監視

が、通信の秘密の不可侵を定める電気通信事業法第 4 条第 1 項との関係で、それぞれ違法性が阻却され適法と判断されるか否かにつき、西貝吉晃准教授及び遠藤聡太准教授に対して照会した。

本件意見書では、上記①については、設備保全や精算業務は、会社の電気通信役務の円滑な提供、電気通信事業の維持・継続に不可欠の行為であるから目的の正当性及び行為の必要性が認められ、かつ電気通信事業法第 121 条第 1 項の接続義務を前提に代理店に対応を求めたり、個別番号を特定せず事業者または代理店ごとに通信量の集計・算定を行う等、侵害の程度も必要最小限になっており手段の相当性も肯定されることから、正当業務行為として違法性が阻却され適法と判断されると結論付けられている。

他方で、上記②については、不正呼の疑いすらない段階では行為の必要性が認められず、また全通信を対象としたモニタリングは通信の秘密の侵害の程度が極めて大きいため、手段の相当性も認められないことから、正当業務行為の成立が否定され、違法と判断される可能性が高いとされている。

また、上記③についても、発着信の回数やインターバル、通話時間等を長期的・継続的に監視する点から通信の秘密の侵害の程度が本件分析よりも大きく、かつ監視期間に関しても不正呼と判断される数値に至るまでは監視が継続され得る（かつ終了時期を別途定めるルールが策定しにくい）ことから、上記②と同様に、正当業務行為の成立が否定され、違法と判断される可能性があるとされている。

以上のとおり、本件分析と異なり、本件のような事案の発生に至らない段階でのモニタリングについては、設備保全目的および精算業務目的のもののみが許容され、それ以外のモニタリングは、不正呼の疑いがあるとしても、通信の秘密による制約との関係で違法と判断され得ることから、その実施は困難であるといわざるを得ない。

2. 不正呼による着信とアクセスチャージの発生

[Redacted text block]

したがって、不正呼による着信であっても、アルテリアが P 社から受けるべきアクセスチャージの額の計算から除外されるものでないと解される。

なお、同じ番号から多数かつ極めて短期間の通信が繰り返されるなど、通話を目的としたものではないと疑われる異常通信が電気通信事業者間のアクセスチャージの支払対象から除外されるか否かが争点となった事案について、電気通信事業者間の契約の解釈上、異常通信がアクセスチャージの対象外となるとは認められない旨を判示した下級審裁判例がある（東京地方裁判所平成 30 年 3 月 7 日判決（LLI/DB 判例秘書登載））。

3. 不正呼によるアクセスチャージと民法第 130 条第 2 項の適用関係

もっとも、アクセスチャージの発生条件である着信により利益を受けるアルテリア自身が「不正にその条件を成就させた」と評価される場合には、相手方である P 社は、着信という条件が成就しなかったものとみなすことができると解する余地がある（民法第 130 条第 2 項）。

例えば、アルテリアがアクセスチャージを得るために自ら不正呼を行ってアルテリアの

払い出した電話番号に着信させ、または第三者に不正呼を行わせた場合がこれにあたる。また、アルテリアが不正呼に直接関与していない場合であっても、第三者による不正呼をアルテリアが認識していた場合であって、かつ、アルテリアの作為または不作為が信義則違反と評価される場合には、アルテリア自身が不正に条件を成就させたものと同視され、民法第130条第2項の適用を受ける余地があるとも考えられる⁴⁹。

しかし、前述第4・2に記載のとおり、アルテリアの代表取締役であるS氏、及びP社への請求行為につき決裁権限を有していたF氏、N氏において、アルテリアからA社に対して提供された番号に対してA社やその先の代理店において不正呼が行われていたことの認識があったとは認められない。

また、アルテリアは、2018年12月末頃、技術部門の一部従業員においてA社に提供された電話番号への着トラフィック量の顕著な増加を把握し、A社に提供された番号に不審な着トラフィックがあり、着信ACの不正利用スキームの疑いがある旨を報告したことを端緒に、2019年1月22日に行われたP社との協議の席で、

の報告を行っている。そして、アルテリアは、A社との間で2019年6月1日付け覚書を締結し、A社において責任をもって、違法もしくは不正の利益を得る等の目的でIP通信サービスを利用しないこと等をその顧客及び二次代理店に遵守させる旨を確約させている。

もとより、A社やその先の代理店において不正呼が行われていたとしても、アルテリアがこれを探知するには、発信側の電話番号、着信側の電話番号、発信の頻度・タイミング及び通話の時間といった呼の外形、並びに通信の内容について、モニタリングを行う必要があるところ、前述のとおり、アルテリアがこれらのモニタリングを行うことは、たとえ不正呼の疑いがある場合であっても、通信の秘密を侵害するものとして電気通信事業法第4条第1項に抵触するおそれがある。

こうした制約がある中、アルテリアが不正呼の疑いを抱いた後まもなくP社に対して報告を行っていることや、A社に対して不正呼がなされないよう確約させていることからすると、アルテリアが第三者による不正呼の疑いを抱いていたとしても、第三者による不正呼を認識し、かつ、アルテリアに信義則違反の作為または不作為があったと評価することはできないと思料される。

したがって、本件において、アルテリア自身が不正に条件を成就させたものと評価されるものではないと考えられる。

⁴⁹ なお、民法第130条第2項は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により創設された条項である。そのため厳密には、同改正の施行日（令和2年4月1日）前に締結されたP社とアルテリアとの間の契約に基づく法律関係には直接適用されず、同改正前の民法第130条の類推適用の問題となる。

4. A 氏の使用者としての損害賠償責任

本件において、A 氏は、a 氏等と共謀の上、不正呼による着信 AC ビジネスに係るアクセスチャージ稼ぎの目的を秘して、P 社との間で携帯電話回線の定額料金サービス契約を締結し、同定額料金サービスの対象外となる不正呼により、多数かつ長時間の発信を行って、本来支払うべき従量料金合計約 ■■■■■ 円と定額料金合計約 ■■■■■ 円の差額約 1237 万円の支払いを免れた疑いで起訴されている。

仮にかかる公訴事実が真実であるとした場合、A 氏は P 社に対して、民法第 709 条に基づき、P 社の受けた損害を賠償する義務を負うものと解される。そして、アルテリアは、A 氏の使用者として民法第 715 条に基づく損害賠償責任を負う可能性がある。

しかし、A 氏は、アルテリアの技術部門の従業員からの要請に基づき、たびたび A 社に対して着トラフィック量の抑制を依頼しており、また、営業上の観点から A 社に対して着トラフィック量の確保の依頼も行っていたことが認められるものの、このうち着トラフィック量の抑制の依頼は、アルテリアが A 氏に対して、設備の保全の観点から指示した正当な業務の遂行であるし、着トラフィック量の確保の依頼は、A 社や A 社の代理店において不正呼が行われていたことを認識しつつなされたものでない限り、営業部門の従業員として行う通常の業務の範疇にある行為である。

そして、前述第 4・3 に記載のとおり、仮に A 社または A 社の代理店において不正呼が行われていたとしても、当委員会は、A 氏がその事実を確定的に認識していたとまで断定し得る証拠に接していない。

また、A 氏が A 社または A 社の代理店において不正呼が行われていた疑いを抱いていたとしても、2019 年 1 月 22 日の協議の席でアルテリアが P 社に対して不正呼の疑いがある旨を報告していることに加え、不正呼が疑われる通信と関連する特定の範囲の通信に関し長期的・継続的に行う監視は通信の秘密保護との関係で違法性が阻却されない可能性があることからすれば、A 氏による A 社への着トラフィック量の抑制、及び着トラフィック量の確保に関する依頼の各行為が、P 社との関係で直ちに不法行為と認められるものとはいえないと考えられる。

したがって、少なくとも本件に関する刑事訴訟手続きにおいて検察官及び弁護人の主張及び証拠が明らかにされ、さらに A 氏その他の関係者の尋問等を経て、判決により、事実関係、具体的には A 社または A 社の代理店における不正呼に関する具体的な事実、不正呼に対して因果関係を有する A 氏の行為、及び当該行為時における A 氏の認識等が明らかになるまでは、A 氏の P 社に対する不法行為責任、及び A 氏の使用者としてのアルテリアの責任の有無及びその範囲は不明といわざるを得ない。

第7. 原因分析

1. はじめに

本調査においては、前述第4・2に記載のとおり、A氏を除くアルテリアの関係従業員及び役員（取締役及び執行役員）について、アルテリアからA社に提供された番号に対してA社やA社の代理店において不正呼が行われていたこと（ひいては、着信ACの不正利用スキームが行われていたこと）の認識があったとは認められず、アルテリアが本件に組織的に関与したことを示す証拠は一切発見されていない。

他方、A氏についていえば、当委員会は、A氏について、アルテリアからA社に対して提供された番号についてA社やA社の代理店において不正呼が行われていたこと（ひいては、着信ACの不正利用スキームが行われていたこと）の確定的な認識があったと断定できるだけの証拠に接していない。さらには、前述第4・3のとおり、当委員会が接した資料からは、A氏が、アルテリアとA社との本件取引について、アルテリア内において、（通常の営業部門の従業員としての業務行為の範疇を超えた）特別な行為ないし貢献を行った事実も確認できなかった。

このように、本調査の結果、本件についてA氏が、如何なる認識を持ち、如何なる形で、着信ACの不正利用スキームに関与したのか、あるいは関与していなかったのかは依然として不明であり、この点の解明は本件に関する刑事訴訟手続きの結果を待つほかない。

もっとも、現時点でA氏の犯罪行為への具体的な関与の状況等が不明であるとはいえ、当委員会の調査の結果、A氏がa氏やA社の代理店より多額の経済的利益の供与を受けていた事実が判明している。本件に関する公訴事実が真実であると仮定すれば、かかるA氏とa氏との異常な癒着状態がその原因の一端をなすことに疑いはないことから、当委員会はかかる観点からの原因の分析・検討を行った。

2. 営業部門内の人事ローテーションの不足

本調査の結果、A氏がa氏やA社の代理店より多額の経済的利益の供与を受けていた事実が判明したところ、かかる異常な癒着状態が生じた根本的な要因として、IPテレフォニーサービスが当社においてニッチ（傍流）なビジネスであり、また関与者数が少ないがゆえ、営業部門内における人事ローテーションが不足していたことが挙げられる。すなわち、A氏は本件契約締結当初より一貫してA社の営業を担当していたが、A氏が担当する他の取引先との間においても長期に亘って担当者のローテーションが実施されておらず、近い将来においてA氏のA社を含む営業担当先について、担当者のローテーションが行われる見込みがなかった。このような人材配置の固定化が、a氏においてA氏を抱き込みたいとの不当な動機の誘因となったものと考えられる。

3. コンプライアンスに関する社内規程の不徹底

アルテリアは、社内規程において、職務に関し不当な金品を授受すること、及び取引先関係者から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の供与を受けるなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行うことを禁じており、また、アルテリアの事前の承認なき兼職を禁止している。

しかし、A氏が、社内規程に違反して多額の経済的利益の供与を受け、さらには個人会社の設立に及んでいたように、社内においてコンプライアンス意識の徹底が図られていなかったといえ、それが本件の要因の一つとなったと考えられる。

4. 着信 AC ビジネスに内在するリスクについての感度

前述第4・1に記載のとおり、A社との取引が開始された直後の2018年12月下旬頃より技術部門からA社の着トラフィックについて不正呼の疑いがある旨が報告され、最終的には法務・リスクマネジメント部への相談を経て、A社との間で、A社がA社の顧客及び二次代理店につき「違法もしくは不正の利益を得る目的で、又は他人に対して損害もしくは負担を与える目的で、本サービスを利用し、又は原契約を履行しない」こと等を遵守させる旨の2019年6月1日付け覚書を締結するに至った。

これら一連の経緯については、アルテリアにおいてA社に提供された番号に対する不審な着トラフィックを排除しようとする一貫した姿勢が認められ、2021年7月1日のBIS事件の報道により着信ACの不正利用スキームが犯罪に該当する可能性が社会的に取り沙汰される以前であったことも考慮すれば、2019年6月1日付け覚書の締結による対応も合理的なものであったと評価できる。

しかし、2019年6月1日付け覚書締結以後も、A社の着トラフィックについては、技術部門において度々、不審な着トラフィックが認識され、技術部門ではA社ないしA社の代理店が不正呼に関わっているのではないかとの疑念を抱く者もいた。しかし、2019年6月1日付け覚書の締結によって、A社との本件取引の継続につき法的には問題がないとの認識がIPテレフォニーサービスの営業部門において固定化し、技術部門における疑念がいわば封殺されてしまった。

その後、2021年7月1日のBIS事件の報道により、着信ACの不正利用スキームが犯罪に該当する可能性が初めて社会的に取り沙汰されることとなった。この報道を契機に、営業部門においてA社との取引を改めて注視し、これを担当するA氏に対する監視の目をより強めていれば、A氏とa氏との癒着を断ち切ることができた可能性もなかったとはいえない。

これらの観点からすれば、営業部門において、BIS事件の報道後もA社との本件取引に関するリスクの認識を刷新せず、例えば、A社に提供した電話番号が不正利用スキームの温床と化している可能性、取引のあるべき方向性などについて、振り返りと再検討を行わなかったことについて、着信ACビジネスに内在するリスクの感度が不足していたものと指摘で

きる⁵⁰。

そして、アルテリアにおいて傍流でありかつ関与者数の少ない IP テレフォニーサービスとはいえ、営業部門において着信 AC ビジネスに内在するリスクへの感度が不足していたことが、結果として A 氏と a 氏との癒着を許してしまった背景事情の一つとなった可能性が指摘できる。

⁵⁰ なお、本件の公訴事実によれば、犯罪行為として立件されたのは 2021 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間の行為である。したがって、仮に同年 7 月 1 日の BIS 事件の報道を契機として A 社との本件取引を停止したとしても、本件の犯罪行為の発生に関する A 氏と a 氏の癒着は防ぎ得なかったといえる。しかし、当委員会は、同種事案の再発防止、及び上場企業にふさわしいコンプライアンス体制の整備の観点から、原因分析として取り上げることとしたものである。

第 8. 再発防止策

1. 実現可能で効果的な営業担当者の癒着防止策の導入

本件では、A 氏が個人的な利得を目的として、担当営業先である a 氏と癒着して不正な経済的利益の供与を受けていた。かかる不正類型は社内管理体制のみではその発生の防止に限界があるともいえるが、類似の不正が再発する可能性を低減させるために、今後、営業担当者との癒着防止策として、営業担当者の定期的なローテーション制を含む実現可能で効果的な対策を導入することが重要であるとする。

2. コンプライアンス意識の浸透・徹底のための諸施策の実施

アルテリアは、社内コンプライアンスに関する諸規程を整備しており、またコンプライアンス委員会を設置し、従業員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関するアンケートも行っており必要なフィードバックを実践しているところ、これらに定型的な不足があったとまでは評価できない。

しかし、A 氏において、業務上のコンプライアンス意識が決定的に欠如していたことには疑いがなく、そうであれば、アルテリアにおいては、顧客や代理店と接する機会の多い営業部門を中心に、より一層のコンプライアンス意識の徹底のため、コンプライアンス教育の拡充を図るとともに、業務の現場においてコンプライアンスに関する規程が遵守されコンプライアンス意識が浸透しているか、定期的な点検・確認を全社的に実施する具体的な方策を検討すべきである。

3. 傍流ビジネスに内在するリスクの感度向上と洗い出しの徹底

2021 年 7 月 1 日の BIS 事件の報道により、着信 AC の不正利用スキームが犯罪に該当する可能性が初めて社会的に取り沙汰され、同報道を契機に、営業部門において A 社との取引を改めて注視し、これを担当する A 氏に対する監視の目をより強めていけば、A 氏と a 氏との癒着を断ち切ることができた可能性もなかったとはいえない。

しかし、営業部門においては、2019 年 6 月 1 日付け覚書の締結によって A 社との取引の継続につき法的には問題がないとの認識が固定化し、同報道に接しても、営業部門において a 氏との面談を行うに留まり、かかる固定的な認識は刷新されず、A 社との取引に関するリスクの見直しは行われなかった。

この点、一般に、事業に関するリスクの把握・分析、及びその結果をふまえた継続の要否、または方針見直し等は、特に傍流ビジネスにおいて不断に更新されるべきものであり、そのためには常にアンテナを高くし感度を向上させることが不可欠である。

本件では、着信 AC ビジネスに特有の事業リスク、すなわち代理店の管理監督に限界があり、不正利用スキームを探知、根絶することができないリスクへの感度の不足が、結果として A 氏と a 氏との癒着を許してしまった背景事情の一つとなった可能性も指摘できるとこ

ろ、アルテリアにおいては、改めて、各ビジネス、特に傍流ビジネスに内在するリスクの洗い出しを行い、同取引に対する取扱方針を不断に検討することが求められる。

第9. 着信 AC ビジネスの構造上の問題点と通信業界全体に対する提言

1. 着信 AC ビジネスの構造上の問題点について

(1) 着信 AC ビジネスについて

本件では、着信 AC の不正利用スキームにアルテリアが巻き込まれてしまったという側面があることは否めない。

この点、着信 AC ビジネスは、携帯電話回線の定額料金サービスが開始される以前から存在しており、それ自体は社会的に是認された一定の経済的合理性のある取引である⁵¹と評価できる。

しかし、このような着信 AC ビジネスも、携帯電話回線の定額料金サービスを組み合わせることで、発信に要する通話料を一定額に留め、かつ、機械を用いる等した通話の実態を伴わない発信（不正呼）を大量に行い着信量に応じて支払われるアクセスチャージ、販売促進費（インセンティブ）の金額を増加させること（着信 AC の不正利用スキーム）が可能となり、このような不正呼を利用した詐欺行為の温床となり得る。そして、かかる着信 AC の不正利用スキームの存在自体は、通信業界においては以前から知られていた。

他方、着信事業者の立場から、このような不正呼を的確に排除して適正な着信 AC ビジネスを維持しようとするには、次のように大きな困難が伴う。

(2) 取引事業者の事前のスクリーニングが困難であること

第一に、着信事業者（本件でのアルテリアの立場）からすれば、代理店（本件での A 社の立場）が、着信事業者から提供された番号を二次代理店に提供した場合（さらには三次代理店、四次代理店に番号が順々に提供される可能性もある。）、着信事業者が代理店との取引口座の開設についての審査に高いハードルを設け、事前のスクリーニングを試みたとしても、当該二次代理店らについてはこのような審査等による選別ないし制限を行うことができず、得体の知れない事業者が入り込んでしまうことを防ぎきれない（付言すれば、そもそも着信事業者は代理店がどのような二次代理店と契約しているのかすら把握できない。）。

(3) 通信の秘密の制限による不正呼の調査等の限界（取引事業者の事後の排除が困難であること）

第二に、そもそも不正呼の調査、確認ないし立証については、通信の秘密による限界がある。

⁵¹ 但し、アクセスチャージは電気通信設備の保有者間における相互接続の対価であって、例えば通信事業者甲と通信事業者乙の間のアクセスチャージには、甲の乙に対するアクセスチャージと、乙の甲に対するアクセスチャージとが存在する。そして、年度ごとに甲乙間の価格交渉が行われ、各アクセスチャージの単価は甲乙間のアクセスチャージの不均衡の是正がなされる方向で見直しがなされる傾向にあるとのことである。かかる実態に鑑みれば、当委員会は、着信事業者の立場から見た着信 AC ビジネスの経済的合理性について疑問なしとはしない。

すなわち、電気通信事業法上の通信の秘密を保障する規定（同法第4条、第179条）は、憲法第21条第2項を具体化したものと解され、その保護範囲は非常に広く解されている。まず、行為客体について、通信の内容だけでなく、各々の通信のメタ情報（誰が〔発信者〕、誰と〔受信者〕、いつ、どの程度の時間、その通信を行ったか等）も、通信の秘密に含まれると理解されている（最高裁判所令和3年3月18日決定（民集75巻3号822頁）参照）。そして、行為態様についても、通信の秘密を「侵す」行為に、傍受や開示だけでなく、窃用（発信者または受信者の意思に反して利用すること）までもが含まれると理解されている。

この点、着信事業者の立場において現に不正呼が行われているか否か、人による通話の存否を直接確認し立証するためには、当該通信の内容を知るほかに、当然、このような行為は通信の秘密を大きく侵害するものであり、到底許されるものではない。

また、不正呼が疑われる通信ないしトラフィックについて統計的な分析による間接的な立証を試みようとしても、前述のとおり、メタ情報の収集・分析自体が通信の秘密による制限に触れ、原則として違法であり、例外的に正当業務行為（刑法第35条後段）に該当する場合にのみ違法性が阻却され許容されると解されるところ、何らかの理由により不正呼の疑いのある通信ないしトラフィックを認識したに過ぎない場合、その必要性及び手段の相当性⁵²の観点から、正当業務行為として認められない可能性がある。

付言すれば、何らかの理由により不正呼の疑いのある通信ないしトラフィックを認識した場合、当該通信等と関連する特定の範囲（例えば、当該通信に関する払出番号を扱う代理店に付与した一連の払出番号）について、着信事業者がモニタリングを長期的・継続的に行うこと⁵³を試みようとしても、当該手法は、発着信番号を特定して、その発着信回数や発着信のインターバル、通話時間数等を長期的・継続的に監視する点で、通信の秘密の侵害の程度が大きく、加えて、理論的には監視対象の指標が閾値を超えるまで継続され得るものであり、モニタリングの終了時期を決定するルールを策定しにくい点で、典型的にみても通信の秘密侵害の程度が広範なものとなりやすいのであって、これらの観点からすれば、仮にその目的の正当性や行為の必要性が肯定されるとしても、手段の相当性に問題があり、正当業務行為として認められない可能性がある。

以上のとおり、そもそも、仮に着信事業者が何らかの理由により不正呼が疑われる不審な通信ないしトラフィックを認識したとしても、当該通信が実際に不正呼か否か、間接的な確認ないし立証を試みることすら通信の秘密の制限に触れる可能性があり、不審な着トラフィックのある代理店について、不正呼の存在（ひいては、着信ACの不正利用スキームが行

⁵² 通信事業者間で不正呼の存在等に関する情報共有等の仕組みが存在しない現状では、顕在化していない目的のために、たとえ短期的ではあれ、大量の呼についてのデータを探索的に分析するという通信の秘密侵害の程度が大きい手段を採る必要性が生じ得ることとなり、正当業務行為の判断における相当性の要件が認められない可能性がある。

⁵³ ここでは、一定期間内の発着信回数、発着信のインターバル、通話時間数等を監視対象の指標とし、これらが一定の閾値を超過した場合や、通常の発着信と異なる傾向を一定程度示した場合に、特定の発着信番号が不正呼に利用されている旨を判定するアルゴリズムを含むシステムを用いた長期的・継続的なモニタリングを実施する手法を想定している。

われていること)を立証してその契約の解除等を実施することは、実際上は困難であるといえる。

(4) 小括

以上のおり、着信 AC ビジネスは、それ自体は正当であったとしても、携帯電話回線の定額料金サービスを組み合わせることで不正呼を利用した詐欺行為(着信 AC の不正利用スキーム)の温床となり得るのであり、そうであるにもかかわらず、着信事業者の立場から不正呼を的確に排除して適正な取引を維持しようとするには、①二次代理店、三次代理店等について事前のスクリーニングが実質的に不可能であり、かつ②通信の秘密による制限との関係で、仮に不正呼が疑われたとしても不正呼の存在を立証すること自体が難しく、事後的に不正呼を行っていると思われる代理店を排除することには多大な困難がある、との構造的問題点が認められる。

2. 着信 AC の不正利用スキーム排除のための通信業界全体に対する提言

以上のような着信 AC ビジネスの構造上の問題点から、着信事業者の立場において不正呼を排除して適正な着信 AC ビジネスを維持することには、多大な困難が伴う。

他方、着信 AC の不正利用スキームは、必然的に携帯電話回線の定額料金サービスを組み合わせることとなることから、かかるサービスを提供している発信契約事業者による対応を期待するということも考えられる。しかし、前述の通信の秘密による制限に基づく不正呼の調査等の限界に関する問題は、発信契約事業者についても同様であろうと推測され、その対応には限界があるものと思料される。

けだし、通信業界全体の健全性の維持、通信の犯罪利用を未然に防ぐという社会的な課題の解決は、通信業界全体に対して問われている。

当委員会は、着信事業者のみならず、発信契約事業者も含めた通信業界全体において、着信 AC の不正利用スキームないし不正呼の排除に向けた連携体制を整えることが求められていると考える。

第 10. 結語

本件において、アルテリアが組織的に着信 AC の不正利用スキームに関与していた事実関係は認められなかった。他方で、一部従業員が取引先から多額の経済的利益の供与を受けていた問題や、通信業界を挙げて対処すべき着信 AC ビジネスの問題が存在していることが認められた。

アルテリアが提供する通信インフラは、人と人を繋ぎ、その繋がりから新たな価値が生まれていくことで、数多くの人々の生活やビジネスを支えるものである。携帯電話やインターネットといった通信インフラが普及し、その障害が広範な影響を与えることにみられるように、通信インフラの提供に携わるアルテリアの事業は一定の公共性を有している。同時に、アルテリアは、日本の上場企業の中でも特に高いガバナンス水準を備えた企業が属するプライム市場の一員でもある。

他方、特殊詐欺や本件にみられた着信 AC の不正利用スキームのように、他者から違法・不正に利益を得ようとする集団に通信インフラが悪用される場合があることも、目を逸らし難い現実である。こうした通信インフラの悪用への対処は、ひとりアルテリアにのみ課せられた課題ではない。しかし、そのような事例やリスクを可能な範囲で減少させ、新たな価値の創造のために用いられるべき通信が、誰かを欺き、あるいは傷つけるための道具として消費されることのないように努めていくことが、通信業界内の 1 プレーヤーとしてのアルテリアに対して社会が期待しているところであると考えられる。

今後のアルテリアにおいては、本件を 1 つの契機として、その事業遂行において、従前よりもさらに高いインテグリティ（誠実さ・清廉さ）を発揮し、これを通して得られる社会からの厚い信頼を自らの成長に繋げていくことが望まれる。本報告書をその一助としていただければと切に願っている。

以 上

【別紙】

別紙 1-1 ないし別紙 4-3 : (略)